

自己点検・評価報告書

2023 年 6 月 27 日

岡山大学大学院法務研究科法務専攻

研究科長 署名欄

印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	14
第1分野	運営と自己改革	14
1-1	法曹像の周知	14
1-2	特徴の追求	19
1-3	自己改革	25
1-4	法科大学院の自主性・独立性	34
1-5	情報公開	37
1-6	学生への約束の履行	40
1-7	法曹養成連携協定の実施状況	43
第2分野	入学者選抜	47
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	47
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	54
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	59
第3分野	教育体制	62
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	62
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	65
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	68
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	70
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	71
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	72
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	75
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	78
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	78
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	84
第5分野	カリキュラム	88
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	88
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性〉	93
5-3	科目構成（3）〈授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直し〉	97
5-4	科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉	99
5-5	履修（1）〈履修選択指導等〉	101
5-6	履修（2）〈履修登録の上限〉	105
第6分野	授業	108
6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	108
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	112

6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	118
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	122
6-4	国際性の涵養	130
第7分野	学習環境及び人的支援体制	132
7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	132
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	135
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	137
7-4	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	138
7-5	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	142
7-6	教育・学習支援体制	144
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	146
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	150
第8分野	成績評価・修了認定	153
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	153
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	158
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	163
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）	166
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適合認定〉	166
別紙2	6-1-2 授業（2）1（1）授業の実施，（2）到達目標との関係	175

(様式例)

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 大学(院)名 | 岡山大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月 | 2004年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| 氏名 | 鈴木 隆元 |
| 所属・職名 | 法務研究科・教授(研究科長) |
| 連絡先 | 086-251-7484 |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ① 氏名 | 鈴木 隆元 |
| 所属・職名 | 法務研究科・教授(研究科長) |
| 役割 | 自己点検・評価の総括責任者 |
| 連絡先 | 086-251-7484 |
| ② 氏名 | 木下 和朗 |
| 所属・職名 | 法務研究科・教授(副研究科長) |
| 役割 | 教務に関する自己点検・評価責任者 |
| 連絡先 | 086-251-7477 |
| ③ 氏名 | 伊東 俊明 |
| 所属・職名 | 法務研究科・教授(副研究科長) |
| 役割 | 入試及び学生支援に関する自己点検・評価責任者 |
| 連絡先 | 086-251-7367 |
| ④ 氏名 | 佐藤 吾郎 |
| 所属・職名 | 法務研究科・教授 |
| 役割 | 教務に関する自己点検・評価責任者 |
| 連絡先 | 086-251-7056 |
| ⑤ 氏名 | 井藤 公量 |
| 所属・職名 | 法務研究科・教授 |
| 役割 | 実務教育に関する自己点検・評価責任者 |
| 連絡先 | 086-251-7387 |

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| ⑥ | 氏名 | 妹尾 和成 |
| | 所属・職名 | 社会文化科学研究科等事務部・事務長 |
| | 役割 | 自己点検・評価の事務責任者 |
| | 連絡先 | 086-251-7340 |
| ⑦ | 氏名 | 宮本 千代 |
| | 所属・職名 | 社会文化科学研究科等事務部・総括主査 |
| | 役割 | 自己点検・評価の事務担当者 |
| | 連絡先 | 086-251-7359 |
| ⑧ | 氏名 | 森安 幸子 |
| | 所属・職名 | 社会文化科学研究科等事務部・主査 |
| | 役割 | 自己点検・評価の事務担当者 |
| | 連絡先 | 086-251-7358 |

ggg7372@adm.okayama-u.ac.jp

〒700-8530 岡山市北区津島中 3-1-1

6. 法科大学院の基本データ

貴法科大学院の基本データを以下の表にご記入ください。「第3 自己点検・評価の内容と結果」に、以下の表を引用することにより、各分野における当該事項の記載を省略いただくことが可能です。なお、当該事項を踏まえた自己点検・評価については、本フォーマット及び「評価判定の視点」をご参照の上、「第3 自己点検・評価の内容と結果」にご記載ください。

(1) 過去5年間の入学者競争倍率…【1-3】【2-1】関連

	受験者数	合格者数	競争倍率
2019年度	64人	31人	2.1倍
2020年度	51人	23人	2.2倍
2021年度	50人	25人	2.0倍
2022年度	55人	26人	2.1倍
2023年度	112人	47人	2.4倍

※競争倍率については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示している。

[注] 「n年度」は評価実施年度とし、過去5年分（評価実施年度に入学した学生が選抜された前年度実施分から遡って過去5年分）の競争倍率（受験者数÷合格者数）を記載してください。受験者数の算出方法については、評価基準2-1の3. 解説（4）①～③をご参照ください。

(2) 過去5年間の入学定員充足率…【1-3】【7-2】関連

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2019年度	24人	18人	75.0%
2020年度	24人	19人	79.2%
2021年度	24人	14人	58.3%
2022年度	24人	19人	79.2%
2023年度	24人	24人	100%
平均	24人	18.8人	78.3%

[注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行をいう。

3 [B/A] 欄については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示すること。

4 「n年度」は評価実施年度を指す。

(3) 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況 …【1-3】関連

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率 (全法科大学院平均)
--	------	----------------------	--------	-----	-----------------------

2019年度	42人	25人	7人	16.7%	29.1%
2020年度	30人	21人	8人	26.7%	32.7%
2021年度	33人	25人	16人	48.5%	34.6%
2022年度	26人	17人	8人	30.8%	37.7%
2023年度	人	人	人	%	%

※%については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示している。

[注] 1 「司法試験受験者数」には、出願者数ではなく、実際に司法試験を受験した人数を記載してください。

2 「n年度」は、評価実施年度を指す。本報告書提出時点で、評価実施年度の数値が判明していない場合は、空欄のままご提出ください。

3 「司法試験合格率（全法科大学院平均）」には、全法科大学院の司法試験合格率の全国平均値（予備試験合格者を除いた数値）を記入して下さい。

(4) 過去5年間の入学者の既修者選抜の競争倍率…【2-2】関連

法学未修者とは別に法学既修者の定員を設けて入学者選抜を実施している場合、評価年度より過去5年分の競争倍率（受験者数÷合格者数）を記載してください。
該当なし。

(5) 過去5年間の入学者数のうち、法学既修者数及び割合…【2-2 関連】

		入学者数	うち法学 既修者数
2019年度	学生数	18人	8人
	学生数に対する割合	100%	44.4%
2020年度	学生数	19人	9人
	学生数に対する割合	100%	47.4%
2021年度	学生数	14人	5人
	学生数に対する割合	100%	35.7%
2022年度	学生数	19人	9人
	学生数に対する割合	100%	47.4%
2023年度	学生数	24人	6人
	学生数に対する割合	100%	25.0%

※ 割合については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示している。

[注] 「n年度」は評価実施年度とし、過去5年分まで記入してください。

(6) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合…【2-3】関連

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は 他学部出身者
--	------	--------	-----------------------	--------------------

2019年度	18人	3人	2人	5人
合計に対する割合	100.0%	16.7%	11.1%	27.8%
2020年度	19人	0人	0人	0人
合計に対する割合	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2021年度	14人	1人	0人	1人
合計に対する割合	100.0%	7.1%	0.0%	7.1%
2022年度	19人	3人	2人	5人
合計に対する割合	100.0%	15.8%	10.5%	26.3%
2023年度	24人	3人	2人	5人
合計に対する割合	100.0%	12.5%	8.3%	20.8%
5年間	94人	10人	6人	16人
5年間の合計に対する割合	100.0%	10.6%	6.4%	17.0%

※割合については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示している。

- [注] 1 「実務等経験者」とは、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ各法科大学院が定義したものをいう。
- 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数を行い、既修者・未修者を問わない。
- 3 「他学部出身者」とは、法学部以外の学部出身者（法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者）のうち実務等経験者でない者をいう。
- 4 「n年度」は評価実施年度とし、過去5年分まで記入してください。

(7) 収容定員数及び専任教員総数…【3－1】関連

収容定員数	72人
専任教員総数	16人

- [注] 1 専任教員総数は、評価実施年度の5月1日現在における人数をご記載ください。
- 2 専任教員総数には、評価実施年度の後期における予定者も含まれます。

(8) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数…【3－1】関連

- 貴法科大学院の入学定員に従って、該当する表に、評価実施年度の5月1日現在における、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各分野について適格性を有する専任教員の実員数（予定を含む）を記載してください。
- 上記分野毎に、適格性を有するとした教員の氏名を記載してください。（当該専任教員については、科目毎の専任教員の適格性の要件を満たすか、評価基準3－1解説（2）(a)の審査を行うことになります。当該審査において必要な「研究業績」については、評価基準3－1解説（2）(a)要件②をご参照ください。）

入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	1人	2人	2人	2人	1人	1人	1人
適格性を有する教員の氏名	木下和朗	南川和宣 吉野夏己	岩藤美智子 鈴木尊明	米山毅一郎 鈴木隆元	伊東俊明	神例康博	小浦美保

(9) 実務家教員の数及び割合…【3-1】関連

- 貴法科大学院に法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員（以下、「実務家教員」といいます。）の数と割合について、評価実施年度の5月1日現在の実数（予定を含む）を記載してください。そのうち、みなし専任教員がいる場合は、みなし専任教員の数も記載してください。

法令上必要とされる専任教員数 (A)	実務家教員数 (B)	(B)のうち みなし専任教員数	法令上必要とされる専任教員数に占める実務家教員の割合 (B/A)
16人	5人	0人	31.3%

※B/Aについては、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示している。

[注] 1 みなし専任教員については、法令上算入し得る数以上のみなし専任教員がいる場合でも、法令上算入し得る数に基づいて計算してください（計算方法については「評価基準解説」をご参照ください）。

(10) 教授の数及び割合…【3-1】関連

専任教員総数と、そのうちの教授の人数を表にしてください。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	13人	3人	16人	3人	2人	5人
計に対する割合	81.3%	18.8%	100%	60.0%	40.0%	100%

※割合については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示している。

[注] 1 評価実施年度の5月1日現在の数（予定を含む）を記載のこと。

(11) 専任教員の配置バランス…【3-3】関連

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれの開設クラス数及び担当専任教員数（重複がある場合は、重複した数を記載し

てください)並びに、各科目群毎に、専任教員とそれ以外について、1クラスの履修登録者数の平均値を記載してください(法令上算入し得るみなし専任教員数を超えて、みなし専任教員としている教員がいる場合には、同教員も含めて記載してください)。

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数 平均	
	専任() はみなし 専任	専任以 外		専任	専任以外
法律基本科目	27	0	39 人	15.0 人	0 人
法律実務基礎科目	9	0	16 人	10.1 人	0 人
基礎法学・隣接科目	1	3	1 人	21 人	11.3 人
展開・先端科目	11	9	13 人	7.1 人	5.0 人

- [注] 1. 専任教員には、みなし専任教員を含む。
2. 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。
3. 専任教員とみなし専任教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。
4. クラス数及びクラス毎の履修登録者数平均については、開講されていないものはカウントしない。

(12) 教員の年齢構成…【3－4】関連

専任教員について、以下の表に人数を示してください(法令上算入し得るみなし専任教員数を超えて、みなし専任教員としている教員がいる場合には、同教員も含めて記載してください)。

		39 歳以下	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	計
専任教員	研究者教員	1 人	1 人	7 人	2 人	0 人	11 人
		9.1%	9.1%	63.6%	18.2%	0%	100.0%
	実務家教員	0 人	1 人	2 人	2 人	0 人	5 人
		0.0%	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	100.0%
合計		1 人	2 人	9 人	4 人	0 人	16 人
		6.3%	12.5%	56.3%	25.0%	0.0%	100.0%

※%については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示している。

年齢は、評価実施年度の5月1日時点での年齢に基づくこと。

(13) 教員のジェンダーバランス…【3－5】関連

専任教員、兼任・非常勤教員それぞれについて、男性、女性別の人数を以下の表に記載してください(法令上算入し得るみなし専任教員数を超えて、みなし専任教

員としている教員がいる場合には、同教員数も含めて記載してください。

性 別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	9 人	4 人	10 人	33 人	56 人
	16.1%	7.1%	17.9%	58.9%	100.0%
女性	2 人	1 人	2 人	5 人	10 人
	20.0%	10.0%	20.0%	50.0%	100.0%
全体における女性の割合	18.8%		14.0%		15.2%

※割合については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示している。

評価実施年度の5月1日現在の数を記載のこと。

(14) ア 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数…【3－6】関連

評価実施年度を含む過去3年分、教員の担当コマ数(時間単位)の最長(最高)、最短(最低)、平均値を、各学期毎に記載してください(下記表を必要学期分コピーしてください)。(法令上算入し得るみなし専任教員数を超えて、貴法科大学院がみなし専任教員としている教員がいる場合には、同教員も含めて記載してください。)

【2020 年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高		5.25		2.13							1 コマ 90分
最 低		1.00		0.75							
平 均		2.44		1.22							

【2021 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3.00	4.00	3.20	2.13			1.00				1 コマ 90分
最 低	0.00	1.00	0.88	1.09			1.00				
平 均	1.50	2.26	1.70	1.47			1.00				

【2022 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3.00	4.00	3.06	2.47			1.00				1 コマ 90分
最 低	0.59	0.00	0.57	0.00			1.00				
平 均	1.72	1.96	1.66	0.82			1.00				

【2023 年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3.25		3.81								1 コマ 90分
最 低	0.40		0.44								
平 均	1.70		1.75								

※数値は、小数点第2位を四捨五入している。

※該当教員の担当コマ数一覧は【42】教員授業担当コマ数一覧参照

- [注] 1 教員が「当該法科大学院」において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載してください。
- 2 兼任教員については、当該法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載してください。
- 3 「備考」欄に1コマが何分であるかを記入してください。
- 4 上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も資料としてご提出ください。
- 5 本報告書提出時まで、当該年度（学期）のデータが揃わない場合は、後日追加で提出してください。

イ 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数…【3－6】 関連

評価実施年度を含む過去3年分、教員の担当コマ数（時間単位）の最長（最高）、最短（最低）、平均値を、各学期毎に記載してください（下記表を必要学期分コピーしてください）。

【2020 年度後期】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高		8.34		2.37			1 コマ 90分
最 低		1.00		1.06			
平 均		3.51		1.75			

【2021 年度】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	4.24	7.24	3.20	2.94			1 コマ 90分
最 低	1.39	1.00	0.88	1.16			
平 均	2.58	2.92	1.70	1.98			

【2022 年度】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3.12	7.15	3.06	3.63			1 コマ 90分
最 低	0.59	0.42	0.57	0.04			
平 均	2.01	2.61	1.68	1.36			

【2023 年度前期】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3.60		3.81				1 コマ 90分
最 低	0.44		0.44				
平 均	2.39		1.77				

※数値は、小数点第2位を四捨五入している。

※該当教員の担当コマ数一覧は【A42】教員授業担当コマ数一覧参照

- [注]
- 1 専任教員が「当該法科大学院」及び当該大学の法学部，他学部，他大学（法科大学院を含む）において担当する週当たりの最長，最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載してください。
 - 2 「備考」欄に1コマが何分であるかを記入してください。
 - 3 上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も資料としてご提出ください。
 - 4 本報告書提出時まで、当該年度（学期）のデータが揃わない場合は、後日追加で提出してください。

(15) 開設科目数及び単位数等…【5－1】【8－2】関連

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数	修了認定要件 としての 必要単位数
法律基本科目群	26	70	26 (5)	70 (10)	62
うち基礎科目	12	38	12 (1)	38 (2)	34
うち応用科目	14	32	14 (4)	32 (8)	24
法律実務基礎科目群	8	15	7 (2)	11 (2)	11
基礎法学・隣接科目群	7	14	(2)	(4)	4
展開・先端科目群	34	68	(4)	(8)	12
うち選択科目	12	24	(2)	(4)	4

[注] 1 上記「うち必修」には「選択必修」も含まれます。ただし、「選択必修」の数についてもカッコ書きをして記入してください。

2 「修了認定要件としての必要単位数」とは、法学未修者及び法学既修者に共通する数値をいいます。

(16) 学生の履修状況…【5－1】関連

・ 評価実施年度の前年度の修了者について、各科目群の履修単位数（平均値）を未修者コース・既修者のコース別に記載してください。	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	74.86	32.80
うち基礎科目	41.14	4.00
うち応用科目	33.71	28.80
法律実務基礎科目	14.14	13.00
基礎法学・隣接科目	6.29	4.40
展開・先端科目	18.57	17.60
うち選択科目	6.29	5.60
4科目群の合計	113.86	67.80

(17) 収容定員に対する在籍者数の割合…【7－3】関連

【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2019年度	72人	45人	62.5%
2020年度	72人	53人	73.6%
2021年度	72人	47人	65.3%
2022年度	72人	49人	68.1%
2023年度	72人	56人	77.8%
平 均	72人	50人	69.4%

【評価実施年度の在籍者数】

	在籍者数 (未修)	在籍者数 (既修)	合 計
1 年次	24人		24人
2 年次	9人	6人	15人
3 年次	8人	9人	17人
合 計	41人	15人	56人

[注] 1 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。

2 [B/A] 欄については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示すること。

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2023年3月22日開催の法務研究科自己点検評価実施委員会（委員長：佐藤吾郎研究科長，委員：鈴木隆元副研究科長（現研究科長），米山毅一郎副研究科長，大田学事務長，西山貴志主査，陪席：木下和朗教授（現副研究科長），伊東俊明教授（現副研究科長）において，自己点検・評価報告書の執筆分担及び作成スケジュールを決定した。

その後，委員及び執筆分担者において，複数回にわたり自己点検・評価報告書の作成に関する進捗状況の確認及び意見交換を行い，素案として作成した自己点検・評価報告書について，5月26日開催の第2回法務研究科自己点検評価実施委員会（委員長：鈴木隆元研究科長，木下和朗副研究科長，伊東俊明副研究科長，妹尾和成事務長，宮本千代総括主査，森安幸子主査）において確認を行った。

6月1日開催の全学組織である大学院法務研究科自己点検評価委員会（委員長：那須保友学長，委員：三村由香里理事，菅誠治理事（上席副学長），鈴木隆元研究科長，木下和朗副研究科長，伊東俊明副研究科長，妹尾和成事務長，伊藤武彦評価センター長，山崎淳一郎評価センター専門部会委員，和賀崇評価センター専門部会委員）に諮り，審議の結果，承認され，6月開催の大学経営戦略会議，教育研究評議会及び役員会に諮ることとなった。

これを受け，6月13日開催の大学経営戦略会議，6月14日開催の教育研究評議会において，同原案について審議した結果，原案のとおり承認された。この承認を経て，6月26日開催の役員会での承認を得て，自己点検・評価報告書を決定した。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

岡山大学大学院法務研究科(以下、本研究科という。)は、2004年4月、とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた「人権感覚豊かでかつ信頼される法曹」の育成を目的として設立され、以来、中国・四国地区を中心に多数の法律家を社会に輩出してきた。本研究科の「教育の基本的目標」は、「法務研究科は、『地域に奉仕し、地域に根差した法曹育成』を理念に掲げ、高度専門職業人たる法曹にふさわしい倫理観や人権感覚に裏打された高度の体系的法知識と実践的法運用能力を身につけた法曹の育成を目標としています」である。

教育の重点については、地域に住む人々の生活に密接にかかわる問題の解決に貢献する法曹の養成との観点から「医療・福祉系」の分野、地域経済の発展や地域の企業活動を支えるとの観点から広い意味での「法とビジネス系」の分野に加え、2012年12月には、本研究科の附属機関として「岡山大学法科大学院弁護士研修センター(OATC)」(以下、OATCという。)を設立し、「行政法実務」の分野にも教育の重点を拡げながら、組織内弁護士の養成と法曹のリカレント教育に積極的に取り組んできた¹。

このように本研究科は、一貫して、地域社会の様々な課題に取り組むことのできる法曹人材を養成することを指向しており、このことを明確化すべく、2023年4月、「養成する人材像」を次のように定めた。

新たな課題を発見し、専門力を活用し社会を先駆ける高度専門職業人

高度専門職業人たる法曹にふさわしい倫理観や人権感覚に裏打ちされた高度の体系的法知識と実践的法運用能力を身につけた法曹として、以下に掲げることを実践できる人材を養成します。

1. 基本的法分野についての体系的法理論と専門的知識を習得し、具体的な紛争につき、問題を発見し、事案を実践的に解決することができる人材(専門力・実践力)

2. 法曹にふさわしい倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力を有効

¹ 【A33】岡山大学法科大学院弁護士研修センター案内参照。

に活用し、人権の擁護、社会正義の実現に寄与することができる人材（教養力・洞察力）

3. 新しい法分野・法的課題に対する探究力と多様な関係者と連携するコミュニケーション力を通じ、地域の課題を発見し、その的確な解決を図り、地域に貢献することができる人材（探究力・コミュニケーション力）

以下、5つの力を持つ人材を養成します。

【専門力】体系的法理論と専門的知識の習得

【実践力】法律の実践的運用能力

【探究力】新しい法分野・法的課題に対する探究力

【教養力・洞察力】法曹にふさわしい倫理観や人権感覚を支える教養力・洞察力

【コミュニケーション力】課題解決に向けて多様な関係者と連携できるコミュニケーション力

（2）法曹像の周知

本研究科では、「教育の方針」として、上記の「教育の基本目標」、「養成する人材像」のほか、これらに基づき、「卒業認定・学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）」（以下、「ディグリー・ポリシー」という。）、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」（以下、「アドミッション・ポリシー」といい、ディグリー・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの3つを総称して「3ポリシー」という。）を制定しており、これらを本研究科ホームページ（以下、ホームページと略す。）上で公開し、本研究科が養成しようとする法曹像を周知している²。すなわち、第一に、ディグリー・ポリシーとして、「法務博士」の学位は「養成する人材像」の示す5つの力を身につけた人材に授与されること、第二に、カリキュラム・ポリシーとして、養成する人材像の示す5つの力を身につけるための教育カリキュラムはどのような観点で編成されているか、第三に、アドミッション・ポリシーとして、本研究科がどのような人材を求めているかがそれぞれ明記されている。関係者等への具体的な周知の方法は下記のとおりである。

ア 教員への周知、理解

「教育の基本的目標」、「養成する人材像」及び3ポリシーは本研究科教授会の議を経て決定したものであり、専任教員、事務職員において、教育方法・教育内容等を協議する際には、常時、共有されている。さらに、不定期で開催される大学本部執行部と本研究科執行部との意見交換や部局長ヒア

² ホームページ「教育の方針」参照。

<https://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/prospective/policy.html>

リングにおいて、本研究科の養成しようとする法曹像について、大学本部への周知を図っている。

兼担・兼任・非常勤講師に対しては、ガイドブック、学生便覧のほか、授業の実施方法、成績評価のあり方などを記載した文書³を年度初めに配布することにより、本研究科が養成しようとする法曹像を周知し、理解を促進している。

なお、岡山弁護士会法科大学院支援委員会には、研究科長と教務委員長がオブザーバーとして参加しており、その会議において、本研究科の取り組みとともに、本研究科の養成しようとする法曹像、教育理念についても発言し、周知を行っている。このことも、岡山弁護士会を通じて派遣される非常勤講師に対し本研究科の養成しようとする法曹像、教育理念を伝える機会となっている。

イ 学生への周知、理解

在学生に対しては、年度初めのオリエンテーションにおいて本研究科の養成する法曹像について意識を喚起するとともに、学生便覧等において、「教育の基本的目標」、「養成する人材像」、ディグリー・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを掲載し、法曹像が理解できるようにしている⁴。

また、学生便覧では、「医療・福祉に強いローヤーを目指す学生の履修例」、「ビジネス・ローヤーを目指す学生の履修例」を提示し、具体的な法曹像及びその職域について明示している⁵。加えて、法科大学院資料室（以下、単に「資料室」という。）に配架され、かつ学生に配付される本研究科の紀要「臨床法務研究」では教員の研究成果が掲載されており、また本研究科の取り組みを伝える雑誌記事、新聞記事などが資料室へも掲示されることから、その教育理念、法曹像などがわかるようになっている。

さらに、前期と後期にそれぞれ各1回、全在学生を対象に、研究科長及び教務委員長を務める副研究科長が定期的に個別面談を実施しているが（以下、「定期的な個別面談」または単に「個別面談」という）、新入生及び最終学年の学生に対しては、将来の希望進路を必ず尋ね、法曹像の浸透を図っている。なお、これまで自己の志望する法曹像が本研究科の養成しようとする法曹像と合致しないといった不満を訴える学生はいない。

このほか、OATC が主催する各種研究会、研修会に在学生の参加を積極的に促すことで、在学生が法曹の多様な活躍の場をイメージしながら日頃の勉学に打ち込めるような環境を整備しており、これらの機会も、本研究科が養成しようとする法曹像を学生に周知する絶好の機会となっている。

³ 【A34】 2023 年度授業開始にあたってのお願い参照。

⁴ 【A3】 2023 年度学生便覧 巻頭、37-39 頁参照。

⁵ 【A3】 2023 年度学生便覧 40-47 頁参照。

ウ 社会への周知

入学予定者を含む社会全体に対しては、大学院案内（以下、「ガイドブック」という。）、学生募集要項、岡山大学を含め毎年各地で開催される入試説明会、随時の施設見学会などにおいて、本研究科が養成しようとする法曹像につき説明している。また、ホームページでも、本研究科が養成しようとする法曹像を示している。さらに、OATC については、ホームページから OATC のサイトにリンクを貼り、OATC の様々な取り組みを発信している。

このうち、ガイドブックでは、「教育の基本目標」、「養成する人材像」、ディグリー・ポリシーのほか、「教育の特色・開講科目」において、本研究科が組織内法務教育を教育の大きな特色の一つとしていることを明記し、地域のニーズに対応した多様な科目を設置することで具体的にどのような法曹を養成しようとしているかを明らかにしている⁶。

学生募集要項では、冒頭にアドミッション・ポリシーを示し、本研究科が養成しようとする法曹像を周知している⁷。

この他、岡山大学の同窓会組織である法文経学部同窓会、全学同窓会などの会合において、本研究科の教育理念と教育理念の実現に向けた様々な取り組みを伝えるとともに、本研究科が養成しようとする法曹像を周知するよう努めている。

本研究科が組織内弁護士の養成に力を入れていることは近隣大学等でも知られるようになっており、入学者の中には組織内弁護士になることを目標として本研究科を進学先に選んだとする者もいる（本研究科は組織内弁護士の養成に力を入れているが、言うまでもなく、組織内弁護士の養成に特に力を入れているという趣旨であって、組織内弁護士の養成のみに力を入れているという趣旨ではない）。

（3）特に力を入れている取り組み

法曹像の周知について本研究科が特に力を入れている取り組みとしては、本研究科の附属機関である OATC の活用が挙げられる。OATC では、岡山行政法実務研究会、岡山権利擁護研究会などの研究会のほか、法務担当者養成基礎研修、組織内弁護士研修といった各種研修会を主催しており、これらの研究会・研修会は、本研究科の教育理念ひいては本研究科が養成しようとする法曹像・法律人材像を社会に発信する大きな機会となっている。また、これらの研究会・研修会には、在学生の参加を積極的に促しており、これにより、在学生は、本研究科の養成しようとする法曹像を具体的にイメージしつつ、伝統的な法曹のイメージに縛られることなく法曹の活動の様々な可能性に接することで、自己の法曹像を具体的に形成できるように努めている。

⁶ 【A2】 2024 年度大学院案内（ガイドブック）1 頁、5-6 頁参照。

⁷ 【A7】 2024 年度学生募集要項巻頭参照。

さらに、岡山弁護士会法科大学院支援委員会と連携しながら、同委員会が行う「法科大学院 PR」の実施に協力している。「法科大学院 PR」は、中国・四国地区の法学系学部・学科において学部学生を対象に法曹の魅力を伝える取り組みであり、「法科大学院 PR」を実行する同委員会委員の多くは、本研究科を修了した OG・OB 弁護士である。地域社会における有為な人材として活躍する本研究科修了の若手弁護士が法曹としての生の活動を伝えることは、本研究科が養成しようとする法曹像をこれらから法曹を目指そうとする現役大学生に示す何よりの機会であると受けとめている。

(4) その他

上記以外に特になし

2 点検・評価

本研究科が養成しようとする法曹像は、本研究科の教育理念とともに明確であり、専任教員だけでなく、非常勤教員や事務職員など法科大学院の関係者等に周知・理解されているといえる。学生便覧などのほか、個別面談やネットワーク・セミナーなどの授業科目の履修を通じ、学生への周知・理解も進んでいる。また、ホームページ、ガイドブック、各種説明会などの媒体を通じて、さらには、法曹界、経済界、医療機関・福祉機関、自治体等との連携をとおして、入学予定者を含め、広く社会に周知されていると捉えている。

他方、広報活動においては、以前のような対面での説明会の開催などが困難となっている。SNS などの IT ツールを取り入れながら、情報の受け手に応じた適切な内容の情報発信を推進していきたい。

3 自己評価

A 法曹像の明確性・周知のいずれも、非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

1－2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 貴法科大学院の特徴

本研究科は、既述のとおり、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を教育理念に掲げ、地域社会が抱える様々な法的課題に対し、単に法的観点からだけではなく、他領域の専門家とも連携しながら解決を図ることのできる法曹の養成に取り組んできた。

本研究科が、地域社会の抱える様々な法的課題に取り組むことのできる法曹の養成を追求すべき特徴として設定している理由は、本研究科が地域社会の大きな期待を背負って設立されたという経緯による。すなわち、本研究科は、法律問題の専門化・複雑化・広範化が進む中で、地域社会の法曹に対する期待は、量的拡大はもちろん、質の高度化も強まっているとの状況認識のもと、地域社会に生きる人々の生活と権利を守り、地域の発展を支える普遍的な地域法曹の養成を目指して設立されたものである。既述のように、本研究科は教育の重点を「医療・福祉系」と「法とビジネス系」に置いてきているが、その理由も、地域に住む人々の生活に密接に関わる問題の解決に貢献し、地域経済の発展や地域の企業活動を支えるということにある⁸。

このような観点から、2012年12月には、本研究科の教育理念（中四国地方における国立大学による地域貢献）の一層の実現を目指して、本研究科の附属機関としてOATCを設立し、地域の自治体、医療機関・福祉機関、企業等と連携しながら、地域社会の様々な法的課題の解決に地域の専門家等とも連携して取り組むとともに、組織内弁護士の養成・輩出にも力を入れ、地元企業を対象とした法務担当者研修などの研修事業も強化するなどして、地域中核的法科大学院としての機能を強化してきたところである。

さらに、香川大学法学部との間での包括的教育連携協定に基づき、法科大学院志願者を対象とする授業科目を香川大学法学部と連携して開講するなど、岡山大学以外の大学で法曹を志望する学生に向けた教育にも力を入れている。香川大学法学部とは2022年12月に締結した法曹養成連携協定により、いっそうの連携強化を図ることとしている。

このように、本研究科は、法科大学院教育、就職支援及び継続教育を有機的に結びつけ、地域ニーズに対応した一貫した教育環境を整備し、地域のニーズに応える法科大学院であることを特徴として追求しており、地域貢献に向けた本研究科の様々な取り組みは、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特

⁸ 【A35】 中村誠「法科大学院 岡山大学での設置目指して」岡山弁護士会会報48号（2003年3月）3頁参照。

別委員会においても積極的に評価されているところである⁹。

（２）特徴を追求・徹底するための取り組み

本研究科は、上記の特徴を追求するための取り組みとして、①パラリーガルと呼ばれる専門家集団との連携を進めるとともに、②2012年12月に本研究科の附属機関として設置したOATCとの連携をとおして、中四国地方における国立大学による地域貢献を実践してきた。さらに、③2016年7月には、九州大学法科大学院との間で包括的な教育連携協定を締結したが、これも、本研究科の教育理念の実現を西日本（中国・四国、九州）という広い地域枠の中で実現することを目指したものである。

まず、①パラリーガルと呼ばれる専門家集団との連携については、現代社会で生起する法的紛争が、もはや法律家だけで解決できるものではなく、公認会計士、税理士、社会福祉士など他領域の専門家に意見を聞きながら解決を図らなければならないものもあるとの認識のもと、そうした専門家集団と連携し、また「ネットワーク・セミナー」という形で学生の教育にも反映させている点が特徴の追求に向けた取り組みとして挙げられる。「ネットワーク・セミナー」は、本研究科の教育目標の一つである総合的判断能力育成のために科目横断的な授業を実施するもので、従前、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」のみを開講していたところ、2016年度より、新たに「リーガルソーシャルワーク演習」、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」を開講した。「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」の開講により、「医療・福祉系」、「法とビジネス系」という本研究科の重点教育領域のそれぞれに「ネットワーク・セミナー」を設置したことになる。「ネットワーク・セミナー」は、具体的にはいくつかの題材を各分野の科目で共通教材として使用し、各科目の視点で授業を行い、その後、その教材について、ネットワーク・セミナーを開催し、実務家を含めて多角的に分析し、検討を深めるというものである。これにより、多角的な視点から法的問題を解決できる能力（総合的判断能力）を修得できるようにしている。「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」、「リーガルソーシャルワーク演習」では、ネットワーク・セミナーは授業科目となっているが、実務実習科目である「ローヤリング」、「エクスターンシップ・クリニック」、「模擬裁判」では、授業の中に組み込まれている。

次に、②OATCによる特徴（中四国地方における国立大学による地域貢献）を追及、徹底する取組・工夫として、第一に、地域貢献を実施するための組織（OATC）を立ち上げたことを挙げることができる。組織を立ち上げた理由は、教育理念を追求する取組の継続性を確保するためである。本研究科は、小規模

⁹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「第11期の議論のまとめ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～（案）」20-21頁。

https://www.mext.go.jp/content/20230210-mxt_senmon02-000027379_5.pdf

組織であるがゆえに、個人の教員の尽力を合わせることによって、当面のニーズに対応することは可能である。しかしながら、個々の教員のコネクション等に頼った活動を行うと、場当たりの対応になるおそれがあるとともに、移籍、退職などにより活動が自然消滅するおそれがある。地域貢献の取組は10年以上かけて、じっくり取り組む必要があると考え、組織を立ち上げたのである。組織を立ち上げたことの成果は、組織設立の趣旨に沿った形で、活動が継続していることである。

取組・工夫の第二は、本研究科とOATCとの連携を確保するために運営上の工夫を行っていることである。本研究科の執行部が必ずOATCの組織に入り、毎月1回委員会を開催し、議事録を記録し、2023年5月で115回の委員会を開催している。後述するように、当該委員会は、成果の検証を継続的に行う場として、有効に機能していると評価している。

取組・工夫の第三は、地域貢献の内容のさらなる具体化を図るため、本研究科が果たすべき機能を明確化し、体系化したうえで、活動を行っていることである。機能の第一は、人材輩出機能（就職支援を含む）である。「岡山で育てて地元に戻す」という方針の下、中四国地域における法務系人材養成拠点としての役割を果たすことである。人材輩出機能の成果として、2014年以降組織内弁護士を16名、2016年以降法務担当者9名を輩出してきている¹⁰。機能の第二は、リカレント教育機能である。成果は、2015年度以降の法務担当者養成基礎研修、2019年度以降の英文契約基礎研修などである¹¹。機能の第三は、シンクタンク機能である。成果は、行政法実務研究会などである¹²。こうした地域貢献に向けた本研究科の取り組みは、既に述べたように、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会においても積極的に評価されているところである¹³。

最後に、③九州大学法科大学院との教育連携であるが、これは地域貢献という方向性を同じくするとともに、九州地区における基幹的法科大学院である九州大学法科大学院との相互的な教育連携をとおして、法律基本科目を中心に教育力を向上させるのみならず、西日本（中国・四国、九州）地域における優秀な法曹人材の安定的な養成を実践することを目的としている。これに基づき、法学部・法科大学院教育、就職支援、継続教育の連携による地域ニーズに対応した先導的法曹養成システムの構築と地域中核的法科大学院の地域連

¹⁰ 「地域の自治体、法曹界、産業界との連携」中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第108回）配布資料〔資料6〕岡山大学提出資料13頁参照。

¹¹ 「地域の自治体、法曹界、産業界との連携」中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第108回）配布資料〔資料6〕岡山大学提出資料14頁参照。研修に至るまでの経緯として、同10-11頁参照。

¹² 「地域の自治体、法曹界、産業界との連携」中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第108回）配布資料〔資料6〕岡山大学提出資料15頁参照。

¹³ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「第11期の議論のまとめ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～（案）」20-21頁。

https://www.mext.go.jp/content/20230210-mxt_senmon02-000027379_5.pdf

携による西日本（中国・四国，九州）地域における地域貢献の実現を目指している。

（３）取り組みの効果の検証

①「ネットワーク・セミナー」は，３つの方法で効果の検証をしている。まず，「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」及び「リーガルソーシャルワーク演習」については，第一に，各授業において，教員の出題する事例に対し，法的な視点のみならず多角的な視座から問題を検証できているかを３人の教員（研究者専任教員，弁護士，社会福祉士）により確認し，アドバイスしている。第二に，一定の知識及び検討方法を修得した時点で，高齢者・障害者その他生活困難者の相談支援に陪席させ（１０月または１１月に実施），学んだことが実務にどのように活かせるかを実感できるようにし，また，教員側も学生からの意見聴取により学修効果を検証している。そして第三に，年度末に提出を求める研究報告書により，最終的な効果を検証している。少なくとも，実社会の困難事例に対する多角的な視座の涵養，リーガルリサーチ能力の向上，論理的文章執筆力の向上に役立っていると評価している。なお，「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」はもっぱら成年後見実務，「リーガルソーシャルワーク演習」は，ホームレス支援，更生保護，アルコール・薬物依存，虐待対応などの問題を取り扱い，科目ごとの特色としている。

次に，「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」については，第一に，ゲストスピーカーによる報告における事例について，法的な視点のみならず，多角的視座から問題を検討する必要性について，２人の教員（実務家教員，研究者教員）が確認し，アドバイスをしている。第二に，年度末に提出を求めるレポートにより，最終的な効果を検証している。組織内法務に関する授業は，本研究科のほか，慶應義塾大学，神戸大学，中央大学のみであり，地方の法科大学院では，極めてユニークである。組織内法務の業務の必要性は，決して，首都圏，関西圏等の都市部に限定されたものではないことを，実務で活躍している現場の組織内弁護士（法務担当者）を通じて知ることは，非常に大きな意義がある。将来の働き方すなわち，法的知識を生かした地域貢献の方法については，地域ニーズに即した多様な実現方法があること，及び法的視点のみならず，多角的視座から問題を検討する必要性の認識の向上に役立っていると評価している。

②OATC との連携については，月一回のペースで開催される OATC 運営委員会（「１－３自己改革」参照）において，人材輩出機能，リカレント教育機能，シンクタンク機能ごとに，その活動状況を検証し，課題を協議している。

最後に，③九州大学法科大学院との連携については，法律基本科目を中心とした相互的な教育改善に向けた取り組みのほか，両大学間で連携協議会を組織し，九州大学の実践を参考に，最終学年における「公法応用演習」，「民事法

応用演習」,「刑事法応用演習」の3つを選択必修科目として取り設けることを中心とする,カリキュラム改正を2022年度に実現するなど,着実に計画を実行している。

(4) 特に力を入れている取り組み

本研究科は,特徴の追求を本研究科内部の教育のみで完結させるのではなく,法学部・法科大学院教育,就職支援,継続教育を一貫して捉えた教育システムを構築し,地域社会に有為な法曹人材を輩出し,さらに継続教育を行うことで地域貢献を果たしていくことを目指している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

「地域に奉仕し,地域に根ざした法曹養成」という教育理念のもと,本研究科がその特徴として位置づけているのは,地域のニーズに応えた地域に有為な法律人材の養成・輩出であり,地域中核的法科大学院として,地域のニーズに応える法科大学院であり続けることである。特徴の実現に向けて,地域の自治体,医療機関・福祉機関,企業等と連携しながら,様々な取り組みを継続して進めており,特徴の明確性,取り組みの適切性はいずれも非常に良好であると受けとめている。

専門家のネットワークを利用したネットワーク・セミナーは本研究科が力を入れている分野である。「医療福祉研究(ネットワーク・セミナー)」,「地域組織内法務(ネットワーク・セミナー)」により,本研究科が教育の重点に置く「医療・福祉系」,「法とビジネス系」のそれぞれの領域で,授業科目としてネットワーク・セミナーが開講されることになった。

OATCについては,人材輩出機能,リカレント教育機能,シンクタンク機能のそれぞれにおいて,着実に成果を上げている。本研究科が組織内弁護士の養成を中心とした地域に有為な法曹人材の養成に力を入れていることは,岡山はもとより中国・四国さらにはそれ以外の地域においても広く知られるようになってきた。岡山経済同友会など地元の経済団体等との関係も良好である。組織内弁護士及び組織内法務担当者に対する雇用ニーズは岡山においても着実に増加している。

このように,本研究科が追求する特徴は明確であり,追求に向けた取り組みも適切であるといえる。

3 自己評価

A 特徴の明確性,取り組みの適切性が,いずれも非常に良好である。

4 改善計画 特になし。

1－3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第109条第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（FD活動）に関する事項はすべて評価基準4－1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

ア 自己改革に関わる全学組織・体制

自己改革に関連する全学の仕組みとして、①部局組織目標評価制度がある。これは、「岡山大学部局自己評価実施規程」に基づき毎年度、実施されているものである。部局組織目標評価など各種自己評価や第三者評価に関する企画立案や総合調整を行う全学センターとして、評価センター（企画・評価・総務担当理事所掌）が設置されている。評価センターは、本研究科を含む専門職大学院が認証評価を受審する際の支援も行っている。

イ 自己改革に関わる本研究科内の組織・体制

本研究科内における自己改革に関する組織・体制として、まず、研究科長と2名の副研究科長から成る②「研究科執行部」（以下、単に「執行部」という。）がある。執行部は、本研究科の予算・決算案の策定、予算の執行、教員人事の発議及びそのための選考委員会等の設置の発議、非常勤職員の採用決定、学生や教員指導など、自己改革を意識しながら、広く研究科全般の組織運営にあたる。また、執行部は、組織運営上の課題等を以下に挙げる各種委員会を通じて把握し、そのための改革案を教授会に提案する。なお、組織運営に重要な予算案の作成は、教授会に諮る前に、執行部、大学院社会文化科学研究科等事務部事務長、本研究科の実務家教員1名で構成される

③運営会議¹⁴が行い、議論を踏まえた上で、教授会にかける仕組みとなっている。また、後述するように、執行部は、学長をはじめとする大学本部執行部と適宜の時期に意見交換を行い、本研究科に内在する課題の発見や解決策の模索、運営方針の確認等を共同で行っている。

教員の教育活動の自己改革関連組織として④FD 委員会と⑤教務委員会が、入試制度における自己改革に関する組織として⑥入試委員会が、奨学生制度や法務研修生制度など、学生生活にかかわる事項に関する改革を所管する組織として⑦学生委員会が、それぞれ置かれている。さらに、広報活動を強化することを目的として、教務委員及び入試委員から選ばれた者で構成される⑧広報委員会を設けている。OATC については、⑨OATC 運営委員会を置いている。また、本研究科は教育力の向上に向けた取り組みを強化するため、2016 年 7 月締結の九州大学法科大学院との教育連携協定¹⁵に基づき、九州大学法科大学院との教育連携取り組みを促進するため、両法科大学院の執行部で構成される⑩連携協議会を置くとともに、本研究科に⑪大学間 FD 運営委員会を置いている。なお、広報委員会、大学間 FD 運営委員会は、いずれも委員会という名称を用いているが、組織上は、教務委員会、入試委員会等のように研究科教授会及び運営会議のもとに常設される委員会¹⁶ではなく、ワーキンググループという位置づけである。

上記の④FD 委員会は研究科長を委員長とし、さらに 2 名の副研究科長で構成され¹⁷、研究科における教育内容及び教育方法の改善、見直し等について検討する他、さらに教員に対する指導助言などを行う。⑤教務委員会は、副研究科長を委員長とし、専門分野のバランスや研究者及び実務家教員のそれぞれのバランスをとって構成された各教員からなる。同委員会は、本研究科における教務全般、クリニック、エクスターンシップなどの実務実習教育に関する事項を審議し、教授会に種々の案件を提案する¹⁸。⑥入試委員会は、教務委員長を務める副研究科長とは別の副研究科長を委員長とし、入試業務の遂行の他、受験生の動向調査や、それに基づいた入試制度改革の企画立案などを担当する¹⁹。⑦学生委員会は、入試委員長を務める副研究科長が学生委員会の委員長を兼務し、奨学金の選考、成績優秀者の選考、法務研修生の受け入れに関する事項などを担当する²⁰。学生委員会の所管事項には奨

¹⁴ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 7 条参照。

¹⁵ 【A36】「九州大学法科大学院と岡山大学法科大学院との間における教育連携に関する協定」（平成 28 年 7 月 29 日）参照。

¹⁶ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条参照。

¹⁷ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 9 条第 4 項、同条第 7 項、同条第 8 号参照。

¹⁸ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条第 1 項第 1 号、同内規第 9 条第 1 項等参照。

¹⁹ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条第 1 項第 3 号、同内規第 9 条第 3 項等参照。

²⁰ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条第 1 項第 2 号、同内規第 9 条第 2 項等参照。

学金に関する件など入試の実施と密接な関係を有するものが多いため、学生委員会の委員も入試委員会の委員から選出している（「3－6 教員支援体制（1）」も参照）。⑧広報委員会は、研究科長のほか、教務委員及び入試委員から選ばれた者で構成されており、ガイドブックの作成のほか、ホームページやフェイスブックなどの SNS を通じた情報発信などを担当している。⑨OATC 運営委員会は、「1－2 特徴の追求」で挙げた OATC の組織運営に関する委員会で、センター長のほか、副センター長と、OATC が所管する研究会・研修会にかかわる教員から構成される。中四国地方における国立大学による地域貢献に向けて、人材輩出機能、リカレント教育機能、シンクタンク機能にかかる取り組みを推進している。OATC 運営委員会には研究科長も委員として加わっており、OATC の意見、提案などは、常時、把握できるようになっている。

⑩の連携協議会は、教育連携の具体的内容について全体の計画と調整を行うことを目的とし、それぞれの大学の執行部及び教務の責任者によって構成され、本研究科からは研究科長と 2 名の副研究科長が加わっている。⑪の大学間 FD 運営委員会は、連携取り組みを円滑に進めるために組織されたものであり、執行部と法律基本 7 科目の教員各 1 名で組織している。

本研究科では、執行部が FD 委員会を組織し、教務委員長、入試委員長、学生委員長を副研究科長が兼務する体制をとっていることから、執行部と FD 委員会、教務委員会、入試委員会、学生委員会が緊密に連携をとりながら自己改革に向けた課題に迅速に対応できる仕組みが構築されていることが大きな特徴といえる。

（2）組織・体制の活動状況

自己改革に関する「部局組織目標評価制度」においては、毎年度、部局長が中期目標・中期計画を踏まえつつ、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理運営」の領域につき組織目標を設定し、年度終了時に目標の達成度合いを「組織目標評価報告書」として学長に提出している。学長は、部局から提出された同報告書等を参考にして評価を実施し、部局評価及び評価所見を添えた組織目標を当該部局に通知する。当該部局は、この評価結果を、自己改革を行う際の指針としている。なお、この「組織目標評価報告書」は、全学ホームページでも一般に公開されており、本研究科が当該年度に「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理運営」の各領域でどのような目標を設定し、また目標の達成状況や達成過程で生じた課題にどのように取り組んだか、といった論点が明記されている。

「執行部」による自己改革に関する活動は、教授会開催と合わせて実施される定期的な協議による他、案件があるたびに、適宜協議を行っている。執行部

内で対応できる案件は、必要に応じて関係する教員の意見を聞くなどして執行部内において処理しているが、各種委員会で審議すべき内容や教授会審議が必要な案件については、適宜、必要な対応をとっている。

FD 委員会は事実上、「執行部」と同一メンバーによって構成されており、定例の教授会に合わせた執行部の会合の折、FD に関する事項についても協議し、FD 協議会の議題の調整の他、必要に応じて、教員への個別指導などを行う。

教務委員会、入試委員会、学生委員会は、それぞれ委員長である副研究科長を議長として定期的に委員会を開催している。教務委員会はカリキュラム、教育体制など教務に関する事項を、入試委員会は入学者選抜に関する事項を、学生委員会は、奨学生の選考や法務研修生の受け入れなど学生生活に関する事項をそれぞれ所管し、各業務の遂行や、業務遂行で生じた課題の確認と改善策などを議論する。2022 年度については、教務委員会は 11 回、入試委員会 6 回（通常の入試委員会の他、拡大入試委員会を 3 回開催している。）、学生委員会 5 回、それぞれ開催している。また OATC 運営委員会は、毎月 1 回会議を招集し、各種研究会、研修会の企画及び立案、地域の自治体、医療機関・福祉機関、企業等との連携に関する企画及び立案を中心に、課題を検討している。

これらの各種委員会について、すべて議事録または議事要旨を作成している。

（３）組織・体制の機能状況

ア 問題の把握、検討、具体的取り組み状況

① 教育体制（カリキュラム、授業、教員体制等）の改善

（ア）教育体制については、主として教務委員会及び FD 委員会において問題状況の把握と改善に向けた取り組みを行っている。

（イ）前回の認証評価以降の大きな改革として、司法試験在学中受験等に対応するカリキュラム改革がある。このカリキュラム改革は、司法試験在学中受験に対応することに加え、前回認証評価で指摘された、民事総合演習科目の扱い、九州大学法科大学院との連携により把握された、3 年次における法律基本科目の強化等を実現することを企図している。その内容は、次のとおり。

まず、A 法律基本科目群において、①AⅠ～AⅢ科目について、基礎科目と応用科目の別を明記する。②民法演習について、5 科目から 3 科目 6 単位選択必修から 3 科目 6 単位必修へ変更する。③「人権演習」を 2 年次後期から 2 年次前期に、「憲法演習」を 3 年次前期から 2 年次後期に、「行政法解釈の基礎」を 1 年次後期から 2 年次前期に、それぞれ移動する。④「公法応用演習」、「民事法応用演習」、「刑事法応用演習」を 3 年次選択必修科目（AⅢ科目）として前期に配置した。

B 実務基礎科目群においては、①「法曹倫理」を 2 年次後期から 2 年

次前期に移動する。②実務実習科目の「ローヤリング・クリニック」(3単位;選択必修),「模擬裁判・エクスターンシップ」(3単位;選択必修)を再編し,「ローヤリング」(1単位;必修),「エクスターンシップ・クリニック」(2単位;選択必修),「模擬裁判」(2単位;選択必修)とし,実務実習科目の履修要件等を改正した。

D 展開・先端科目群においては,DⅠ「司法試験選択科目系」を新設し,選択必修4単位とする。「医療福祉系」及び「法とビジネス系」をそれぞれDⅡ～DⅢ科目とし,系への科目配置を見直すとともに,「医療裁判実務」及び「刑事心理学」の2科目を廃止した。

また,課程修了要件を基本データ表(15)のとおりに改めた。(基本データ表15)

② 入学者選抜における競争倍率の確保及び③定員充足率の確保

(ア) 入学者選抜における競争倍率の確保及び定員充足率の確保については,主として入試委員会において,問題状況の把握と改善に向けた取り組みを行っている。

(イ) 入学者選抜における競争倍率については,2019年度2.1倍,2020年度2.2倍,2021年度2.0倍,2022年度2.1倍,2023年度2.4倍であり,2倍以上で推移している。また,定員充足率は,2019年度75.0%,2020年度79.2%,2021年度58.3%,2022年度79.2%,2023年度100%であり,入学定員充足率が50%を下回った年度はない。とはいえ,適切な競争的環境を確保しつつ,定員充足率を確保するためには,志願者増を図ることが必要であり,研究科一丸となって,入学志願者の確保に向けた取り組みを進めている。

具体的な取り組みとしては,(1)入試説明会の実施,(2)岡山大学法学部との連携強化,(3)香川大学法学部との教育連携の構築が挙げられる。

(1)入試説明会については,2020年度以降,オンラインでの実施をしている。また,オンライン説明会は,中国・四国地区の大学だけでなく,熊本大学や西南学院大学など,九州地区の大学でも実施している。また,全体的な説明会のみならず,A日程,B日程,C日程ごとに,オンライン個別入試相談会を実施している。

(2)岡山大学法学部との連携強化については,1-7で述べるように,法曹プログラム必修科目の共同開講に加え,「法解釈の基礎」,「演習Ⅰ」,「演習Ⅱ」,「リーガルライティング演習」などの科目を本研究科の専任教員が担当するほか,岡山大学法学部生と本研究科教員,本研究科修了生との懇談会等を積極的に行っている。

(3)香川大学法学部との連携においては,香川大学法学部出身の本研

究科修了生も参加しての法科大学院進学説明会を開催し、また、香川大学法学部の「司法制度入門」に本研究科専任教員を派遣するなどの連携を強化している。

④ 公開された情報に対する評価や改善提案に対応しているか

「授業評価アンケート」については、結果をすべて学生に対し公表している。本研究科が公開する情報に対し、改善提案を含む外部からの評価を受けて対応したことは、これまでない。なお、ガイドブックやホームページには、本研究科の問い合わせ窓口、電話番号、ファックス番号、メールアドレスを明記しており、各種の問い合わせ・提案には常に対応できるようにしている。

⑤ 法曹に対する社会の要請の変化をどのようにとらえているか

本研究科では、これまでも述べたように、OATCを中心に、地域の自治体、医療機関・福祉機関、企業等と連携しながら、人材輩出、リカレント教育、シンクタンク機能の充実に向けた取り組みを行っている。また、岡山経済同友会などの経済団体との連携も密に取っている。このように、本研究科は、地域社会の法曹あるいは法曹人材に対する需要・要請を常時把握できる環境にあるといえる。OATCでは、このような地域の法的需要を的確に捉え、地域社会の法的課題に取り組むとともに、組織内弁護士あるいは企業等の法務担当者として人材を輩出できるような体制を整えている。さらに、2019年度より、副研究科長(教務委員長)、岡山弁護士会が推薦する委員、岡山経済同友会が推薦する委員で構成される岡山大学大学院法務研究科教育課程連携協議会を設置し、第1回を2020年3月24日、第2回を2021年3月29日、第3回を2022年3月24日、第4回を2023年3月15日にそれぞれ開催し、外部委員からの意見を踏まえ、法曹に対する社会の要請に関する協議を行っている。

イ 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況

① 修了生の進路を把握するための取り組み

本研究科では、修了者の進路状況は、各教員や修了生、地元弁護士からの情報提供のほか、大学の事務担当(法務研究科教務担当)から個別に電話で問い合わせることで把握するように努めている。また、毎年、すべての在学生について、執行部(研究科長と教務委員長を務める副研究科長)が個別面談を行い、学修状況を把握しているが、その際に、将来の進路についても希望を聞いており、法曹三者以外に進路の変更を希望する場合には連絡をするように伝え、修了後も連絡を取れる関係を構築するようにしている。

2017 年度から 2021 年度の修了生は 68 名であり、このうち進路状況の把握ができているのは、65 名、不明となっているものは 3 名である。年度ごとでは、2017 年度修了生 17 名中、司法試験合格 9 名（うち検察官 1 名、弁護士 7 名（うち組織内 3 名）、その他 1 名）、就職 5 名（うち法務部門 1 名）、不明 3 名。2018 年修了生 16 名中、司法試験合格 8 名（うち裁判官 1 名、弁護士 6 名（うち組織内 2 名）、司法修習中 1 名）、就職 3 名（うち法務部門 3 名）、司法試験の勉強を継続中 5 名である。2019 年度修了生 8 名中、司法試験合格 5 名（うち検察官 1 名、弁護士 3 名、司法修習中 1 名）、就職 1 名（うち法務部門 1 名）、司法試験の勉強を継続中 2 名である。2020 年度修了生 14 名中、司法試験合格 12 名（うち検察官 2 名、弁護士 9 名、司法修習中 1 名）、就職 1 名（うち法務部門 1 名）、司法試験の勉強を継続中 1 名である。2021 年度修了生中、司法試験合格 8 名（司法修習中 8 名）、司法試験の勉強を継続中 5 名である。

② 本研究科の修了生の進路について

司法試験合格率は、2018 年度 21.57%(11/51)、2019 年度 16.67%(7/42)、2020 年度 26.67%(8/30)、2021 年度 48.48%(16/33)、2022 年度 30.77%(8/26)で推移し、合格率の上昇傾向を見て取ることができるものの、法科大学院平均を上回ったのは 2021 年度のみとなっている。なお、全法科大学院平均の半分未満である年度は過去 5 年間に於いて一度もない。

累積合格率については、2021 年度までの修了者 417 名のうち、395 名が司法試験を受験し、合格者数は 193 名、累積合格率は 48.86%であり、法科大学院別の累積合格率順位では第 20 位となる。累積合格率は、前回認証評価時に比して 5 ポイントあまり改善し、順位も 1 つ上がっている。

累積合格率順位で上位 20 位以内に位置している大学のほとんどが法学既修者を主体とする法科大学院（修了生に占める法学既修者の割合が法学未修者を上回る法科大学院）であることに鑑みれば、法学未修者の合格率が法学既修者のそれを大きく下回るなかで、法学未修者を主体とする法科大学院（修了生に占める法学未修者の割合が法学既修者を上回る法科大学院）としては一定の成果を収めているとの認識をもっている。しかし、法学未修者の合格率は、2018 年度 13.64%、2019 年度 15.15%、2020 年度 13.64%、2021 年度 34.78%、2022 年度 16.67%と年度によりばらつきはあるもののそれほど高くないことを課題として認識している。

これら司法試験の結果については、司法試験を受験した修了生からの情報提供も交えて、FD 協議会において情報共有し、教育方法・教育内容の改善を図っている。また、法学未修者のフォローアップについても、FD 委員会や教員間で常に議論を行い、また、定期的な個別面談において個々の学修状況を把握し個別的なフォローアップ体制を構築するなど、法学

未修者全体の底上げを図っている。このような不断の取り組みの成果として、例えば、修了後1年以内の司法試験合格率は、既修者においては、2021年度及び2022年度において連続して100%となっているほか、未修既修あわせても、2021年度85.71%、2022年度54.54%と高い合格率で推移している。

（４）特に力を入れている取り組み

OATCを通じた就職支援のための取組は、組織内弁護士のみならず、法曹以外の進路選択者に対する支援としても機能しており、今後いっそうの強化発展に努めていきたい。

（５）その他

本研究科では、上記の教育課程連携協議会のほかに、外部専門家の意見を取り入れて、組織運営の参考とするため、「岡山大学弁護士会法科大学院支援委員会」とも積極的に連携をしている。

「岡山大学弁護士会法科大学院支援委員会」は、岡山弁護士会内に設置された委員会で、正規構成員は同弁護士会所属の会員弁護士である。委員会は月1回のペースで開催され、本研究科からも、研究科長及び教務担当の副研究科長がオブザーバーの立場で出席し、本研究科の組織運営や教育内容・方法などに関して出された意見を自己改革に反映させるようにしている。

スタッフ・ディベロップメントとしては、情報処理担当の助教を講師として、ICT教育ツールの効果的な利用方法に関する研修を行うこと以外には、本研究科として独自のものは設けていない。

日弁連、法科大学院協会、司法研修所などが主催するシンポジウムや教員研修については、全教員に周知して参加を促しており、法科大学院研究交流集会（法科大学院センター）²¹、未修者教育FD講演会（法科大学院協会）、司法試験シンポジウム（法科大学院センター）などに教員が参加・登壇している。

2 点検・評価

本研究科の自己改革に対する取り組みは良好といえる。全学的な自己改革に関する「部局組織目標評価制度」は、毎年度の本研究科の組織体制を検証し、課題を洗い出し、解決策を設定するのに一定の指針を与えている。また、自己改革に関する個別組織であるFD委員会、教務委員会、入試委員会、学生委員会、OATC運営委員会などは、その構成が明確に規定され、それぞれの所掌事項に従って活発に活動しているといえる。さらに、執行部の活動は、極めて積極的で大学本部執行部との意思疎通も十分に図られている。こうした自己改革の取り組みの成果は、「機能状況」で具体的に示したように、様々な場面で表れており、組織体

²¹ 【A13】FD実施にかかる記録・資料199-200頁「第14回法科大学院教員研究交流集会」参照。

制の自己改革につながっている。また、入学定員充足率については、2023 年度は定員充足率が 100%となっており、様々な取り組みの成果が表れてきているものと思われる。

修了者の進路把握については、近時の司法試験合格率の向上や、OATC を通じた就職支援の取組などにより、改善がみられる。

3 自己評価

A 自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも非常に良好である。

4 改善計画

志願者数の増加と入学定員充足率の向上に向けて、これまで進めてきた取り組みを継続して強化していきたい。

1－4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

本研究科教授会は、学生の入学及び課程の修了、学位の授与、教員の人事のための教員研究業績の審査に関する事項、教育課程の編成及び組織改編に関する事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるものについて、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。規程上は、教授会は上記事項についての審議機関ではなく、あくまで学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関という位置づけである²²。それゆえ、①教員の採用・選考等の人事に関する事項、②入学者選抜に関する事項、③カリキュラム内容に関する事項、④成績評価に関する事項、⑤修了認定に関する事項、⑥施設管理に関する事項については、すべて、組織制度上の決定権限は学長が有する。もっとも、上記の事項について本研究科教授会の審議内容に対し学長から異論が挟まれたことはなく、研究科の自主性を尊重した運用がなされている。

教授会は構成員の3分の2以上の出席により開催され、その過半数によって議決がなされる²³。その他、審議事項の重要性を考慮して、形式的で特に議論の必要が乏しい審議事項については、書面等による議決方法を採用している²⁴。これにより、教授会開催に伴う教員の負担軽減に役立てている。

組織運営に重要な予算案の作成は、既述のように(1－3)、運営会議が行い、議論を踏まえた上で、教授会にかかる仕組みとなっている²⁵。

なお、OATCの運営については、OATC運営委員会を設け、センター業務運営方針のほか、①研修に係る企画・運営に関する事項(リカレント教育機能)、②キャリア・サポート事業に関する事項(人材輩出機能)、③研究会の開催等に関する事項(シンクタンク事業)について審議を行っている。運営委員会は、センター長、副センター長、その他センター長が必要と認めた者から構成され、センター長が運営委員会を主宰し、その議長となっている。

(2) 理事会等との関係

上記のように、教授会は学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、それゆえ、組織制度上は、教育活動に関する重要な事項に関する決定はす

²² 【A5】「岡山大学大学院法務研究科教授会規程」第3条参照。

²³ 【A5】同規程第7条、第8条参照。

²⁴ 【A5】同規程第9条参照。

²⁵ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第7条参照。

べて学長が決定する権限を有する。もともと、既に述べたように、本研究科教授会の審議内容に対し学長から異論が挟まれたことはなく、研究科の自主性を尊重した運営がなされている。これに対し、教育活動に関する重要事項のうち、実質的に、学長その他の機関の承認・決議等が必要とされているものとして、新任教員の採用、昇任人事が挙げられる。

新任教員の採用、あるいは昇進に関しては、予め大学本部執行部と「人事協議書」に基づいて協議を行い、手続を進める必要がある。特に、新任教員の採用が法令上必要とされる専任教員数の要件とかかわる場合には、法令上の要件を逸脱することがないよう、配慮がなされている。

大学本部執行部及び本研究科執行部は、適宜の意見交換を通じて綿密に連絡をとりつつ、相互に協力しながら組織運営にあたっており、極めて良好な関係にあるといえる。

(3) 他学部との関係

法学部及び文学部・経済学部を基盤とする大学院社会文化科学研究科とは独立した別組織であり、他部局との関係で、教授会の意向が実現できなかった例はかつてなく、組織制度上もあり得ない。

(4) 特に力を入れている取り組み

大学本部執行部との連携のため、年に数回、大学本部執行部と意見交換を行っている。意見交換において、本研究科が抱えている問題点、課題などを本部執行部に提起でき、その解決が相互の視点から図られるので、本研究科にとって貴重な機会となっている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

教員の採用・選考の人事、学生の入学者選抜、カリキュラム内容の設定、成績評価、修了認定等について、本研究科の自主性、独立性に問題はなく、その組織運営は良好である。上記のように、規程上は教授会は、あくまで学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関という位置づけではあるが、現在まで、部局の意思決定、教授会の意見を尊重した運用がなされている。

なお、上述した大学本部執行部との意見交換は、法科大学院制度の意義及び本研究科の現場と課題を本部執行部に理解いただき、必要な支援を受けるための重要かつ貴重な機会となっている。

3 自己評価

適合 本研究科の自主性，独立性に問題はない。

4 改善計画

特になし。

1－5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

本研究科では、大学院学則、岡山大学大学院法務研究科規程などの各種規程や教員数、在籍学生数、修業年限等の基本情報のほか、教育活動等に関する情報として、以下の情報を公開している。

- ① 本研究科が養成しようとする法曹像(教育の基本的目標、養成する人材像、ディグリー・ポリシー)
- ② 教育課程並びに教育課程を履修する上で求められる学識及び能力(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、課程修了要件とその内訳、科目名・単位数など)
- ③ 成績評価の基準及び実施状況(成績評価基準、留年率等)
- ④ 修了認定の基準及び実施状況(課程修了要件、修了者数等)
- ⑤ 当該法科大学院における司法試験の在学中受験資格の認定の基準
- ⑥ 修了者の進路に関する状況
- ⑦ 志願者及び受験者の数、その他入学者選抜の実施状況に関するもの
- ⑧ 標準修業年限修了率及び中退率
- ⑨ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目その他教育内容等に関するもの(課程修了要件とその内訳、科目名・単位数)
- ⑩ 教員に関するもの
- ⑪ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置その他学生の学習環境に関するもの(入学金、授業料、奨学金、勉学のための施設、法務研修生制度)
- ⑫ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率(入学者の内訳・非法学部系出身者及び社会人の司法試験合格状況)
- ⑬ 法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コースからの入学者の割合
- ⑭ 自己改革の取り組み(のほか、1-3 掲記の各取組)

(2) 公開の方法

本研究科の教育に関する基本情報は、ホームページ、ガイドブック、学生募集要項、シラバス、学生便覧など想定できる媒体を使って、広く周知徹底している。学生便覧、シラバス、時間割、授業料、奨学金といった情報はすべて公開されており、学外者でも容易にアクセス可能となっている。

①本研究科が養成しようとする法曹像，②教育課程並びに教育課程を履修する上で求められる学識及び能力，④修了認定の基準及び実施状況，⑨法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する，法科大学院で開設される科目その他教育内容等に関するもの，⑪授業料等，法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置その他学生の学習環境に関するものについては，ホームページ，ガイドブック，学生便覧に掲載して，公表している（②⑨についてはシラバスに掲載して公開する情報を含む。）。

③成績評価の基準及び実施状況は，ホームページ，学生便覧に，⑤司法試験の在学中受験資格の認定の基準は学生便覧に掲載して公表している。

⑥修了者の進路に関する状況，⑦志願者及び受験者の数，その他入学者選抜の実施状況に関するもの，⑧標準修業年限修了率及び中退率，⑫社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率，⑬法曹コースからの入学者は，ホームページに掲載して公表している。

⑩教員に関するもののうち，教員や職員の体制は，ホームページ，ガイドブックに掲載して公表しており，教員の教育研究業績についてはさらに詳細を岡山大学研究者総覧に掲載して公表している。

⑮自己改革の取り組みについては，過去の認証評価結果，自己点検・評価報告書をホームページに掲載するとともに，全学のホームページで公開されており²⁶，本研究科を受験しようとする者はもちろんのこと，そうでない学外者も本研究科の基本情報に容易にアクセスできる。

（３）公開情報についての質問や提案への対応

基本的に部外からの問い合わせは，事務担当部署である大学院社会文化科学研究科等事務部大学院教務学生グループ（法務研究科担当）が窓口となっている。

ホームページ上には，「お問い合わせ」先が明示されているため，質問や提案を集約し易くなっている。質問等があった場合には，必要に応じて研究科長や関係の委員会委員長にコンタクトをとり，電話や文書，メールなどで個別に回答を行っている。ガイドブックやホームページで公開する事項や内容の公開の是非は，関係の委員会，関係教員がチェックし，公開に応じている。

なお，上記の質問を除き，本研究科の情報公開に対し，これまで外部から評価，改善提案を受けたことはない。

（４）特に力を入れている取り組み

予算が限られているので，上述した以上の格別の取り組みは行っていない。

²⁶ 本研究科の「部局組織目標評価報告書」が掲載されている。
<http://www.okayama-u.ac.jp/user/tqac/tenken/jiko/report.html>

(5) その他

マスコミに向けては、本学における定例の記者発表も利用して、その都度、本研究科の情報を提供している。

2 点検・評価

本研究科では、教育活動等に関する情報はすべて適切に公開されている。時間割、シラバス、学生便覧といった、本来、在学生向けの情報と思われるものであっても、学外者も閲覧可能なようにホームページ上で公開しており、情報公開は非常に適切に行われているといえる。

3 自己評価

A 情報公開が、非常に適切に行われている。

4 改善計画

本研究科の情報公開の方法は、適切である。今後とも本研究科の概要、教育関連情報などを公開し、広く社会に周知していきたい。

1－6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本研究科がカリキュラム・ポリシー、ガイドブック、学生便覧などによって学生に約束した教育活動の重要な事項としては、以下のものが挙げられる。すなわち、①法学未修者と法学既修者がともに無理なく体系的に学修できる段階的・螺旋的な科目配置、②少人数教育によるきめ細かな指導とフォローアップの実施、③研究者教員と実務家教員との協働教育体制、④自習室の他、資料室、情報実習室などの勉学のために必要な施設の整備、⑤入学料・授業料免除、奨学金制度などが挙げられる。

(2) 約束の履行状況

学生に対する約束は概ね達成されている。

まず、①について、段階的・螺旋的な科目構成を実現するだけでなく、カリキュラム・マップ²⁷、教育方針²⁸、カリキュラムに基づく履修例²⁹を学生便覧に掲載し、学生一人一人が自身の希望に応じて、主体的な学修計画を策定できるようにしている。

次に、②の少人数教育については、講義科目は、2019年度は全科目で受講者数は20名未満である。2020年度以降、法学部法曹コース必修科目との共同開講となったが、1クラスの人数は、本研究科の学生の受講者数は20名未満であり、法曹コースの受講者を加えても、50名未満となっている。2年次以上の演習科目については、受講者数が20名を超える場合には2クラスとすることを原則とし、1クラス10～15名程度の少人数教育を実施している。さらに、フォローアップについては、個々の教員による質問対応やレポート指導などに加え、定期的な個別面談において学生が個々に抱える学修上の課題を確認しつつ適宜のフォローアップ体制を敷くことで、段階的な学修が達成されるよう配慮している。

③については、公法系、刑事法系において、研究者教員と実務家教員とが密接に連携しており、特に演習科目においては、研究者と実務家が協働して担当する科目を複数設けている。具体的には、「憲法演習」、「行政法演習」、「刑事法総合演習」(2023年度より「刑事法応用演習」)のように、研究者教員と実

²⁷ 【A3】2023年度学生便覧 37頁参照。

²⁸ 【A3】2023年度学生便覧 38-39頁参照。

²⁹ 【A3】2023年度学生便覧 40-47頁参照。

務家教員とがオムニバスで担当する科目、「刑事訴訟法演習」のように、研究者教員と実務家教員とがすべてを共同で行う演習科目に分けられる。いずれの形態についても、授業内容の全体について研究者教員と実務家教員とが相互に意見交換を行い、教材及び授業方法を決めており、全体として一つのまとまりのある科目を構成するように努めている。また、1-2 で述べたように、弁護士などの法律専門家以外にも、公認会計士、社会福祉士など様々な専門職の協力のもとで科目を展開する、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」、「リーガルソーシャルワーク演習」、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」を設け、実施している。

④については、法科大学院の授業のほとんどが行われる文化科学系総合研究棟内に資料室、情報実習室、自習室を完備し、学生が勉学に専念できる環境を整備している。なお、新型コロナウイルス感染症対応として、2020年4月10日から5月14日まで、及び2021年5月20日から6月20日までの間は自習室等の利用を停止した。

⑤については、本学が実施する入学料・授業料免除を実施しているほか、「岡山大学大学院法務研究科の成績優秀学生奨学金」（給付）、「岡山大学法科大学院奨学金」（貸与、無利息）の制度があり、学生を経済的に支援している。

（３）履行に問題のある事項についての手当

特になし。

（４）特に力を入れている取り組み

本研究科が特に力を入れている取り組みとして、定期的な個別面談が挙げられる。これは、個々の学生の学修状況、生活状況を定期的に把握することにより、全体的なフォローアップ体制の構築に役立てるとともに、個々の学生のフォローアップを強固にすることを目的としている。

個別面談で学生から提起された、本研究科の様々な問題（授業運営に対する疑問、自習室など施設上の課題、自習室・資料室など学習環境に関する課題）については、適宜執行部や関係教員、事務と情報を共有しつつ対応している。個別面談は、「授業評価アンケート」と相まって、本研究科の様々な取り組みの改善と学生への約束の履行において重要な役割を担っている。

（５）その他

特になし。

２ 点検・評価

本研究科がカリキュラム・ポリシー、ガイドブック、学生便覧などによって学生に約束した事項は、いずれも履行している。さらに、定期的な個別面談などに

より，学生のニーズを迅速かつ的確に把握し，可能な限り，これに応えるようにしている。全在学生との定期的な個別面談は，徹底した少人数教育を教育方針とする本研究科だからこそなしえる取り組みであるといえる。

3 自己評価

適合 問題となる事項がなかったか，あっても適切な手当等がなされている。

4 改善計画

特になし。

1－7 法曹養成連携協定の実施状況

(評価基準) 法曹養成連携協定を締結した法科大学院が、法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項を実施していること。

1 現状

(1) 法曹養成連携協定で貴法科大学院が行うこととされている事項

ア 岡山大学法学部との法曹養成連携協定

「岡山大学大学院法務研究科及び岡山大学法学部の法曹養成連携協定」に基づき、本研究科は、第一に、法曹コース（以下、「法曹プログラム」という。）を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、5年一貫型教育選抜（論文式試験を課さず、法曹プログラムの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜をいう。以下、同じ。）による入学者選抜を実施することとされている（7条1項）。

第二に、法曹プログラムにおいて、本研究科における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、(1)本研究科の学生の学修に配慮しつつ、法曹プログラムの学生に対し、本研究科の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること、(2)法学部の求めに応じ、法曹プログラムにおいて開設される科目の一部の実施に当たり、連携法科大学院の教員を派遣すること、(3)法学部における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこととされている（6条1項第1号～3号）。そして法曹プログラムの必修科目は、本研究科の法学未修者1年の必修科目との共同開講である（別紙第1 2. 乙の法曹コースの教育課程）。さらに、本研究科における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとされている（6条2項）。

第三に、法学部が(1)演習の教員を、履修指導等を行う学修指導教員として配置し、(2)学修指導教員を補佐し、学修その他の就学に関する助言を行う教員として実務経験のある教員（以下、「学修アドバイザー」という。）を配置し、(3)学生の満足度を把握するため、教務委員会がアンケート等の方法により学生の意見を聴取するとともに、その結果を連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うことを内容とする学修支援体制を構築することに、協力することとされている（5条2項）。

イ 香川大学法学部との法曹養成連携協定

「岡山大学大学院法務研究科及び香川大学法学部の法曹養成連携協定」に基づき、本研究科は、法曹プログラム（以下、「香川大学法曹プログラム」という。）を修了して本研究科に入学しようとする者を対象として、5年一

貫型教育選抜による入学者選抜を実施する（8条1項）。また、本研究科は、香川大学法曹プログラムにおいて、本研究科における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、①香川大学法曹プログラムの学生に対し、本研究科への進学のためのガイダンスを行うこと、②香川大学法曹プログラムにおいて開設される科目の一部の実施に当たり、本研究科の教員を派遣すること、③香川大学法学部における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこととされる（7条1項）とともに、本研究科と香川大学法学部は、本研究科における教育と香川大学法曹プログラムにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとされている（7条2項）。

（2）貴法科大学院が行うこととされている事項の実施状況

ア 岡山大学法学部との連携協定

（ア）5年一貫型教育選抜

法曹プログラム生を対象とした5年一貫型教育選抜として、7名を募集人員とする法曹コース特別入試法学既修者入試を2022年度入試より実施している³⁰。2022年度入試においては、早期卒業見込の4名が出願し、4名が合格した。2023年度入試においては、早期卒業見込1名、卒業見込3名の4名が出願し、4名が合格した。

（イ）法曹コース必修科目の共同開講

法曹コース必修科目「憲法Ⅰ（法曹）」「憲法Ⅱ（法曹）」「行政法（法曹）」「民法Ⅰ（法曹）」「民法Ⅱ（法曹）」「民法Ⅲ（法曹）」「商法（法曹）」「民事訴訟法（法曹）」「刑法（法曹）」「刑事訴訟法（法曹）」は本研究科の「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」「行政法解釈の基礎」「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」「民法Ⅲ」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」との共同開講科目として実施されている。

（ウ）連携協議会の設置

本研究科執行部及び法学部長・法学部教務委員長からなる連携協議会を設置し、定期的に協議会を開催し、法曹コースの実施状況の把握、改善について検討している。2022年度には、「行政法（法曹）」の3年次前期への開講時期の変更、及び香川大学法学部との間で新たに法曹養成連携協定を締結することとともない特別選抜に係る変更を行うため、連携協議会の審議を経て、認定協定の内容を変更する協定を締結した。

（エ）法学部科目への教員派遣

岡山大学法学部科目の教員派遣は、上記共同開講科目のほか、2022年

³⁰ 詳細は、第2分野2-1第1現状（2）選抜基準と選抜手続 エ法学既修者入試（法曹コース特別入試）参照。

度において、「法解釈の基礎」、「リーガルライティング演習」、「経済法 a b」、「社会保障法 a b」、「演習Ⅰ（法曹基礎）」、「演習Ⅱ（民事手続法）」、「演習Ⅱ（経済法）」の各科目について、2023 年度は、「法解釈の基礎」、「リーガルライティング演習」、「経済法 a b」、「経済法 c」、「社会保障法 c d」、「演習Ⅰ（法曹基礎）」、「演習Ⅱ（民事手続法）」、「演習Ⅱ（経済法）」の各科目について行われている。

（オ）学修アドバイザーの配置

学生 5 人に 1 人の割合で、本研究科修了の若手弁護士を学修アドバイザーとして配置し、学習方法、進路相談等学生生活全般に関する指導をしている。

（カ）授業評価アンケートの実施

共同開講科目について、授業評価アンケートを実施している。

イ 香川大学法学部との連携協定

（ア）5 年一貫型教育選抜

2024 年度に実施する 2025 年度入試より実施することを予定している。

（イ）進学ガイダンスの実施

2023 年 7 月 5 日に香川大学法学部において実施する予定である。

（ウ）教員の科目派遣

2023 年度においては後期開講の「司法制度入門」において、教員を 2 名派遣する予定である。

（エ）共同 FD 活動

従前からの教育連携協定に基づき、定期的に教育連携協議会を開催し、香川大学法学部卒業して本研究科に進学した学生の学修状況、司法試験合格状況について情報共有するなどの取組を行っている。2022 年度は、2023 年 3 月 8 日に教育連携協議会を開催している。

（オ）連携協議会の設置

上記（エ）のとおり、教育連携協定に基づき、定期的な教育連携協議会を開催してきており、今後は、これを法曹養成連携協定に基づく連携協議会として実施していくこととなる。

（3）実施されていない事項がある場合の改善の見込み等

連携協定において定められた事項は順調に履行しており、実施されていない事項はない。

（4）特に力を入れている取り組み

岡山大学法学部との連携協定においては、法曹プログラムの必修科目を本研究科の未修 1 年次必修科目（ただし、「行政法解釈の基礎」は、未修 2 年次

配当の選択必修科目)との共同開講としている。未修 1 年次必修科目とともに同一の授業を履修することで、法曹プログラム生及び本研究科未修 1 年次生の双方の学修成果に相乗効果を発揮することを企図している。また、共同開講科目の担当教員が定期的に科目間 FD を実施し、法曹プログラム生及び未修 1 年次生の学修状況を把握することに努めるとともに、教育方法・教育内容の改善につなげている。

また、法曹プログラム学生 5 人に一人の割合で、本研究科修了の若手弁護士を学修アドバイザーとして配置し、学部から法科大学院での学習方法、将来の進路についての指導に当たっている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

岡山大学法学部との連携協定における(ア)5 年一貫型教育選抜、(イ)法曹コース必修科目の共同開講、(ウ)連携協議会の設置及び開催、(エ)法学部科目への教員派遣、(オ)学修アドバイザーの配置、(カ)授業評価アンケートの実施はすべて実施され、順調に推移している。

香川大学法学部との連携協定における事項は、いずれも 2023 年度以降に実施されるものであるが、(イ)進学ガイダンスの実施、(ウ)教員の科目派遣、(エ)共同 FD 活動は従前から教育連携協定に基づき実施されており、連携協議会についても、教育連携協議会として実施してきている。

3 自己評価

適合 法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項が実施されている。

4 改善計画

2024 年度に行う 2025 年度入試から、香川大学法曹コース学生も特別選抜の受験資格が認められることとなることから、厳正公平な選抜が機能するように準備を進めていくこととしたい。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性や能力を適確に評価・判定することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

1 現状

(1) 学生受入方針

本研究科では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、以下のような人を求める旨を明らかにしている。すなわち、①社会問題への幅広い関心を持つ人、②倫理観・正義感を持つ人、③論理的思考力を持つ人、④コミュニケーション能力を持つ人、⑤高度専門職業人たる法曹にふさわしい体系的法知識と実践的法運用能力を身につけようとする人³¹、である。なお、前回認証評価の後、求める学生像に⑤を新たに追加したものの、アドミッション・ポリシーの実質的な内容についての変更はなされていない。

(2) 選抜基準と選抜手続

ア 全般

入試制度の全般的な運用は、「法務研究科入学者選抜選考要項」、「岡山大学大学院法務研究科入学試験監督者選出方法に関する申合せ」などの諸規定に基づいて行われる。

本研究科では、2010年度入試より、入試日程につき前期入試と後期入試の2日程を設け、各入試日程につき法学未修者入試と法学既修者入試を別々

³¹ 【A37】詳細は、2023年度大学院案内（ガイドブック）1頁、【A7】2023年度学生募集要項（一般入試）（表紙裏）、本研究科ホームページ（<http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/lawschool/adam.html>）参照。

に行うこととし、同一日程の入試につき法学未修者入試と法学既修者入試を併願可としている（なお、入試の呼称は、2011年度入試から、「法学未修者前期入試」、「法学既修者前期入試」、「法学未修者後期入試」、「法学既修者後期入試」としている）。さらに、2016年度入試より、「法学未修者入試 A 日程」、「法学既修者入試 A 日程」、「法学未修者入試 B 日程」、「法学既修者入試 B 日程」、「法学未修者入試 C 日程」、「法学既修者入試 C 日程」としている。

2022 年度より、岡山大学法学部法曹プログラム³²の履修者を対象とする「法曹コース特別入試（法学既修者入試）」³³を新設した。その結果、本研究科には、現在では、一般入試（法学既修者入試 A・B・C 日程／法学未修者入試 A・B・C 日程）と特別入試（法曹コース特別入試）という入試制度がある。

イ 法学未修者入試（一般入試）

2019 年度入試以降、法学未修者の選抜（A 日程・B 日程・C 日程）は、小論文及び面接・書類審査の結果の総合評価に基づいて実施している。小論文試験は 200 点を、面接・書類審査 100 点を満点して、合計 300 満点で評価される（小論文試験は 120 分間、面接試験は 20 分間で実施される）。なお、「小論文、面接・書類審査の各項目で 2 割を超えて得点できなかった者は不合格とすることがある」ことが、募集要項に明記されている³⁴。なお、2017 年度入試（法学未修者入試 A 日程）及び 2018 年度入試（法学未修者入試 B 日程）では、小論文試験とは別に、「事前課題」（事前に論述課題を出し、それを所定の期日までに提出させて、これを法学未修者入試における評価の対象に用いるもの）による評価を受けることを可能とする入試を実施したが^{35 36}、2019 年度入試以降は、実施していない。

なお、法学既修者入試との併願者で、法学既修者入試で合格判定を得た者は、法学未修者入試の評価の対象とはならない³⁷。小論文試験では、「法務研究科の勉学に必要な理解力、思考力、表現力」を判定する³⁸。面接・書類審査では、「志望動機の明確さ及び本研究科入学者受入方針にかなう人物かどうか」を判定する³⁹。面接試験では、「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき、客観的、かつ厳格な評価が行えるよう配慮してい

³² 岡山大学法学部法曹プログラムについては、第 1 分野 運営と自己改革 1－7 法曹養成連携協定の実施状況参照。

³³ 「法曹コース特別入試」の学生受入方針は、「一般入試」と同様である。【A7】2023 年度学生募集要項（法曹コース特別入試）（表紙裏）参照

³⁴ 【A7】2023 年度学生募集要項（一般入試）4 頁参照。

³⁵ 【A38】平成 29 年度学生募集要項（一般入試）6 頁参照。

³⁶ 【A39】平成 30 年度学生募集要項（一般入試）7 頁参照。

³⁷ 【A5】「法務研究科入学者選抜選考要項」参照。募集要項には、「両入試の合格基準を満たした場合は、法学既修者入試に合格したものとして取り扱います」と記載している。【A7】2023 年度学生募集要項（一般入試）1 頁参照。

³⁸ 【A7】2023 年度学生募集要項（一般入試）5 頁参照。

³⁹ 【A7】2023 年度学生募集要項（一般入試）5 頁参照。

る。

ウ 法学既修者入試（一般入試）

2019 年度入試以降は、法学既修者入試（A 日程・B 日程・C 日程）は、法律科目試験、面接・書類審査の結果の総合評価に基づいて実施している⁴⁰。法律科目試験は 300 点を、面接・書類審査 100 点を満点して、合計 400 点を満点として評価する。法律科目試験の内訳は、2016 年度入試以降、公法系（憲法）（試験時間 45 分、配点 50 点）、民事法系（民法、民事訴訟法、商法）（試験時間 120 分、配点 150 点）、刑事法系（刑法、刑事訴訟法）（試験時間 90 分、配点 100 点）、合計 300 点である（面接試験は、法学未修者入試と同様、20 分間で実施される）。なお、「法律科目試験の各科目で 6 割、面接・書類審査で 2 割を超えて得点できなかった者は不合格とすることがある」ことを、募集要項に明記している⁴¹。

法律科目試験は、論述式の試験であり、各科目の出題範囲は募集要項に明記している⁴²。面接試験では、法学未修者入試と同様、「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき、「志望動機の明確さ及び本研究科入学者受入方針にかなう人物かどうか」をみる。

A 日程入試ないし B 日程入試において法学未修者入試と法学既修者入試を併願した者で、法学既修者入試には不合格となったが法学未修者入試に合格し入学手続を行った者を、法学既修者認定試験の対象とすることがある⁴³。法学既修者認定試験の対象とすることは、法学既修者入試の合格判定の後、法学既修者入試の成績をもとに判定し、対象者には個別に文書で通知している。法学既修者認定試験は、法学未修者入試に合格し入学手続を行った者に対する内部試験という位置づけである。

エ 法学既修者入試（法曹コース特別入試）

2022 年度より、「5 年一貫型教育選抜」として、「法曹コース特別入試」を導入した。「法曹コース特別入試」の募集人員は 7 人である（これは、一般入試を含めた募集人員 24 人の内数である）。法曹コース特別入試は、「法曹養成連携協定」に基づき、各年度の法務研究科学生募集要項法学既修者入試（法曹コース特別入試）に従って行われる。

出願資格は、2023 年度入試を例として示すと、以下のとおりである⁴⁴。

⁴⁰ 【A5】「法務研究科入学者選抜選考要項」参照。

⁴¹ 【A7】2023 年度学生募集要項（一般入試）5 頁参照。

⁴² 【A7】2023 年度学生募集要項（一般入試）5 頁参照。なお、法律科目試験では、受験者に対して、六法が貸与され、法律科目試験では当該六法の使用のみが認められる。この点についても、募集要項に明記している。

⁴³ 【A7】2023 年度学生募集要項（一般入試）1 頁参照。

⁴⁴ 【A7】2023 年度学生募集要項（法曹コース特別入試）1 頁参照。

「法曹資格を有するのは、2019 年度 4 月以降に岡山大学法学部に入学した者、かつ、法学部法曹プログラムに登録している者で、次の A・B のいずれにも該当する者である。

A: 出願時において、「憲法Ⅰ（法曹）」、「憲法Ⅱ（法曹）」、「行政法（法曹）」、「民法Ⅰ（法曹）」、「民法Ⅱ（法曹）」の単位を修得し、かつ、その生成が C である科目がないこと。

B: ①岡山大学法学部 3 年次に在学中で 2023 年 3 月に早期卒業見込み、かつ、法曹プログラムを修了見込みの者（早期卒業をする者）、②岡山大学法学部 4 年次に在学中で 2023 年 3 月に卒業見込み、かつ、法学部法曹プログラムを修了見込みの者、のいずれかに該当する者。」

法曹コース特別入試の入学者の選抜は、法曹プログラムの成績と面接・書類審査の総合評価によって実施される。法曹プログラムの成績は 100 点を、面接・書類審査は 100 点を満点とし、合計 200 点を満点して評価する。面接試験では、一般入試と同様、「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき、「志望動機の明確さ及び本研究科入学者受入方針にかなう人物かどうか」をみる（面接試験は 20 分間である）。なお、面接・書類審査で 2 割を超えて得点できなかった者は、不合格となりうる旨は募集要項で明記されている⁴⁵。

なお、法曹コース特別入試は、一般入試（A 日程）と同日に実施されるが、一般入試との併願が認められないことは、募集要項で明記されている⁴⁶。

オ 転入学試験

本研究科では、2007 年度より転入学試験の制度を導入し、実施している。これは、他大学の法科大学院 1, 2 年次に在籍している学生で本研究科への転入学を希望する学生を対象としている。転入学試験は、「法務研究科転入学試験実施要項」に基づき、各年度の転入学出願要項に従って行われる。試験の内容は、法律科目の口述試験である。2015 年度入試までは、公法系（憲法・行政法）（試験時間 30 分）、民事法系（民法、民事訴訟法、商法）（試験時間 45 分）、刑事法系（刑法、刑事訴訟法）（試験時間 30 分）で実施していたが⁴⁷、2016 年度入試以降は行政法を試験科目から除外し、公法系（憲法）（試験時間 15 分）、民事法系（民法、民事訴訟法、商法）（試験時間 45 分）、刑事法系（刑法、刑事訴訟法）（試験時間 30 分）で実施している⁴⁸。

⁴⁵ 【A7】2023 年度学生募集要項（法曹コース特別入試）3 頁参照。

⁴⁶ 【A7】2023 年度学生募集要項（法曹コース特別入試）3 頁参照。

⁴⁷ 【A40】「2023 年度岡山大学大学院法務研究科転入学出願要項」参照。

⁴⁸ 【A5】転入学者の認定基準等は、「法務研究科転入学試験実施要項」参照。

(3) 学生受入方針，選抜基準及び選抜手続の公開

学生受入方針，選抜基準及び選抜手続の内容は，2018 年度入学者選抜までと同様に，ホームページ，ガイドブック，学生募集要項によって広く公開している（内部規定と公開される情報の実質的な内容は，ほぼ同一である）。ガイドブックは，例年 4 月に発行・配布し，学生募集要項は，6 月に発行・配布している。

学内外で実施される各種入試説明会（オンライン方式 [Teams・Zoom] で個別に実施した説明会も含む）においても，ガイドブック，学生募集要項を配布し，学生受入方針，選抜基準，選抜手続について，広く適時に説明を行っていくこととしている（オンライン方式の場合には，画面共有機能を適宜利用し，事後的に募集要項等を送付することとした）⁴⁹。

一般入試及び法曹コース特別入試に係る入試情報の開示については，試験成績（本人の成績，合格者の最高点・最低点）を開示することとしている。ただし，受験した入試の合格者が 5 名未満の場合には，当該入試の「合格者の最高点・最低点」は開示しないこととしている。開示請求の方法については，学生募集要項で明記している⁵⁰。

(4) 選抜の実施

2023 年度入学者選抜の実施は，これまでの入学者選抜までと同様に，「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条により，入学試験を所掌する「入試委員会」により運営される。入試委員会には，副研究科長を兼ねる入試委員長と，入試委員長が指名する副委員長 1 名が置かれる。また，「法務研究科入学者選抜選考要項」に基づいて，入試委員会が中心となり，入学試験に関わる諸事項（入試説明会の開催，選抜方法や選抜基準の確認・検討，合否判定資料案等の作成など）を取り扱う。また，「岡山大学大学院法務研究科入学試験監督者選出方法に関する申合せ」により，入学試験の監督者が受験者数に応じて適切に配置できるように配慮している。

小論文の作問・採点委員の選出は，秘密裡に行われる。すなわち，本研究科の運営に最終責任を負う執行部のみが各年度の選出状況を考慮して委員を決定する。決定結果は，本人にしか連絡されない。採点においても，秘密性は厳守される。すなわち，試験終了後，事務職員により解答用紙枚数の確認後，解答用紙上部の受験番号を採点委員に判別できないように綴じられる。採点委員は，この状態で採点をする。これにより，特定の受験者に有利・不利な扱いが生じないような措置が施されている。

⁴⁹ 2022 年度は，本学独自の入試説明会（オンライン開催も含む。個別相談会は除く）として，岡山大学法学部法曹プログラム生対象（6/9），岡山大学法学部生対象（6/16），一般（岡山大学生以外）対象（6/23）：【A41】岡山大学法科大学院 2023 年度（2022 年度実施）オンライン入試説明会ポスター参照，香川大学生対象（7/6）が実施された（オンライン開催を含む。個別相談会は除く）。

⁵⁰ 【A7】2023 年度学生募集要項（一般入試）9 頁，2023 年度学生募集要項（法曹コース特別入試）5-6 頁参照。

法律科目試験の作問・採点委員も、執行部により決定・選出されるが、専任教員の専門との関係から、秘密裡とはいえ限界はある。しかし、各科目複数名の教員が作問・採点に携わることとして、可能な限り、公平性・公正性を確保する体制をとっている。法律科目試験の採点も、小論文と同様の秘密性を確保した措置が施されている。

面接・書類審査は、学生受入方針に適った学生の入学を目指すため、「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき適正に実施している。また、面接担当教員の割当ても、試験の公平性・公正性に配慮し、入学試験の日程ごと、執行部により決定される。

(5) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(6) その他
特になし。

2 点検・評価

本研究科の入学受入方針は、本研究科の教育理念及び本研究科の養成しようとする法曹像に照らして適切である。また、法学未修者入試及び法学既修者入試のいずれも公平かつ公正に実施されている。選抜基準、選抜手続については、一部の者だけがそれを認識するといった不平等のないよう、その公正性等を担保するために、できる限り明確な形で規定し、募集要項、ホームページ、ガイドブックといった媒体を通じて広く公表している。選抜基準及び選抜手続も、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできるものといえる。受験者にとっての関心事である試験成績結果は、「入試情報の開示」としてその請求手続が募集要項のほかホームページにも記載され、受験者に対し、本人の成績はもちろんのこと、合格者の最高点・最低点も判明できるようにしている。選考結果については、その都度検証し、選抜方法の見直しなど、入試制度改革につなげている。適性試験の結果は、法学未修者及び法学既修者の選抜において適切に使用されており、法学未修者選抜では、法律知識の有無・多寡等を考慮要素とはしていない。このように、学生受入方針、選抜基準、選抜手続及び入学受入の実施は、良好であると受けとめている。

もっとも、法科大学院の進学者が下げ止まらないなか、地方に位置する本研究科においては、入学志願者の確保が重要な課題となっている。本研究科は、入学定員を、2015年度に45人から30人に削減し、さらに、2017年度に30人から24人に削減した。

入試説明会を中国・四国地区以外に広げるなどの広報活動を強化する取り組みの結果、2018年度入試では前年度を上回る入学受入者を得ることができたが、法

科大学院全体の志願者数が下げ止まらないなか、入学定員を充足するには至っていなかった。2018 年度入試以降も、近隣の大学における説明会やオンライン方式の個別説明会を実施したりする等、広報活動をより一層充実させるとともに、本学修了生の司法試験合格率の向上に努めた。その結果、2023 年度入試では、定員を充足する入学者（24 名）を確保することができた。これまでの入学者選抜までと同様に、今後も、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を教育理念とする本研究科の入学者受入方針に相応しい入学者を確保するための入学者選抜がいかにあるべきかを模索していきたい。

3 自己評価

A 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されている。

4 改善計画

入学者選抜をめぐる課題は、個々の法科大学院の努力だけで克服できるものではないとはいえ、中国・四国地区における地域中核的法科大学院として、引き続き法曹養成機能・法律人材輩出機能を担う責任を果たしていくためにも、岡山大学法学部との連携強化はもとより、法曹養成連携協定を締結した香川大学法学部、さらには、その他の中国・四国地区の法学系学部・学科との連携を強化し、入学志願者及び入学者の増加に向けた取組みを充実させることに努めたい。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性や能力を適確に評価・判定することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

1 現状

(1) 既修者選抜，既修単位認定の基準及び手続

ア 法学既修者の選抜基準・手続

法学既修者の選抜は、「法務研究科入学者選抜選考要項」及び学生募集要項に基づいて実施している。試験日程は、法学未修者入試と同じ時期に行っている。A 日程，B 日程，C 日程のいずれも，第 1 日が法学既修者入試の法律科目試験及び面接試験，第 2 日が法学未修者入試の小論文試験及び面接試験となっており，法学未修者入試を併願する者は，面接試験は第 1 日に実施される面接試験のみとなる。なお，法学既修者入試の定員は設けていない。

試験科目は，2016 年度入試以降は，公法系（憲法），民事法系（民法，民事訴訟法，商法），刑事法系（刑法，刑事訴訟法）である。商法は会社法から出題し，民事訴訟法，刑事訴訟法については上訴・再審は出題範囲から除かれる。試験時間は，公法系が 45 分，民事法系が 120 分，刑事法系が 90 分である。出題形式は論述式であり，法律科目に関する口述試験は実施していない（なお，法学既修者入試での面接試験では，法学未修者入試と同様，志望動機の明確さや本研究科の入学受入方針に適う人物であるかの評価がなされる）。

配点は，公法系の憲法 50 点，民事法系（150 点）は民法が 80 点，民事訴

訟法が 35 点、商法が 35 点、刑事法系（100 点）は、刑法が 60 点、刑事訴訟法が 40 点である。不合格とすることができる基準となる得点（最低基準点）は各法系に配分されている得点の 6 割である。以上の事項は全て学生募集要項で明記されている⁵¹。

イ 既修者単位認定の基準及び手続

既修者単位認定は、岡山大学大学院法務研究科規程第 19 条ただし書きに基づき行う。手続としては、教授会審議を経た既修者入試の合否判定を根拠に、法学既修者入試により入学した者が、「教授会が、法学既修者として認めた者」として、「34 単位を修得し、1 年間在学したもの」とみなされる。修得したものとみなされる単位にかかる科目は、A 法律基本科目群 I 基礎科目に該当する「憲法Ⅰ（統治）」（2 単位）、「憲法Ⅱ（人権）」（2 単位）、「民法Ⅰ」（4 単位）、「民法Ⅱ」（4 単位）、「民法Ⅲ」（4 単位）、「商法」（4 単位）、「民事訴訟法」（4 単位）、「刑法」（4 単位）、「刑事訴訟法」（4 単位）、「法解釈入門」（2 単位）の合計 34 単位⁵²であり、法学既修者入試に合格した者は、上記の科目のすべてが認定される。

ウ 飛び級入試

「出願時に大学 3 年次に在学中の者で、大学 2 年次修了時に卒業資格単位数のうち、80 単位以上修得し、修得した科目の 3 分の 2 以上の学業成績が 80 点以上のもの」に、出願資格を認めている⁵³。当該出願資格において志願しようとする者については、個別の出願資格審査が実施される。飛び級入試を志願する者に対して、入試時期等について特別な措置は設けていないが、全ての入試日程（A 日程・B 日程・C 日程）で出願資格を認めている。

エ 法曹コース特別入試

「2－1（2）エ」で記述したとおりであるが、以下で再掲する。

2022 年度より、「5 年一貫型教育選抜」として、「法曹コース特別入試」を導入した。「法曹コース特別入試」の募集人員は 7 人である（これは、一般入試を含めた募集人員 24 人の内数である）。法曹コース特別入試は、「法曹養成連携協定」に基づき、各年度の法務研究科学生募集要項法学既修者入試（法曹コース特別入試）に従って行われる。

出願資格は、2023 年度入試を例として示すと、以下のとおりである⁵⁴。

⁵¹ 【A7】2023 年度学生募集要項（一般入試）5 頁参照。

⁵² 【A3】2023 年度学生便覧 4 頁（AⅠ科目）、7 頁（課程修了要件）参照。

⁵³ 【A7】2023 年度学生募集要項（一般入試）2 頁参照。

⁵⁴ 【A7】2023 年度学生募集要項（法曹コース特別入試）1 頁参照。

「法曹資格を有するのは、2019 年度 4 月以降に岡山大学法学部に入学した者、かつ、法学部法曹プログラム⁵⁵に登録している者で、次の A・B のいずれにも該当する者である。

A: 出願時において、「憲法Ⅰ（法曹）」、「憲法Ⅱ（法曹）」、「行政法（法曹）」、「民法Ⅰ（法曹）」、「民法Ⅱ（法曹）」の単位を修得し、かつ、その成績が C である科目がないこと。

B: ①岡山大学法学部 3 年次に在学中で 2023 年 3 月に早期卒業見込み、かつ、法曹プログラムを修了見込みの者（早期卒業をする者）、②岡山大学法学部 4 年次に在学中で 2023 年 3 月に卒業見込み、かつ、法学部法曹プログラムを修了見込みの者、のいずれかに該当する者。」

法曹コース特別入試の入学者の選抜は、法曹プログラムの成績と面接・書類審査の総合的評価によって実施される。法曹プログラムの成績は 100 点を、面接・書類審査は 100 点を満点とし、合計 200 点満点で評価する。面接試験では、一般入試と同様、「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき、「志望動機の明確さ及び本研究科入学者受入方針にかなう人物かどうか」をみる（面接試験は 20 分である）。なお、面接・書類審査で 2 割を超えて得点できなかった者は、不合格となりうる旨は募集要項で明記されている⁵⁶。

なお、法曹コース特別入試は、一般入試（A 日程）と同日に実施されるが、一般入試との併願が認められないことは、募集要項で明記されている⁵⁷。

（2）基準・手続の公開

既修者選抜の基準及び手続については、募集要項その他の媒体により幅広く公開されている。法律科目試験の問題及び出題趣旨・採点の指針は、試験終了後、適切な時期に、ホームページで一般公開している。

既修者単位認定の基準及び手続（大学院法務研究科規程、課程修了要件、必修科目等）については、ホームページで一般に公開されているほか、ガイドブック⁵⁸、学生便覧⁵⁹において、法学既修者は AⅠ 科目（法律基本科目群のうちの基礎科目）の履修を要しないことを明記している。

既修者選抜や既修単位認定について、組織的に、入学希望者や学生から意見を聴取したことはない。

⁵⁵ 【A7】2023 年度学生募集要項（法曹コース特別入試）1 頁参照。

⁵⁶ 【A7】2023 年度学生募集要項（法曹コース特別入試）3 頁参照。

⁵⁷ 【A7】2023 年度学生募集要項（法曹コース特別入試）3 頁参照。

⁵⁸ 【A2】2024 年度大学院案内（ガイドブック）5 頁参照。

⁵⁹ 【A3】2023 年度学生便覧 7 頁参照。

(3) 既修者選抜の実施

法学既修者入試の実施については、上記「2-1-1 (4)」参照。

本研究科では、法学既修者の選抜は法学未修者の選抜とは分けて行っているが、定員については、法学未修者と法学既修者とを合わせて設定しており、法学未修者とは別に法学既修者の定員を設けて入学者選抜を行っていない。なお、法律科目試験のすべての科目において、論述式の問題を含めた出題形式となっている。

法学既修者入試に合格し、入学した者については、岡山大学大学院法務研究科規程第 19 条ただし書きに基づき、34 単位を修得し、1 年間在学したものととして、A I 科目（法律基本科目群のうちの基礎科目）の単位を認定した。

これまでのところ、既修者認定・既修者単位認定の公正さ・公平さに疑問が提起された事態（投書や口頭でのクレーム）はない。

(4) 特に力を入れている取り組み

本研究科においても、他大学の研究科と同様、法学部との「5 年一貫教育体制」の構築とその充実化は重要な課題である。本研究科は、2012 年度より、岡山大学法学部と密接な連携をとりつつ、法学部と法科大学院との接続教育科目の充実に努め、法学部の 1 年次生から 4 年次生までの各学年に、法科大学院進学を希望する学生のニーズに即した授業を提供するとともに、法学部の教員と法科大学院の教員とが共同して担当する授業を実施するなど、実質的な一貫教育の体制を整え⁶⁰、岡山大学法学部と法曹養成連携協定を締結し、2022 年度入試より、岡山大学法学部法曹プログラム生を対象とした特別入試を実施している。「5 年一貫型教育」を実現するための特別入試の導入によって、法学既修者として適切な法学部生を本研究科（法学既修者コース）に誘うシステムが構築されたものと考えられ、今度は、香川大学法学部との法曹養成連携協定を踏まえて、このシステムをより強固で安定したものとすることを目指している。

(5) その他

本研究科では、法学未修者選抜とは別に法学既修者選抜を行うようになってからも、法学既修者自体の定員を独自に設定していない。これは、独自の定員を設定することで、法学既修者としての適性を有しない者が法学既修者として選抜・認定されることを回避するためのものである。この点は、2019 年度入学者選抜以降も同様である。

2 点検・評価

⁶⁰ 2022 年度は、法学部と法科大学院との接続教育科目として、法学部の講義として「法解釈の基礎」、「リーガルライティング演習」、「経済法 a」、「経済法 b」、「社会保障法 a」、「社会保障法 b」、「演習 I（法曹基礎）」、「演習 II（民事手続法）」、「演習 II（経済法）」を開講した。

既修者選抜及び既修単位認定の基準及び手続は、本研究科の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルを身に付け得る者を選抜できる仕組みになっており、基準・手続は、いずれも、明確な形で規定し、学生募集要項、ホームページ、ガイドブックといった媒体を通じて広く公表されている。既修者選抜は、入試として所定の選考手続に則り、厳格・公正に実施されている。法学既修者入試における法律科目試験の科目数・配点、及び法律科目試験の科目と連動した既修者の単位認定の基準ともに適切である。

なお、規定上、法律科目試験の特定の法律科目で 6 割に満たない点数であっても合格判定をなしうるが、既修者選抜の合格者選考を審議する入試委員会における原案作成にあたっては、かならず、法律科目試験 6 科目すべてにつき、出題採点委員の意見を聴取し、科目毎に問題の難易度の適切性、出題の趣旨等を考慮し、既修者として十分な能力を有するか否かの評価が行われていることの確認がなされている。特定の法律科目について、問題の難易度が（作問者の）想定したものよりも高かったため、受験者の答案の多くが 6 割に満たない評点となっていると判断できる場合、及び、出題の趣旨が受験者に伝わりづらい発問形式であったため、受験者の解答と出題者の意図が噛み合わず、評点が低くなっていると評価できる場合には、当該科目で 6 割に満たない点数であっても、各法系を総合的・横断的に評価し、法学既修者としての素養があると判断できる場合には、入試委員会及び教授会の審議を経たうえで、既修者入試について合格判定をすることがある。出題の趣旨が明確となる発問形式での出題や試験問題の難易度の適切な設定等は、今後改善すべき課題である。

3 自己評価

- A 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

4 改善計画

入学者について、入試における法律科目試験の成績と入学後の学業成績との相関関係を検証したうえで、法律科目試験に関して、出題の趣旨がより明確に伝わる表現での問題の作成、問題の難易度の適切な設定、試験時間・配点の見直し等の方策を講じるとともに、場合によっては、法律科目試験の科目数の削減についての検討を行う予定である。その際、既修者単位認定やカリキュラム改革などと連動して総合的な検討がなされることになる。

2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

（評価基準）入学者の選抜にあたり「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」を入学させるよう適切な努力をしていること。

（注）

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

1 現状

（1）法学部以外の学部出身者の定義

本研究科では、「法学部以外の学部出身者」を、「法学系の学部ないし学科以外の学部ないし学科の出身者」と定義している⁶¹。法学系の学科か否かの判定は、原則として文部科学省が定める「学科系統分類表」に基づいている。

（2）実務等の経験のある者の定義

本研究科の一般入試における「社会人」は、学生募集要項に折り込まれる「岡山大学大学院法務研究科（法科大学院）アンケート」において、以下のように、定義されている（2023年度入試を例とする）。

〈大学卒業又は出願資格②～⑨に該当することとなった後、2023年3月末日において2年以上社会人としての経験を有する者。（上記資格取得後なので、大学入学以前の勤務は該当しない。）

「社会人としての経験を有する」とは、学校に在籍していないこと（勤務しながら学校に在籍している場合は、勤務している期間は社会人の期間とみなす。）をいい、必ずしも職業を持っていなければならないということではありません。〉

（3）入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

基本データ表（6）のとおりである。なお、本研究科は、開設以来、法学未修者を主体とする法科大学院として教育環境の充実に努めてきた（修了者に占める法学未修者の割合が法学既修者よりも高く、また、司法試験合格者に占める法学未修者の割合が法学既修者よりも高い）。入試説明会等でも、法学未修者が安心して学修に取り組める教育環境にあることをアピールすることで、「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合を増加させ

⁶¹ 【A7】2023年度学生募集要項（一般入試）1頁参照。

るよう、努力してきたところである。

(4) 多様性を確保する取り組み

学生募集要項には、「法学部・法学科以外の学部・学科の出身者及び社会人については、募集人員の3割程度を合格させることとします。ただし、その割合は受験者数・試験結果によって変わることがあります。」と明記している⁶²。このことは、各種入試説明会でも広報している。また、本研究科のホームページでは入試情報の中に特に「社会人・法学部以外の学部出身者の受入れ」のリンクを設定し、入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）と並んで強調しているところである。また、一般入試（A日程・B日程・C日程）の入学願書に「特記すべき資格」の欄を設け、その内容を面接・書類審査の加点要素の一つとしている⁶³。

(5) 特に力を入れている取り組み

近親者の介護・支援、育児、その他特別な事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合には、その計画的な履修を認める長期履修制度を「岡山大学大学院法務研究科長期履修に関する取扱い内規」に基づき実施している。長期履修制度は、学生便覧⁶⁴や説明会等でこれを周知している。

(6) その他

オンライン方式による希望者に対する個別説明会を実施している。個別説明会の実施については、本研究科のホームページでその旨の告知がなされている。

また、入学者の多様性を確保するため、2024年度の学生募集要項において、「法学部以外の学部出身者」と「実務等の経験のある者」の定義をより分かり易いものに変更した。その内容を示すと、以下のとおりである⁶⁵。

〈法学以外の分野の学位（学士，修士，博士，専門職）を取得したことがある者または2024年3月までに取得見込みの者及び社会人*については、募集定員の2割程度を目標に選抜します。

*「社会人」とは、「出願時点において通算して2年以上の社会経験を有する

⁶² 【A7】2023年度学生募集要項（一般入試）1頁参照。

⁶³ 【A5】「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」では、「法学部・法学科以外の学部・学科の出身者及び社会人については、評価に際し考慮する。」としている。

⁶⁴ 【A3】2023年度学生便覧13-14頁参照。

⁶⁵ 【A7】2024年度学生募集要項（一般入試）1頁参照。なお、学生募集要項に折り込まれる「岡山大学大学院法務研究科（法科大学院）アンケート」において、「社会経験」について、「官公庁・会社等における勤務経験（パートタイム・アルバイト等を含む）、自営業、家事などを指します。ただし、学校教育法に定める高等学校、大学、大学院等に在籍していた期間は除きます。」という説明がなされている。

者」をいいます。〉

2 点検・評価

「法学部以外の学部出身者」及び「実務等の経験のある者」の定義はなされていたものの、入学者の多様性を確保するために、その定義をより明確にする方向での学生募集要項の改正を行った。また、入試説明会等でも、法学未修者が安心して学修に取り組める教育環境にあることをアピールすることで、「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合を増加させるよう、努力してきたところである。しかしながら、全国的に社会人・他学部出身者が法科大学院を志望する数が大きく減少している中、本研究科も、社会人・他学部出身の入学者の割合が減少する状況が続いている。

「法学部以外の学部出身者」及び「実務等の経験のある者」の割合が増えない大きな理由は、入学者選抜のあり方にあるというよりも、法科大学院修了後のキャリアパスを見通せないことにあると思われる。法科大学院に多様な人材を受け入れるためには、社会人枠などの特別な選抜方法を用意するというのではなく、法科大学院修了生の就職状況など、法科大学院修了後のキャリアパスを客観的に示していくことこそが肝要であると考えている。

3 自己評価

A 入学者の選抜にあたり「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」を入学させるよう適切な努力をしていること。

4 改善計画

上記のとおり、社会人・他学部出身の入学者の割合が低いことの大きな理由は、本研究科の入学者選抜のあり方にあるというよりも、法科大学院修了後のキャリアパスを見通せないことにあると思われる。社会人枠などの特別な選抜方法を用意するというのではなく、法科大学院修了生の就職状況など、司法試験合格後のキャリアパスはもちろん、進路変更の可能性も含めた法科大学院修了後のキャリアパスを客観的に示していくことこそが肝要であると考えている。

本研究科の附属機関である OATC の活動をさらに強化することにより、社会人・他学部出身者が安心して学修できる環境にあることをアピールすることで、入学者の多様性を確保するように努めていきたい。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる専任教員は、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員が兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

本研究科の収容定員数は72名である。また、2023年5月1日現在における専任教員総数は下表のとおりである。

分 野	教授	准教授	講師	合計
公法系	2	0	0	2
民事系	4	1	0	5
刑事系	2	0	0	2
基礎法学・先端科目系	2	0	0	2
実務系	3	2	0	5
合 計	13	3	0	16

専任教員の適格性については、各教員の採用時における選考委員会において、「岡山大学学術研究院法務学域における教員選考基準」⁶⁶、「岡山大学学術研究院法務学域教員業績審査委員会に関する要項」⁶⁷、「岡山大学学術研究院法務学域教員選考内規」⁶⁸、「岡山大学学術研究院法務学域における教員選考基準に関する申合せ」⁶⁹に基づき、研究業績、教育歴などを精査し、教授会で候補者

⁶⁶ 【A5】岡山大学学術研究院法務学域における教員選考基準（令和4年12月22日学術研究院法務学域長裁定）参照。

⁶⁷ 【A5】岡山大学学術研究院法務学域教員業績審査委員会に関する要項（令和4年12月22日学術研究院法務学域長裁定）参照。

⁶⁸ 【A5】岡山大学学術研究院法務学域教員選考内規（令和4年12月22日学術研究院法務学域長裁定）参照。

⁶⁹ 【A5】岡山大学学術研究院法務学域における教員選考基準に関する申合せ（令和4年12月22日学術研

を審議・確定し、学長に推薦している⁷⁰。

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

本研究科における法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数と氏名については、基本データ(8)のとおりである。

(3) 実務家教員の数及び割合

基本データ表(9)のとおり、法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員(以下、「実務家教員」。)の数は、5名で全体の約3割である。みなし専任教員はいない。

(4) 教授の数及び割合

基本データ表(10)のとおり、専任教員16名中、教授の数は13人で、81.3%である。

(5) 特に力を入れている取り組み

採用人事においては、法学部を含む関係教員からの情報収集を行い、また広く、人格、識見の優れた教員を募るため、原則として公募により手続きを進めることとしている。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

教員割合について、適格性を有する専任教員の数は、必要数を満たしており、また、法律基本科目ごとに適格性のある専任教員が必要数配置されている。本研究科の専任教員は、全員が本研究科専属の専任教員であり、他の学部・大学院課程の専任教員を兼ねていない。

実務家教員は、全員が5年以上の実務経験を有する教員である。

3 自己評価

適合 教育に必要な能力を有する教員につき、教員人数割合を満たしている。

4 改善計画

教員数、適格性等において特に問題はなく、具体的な見直しの計画はない。もともと、地方に位置する法科大学院として、退職教員や他大学への移籍教員の補

究院法務学域長裁定) 参照。

⁷⁰ 【A5】岡山大学大学院法務研究科教授会規程第3条第1項第3号参照。

充については常に困難がともなう。

教員の補充について、適宜の補充が可能となるよう、研究科として常に情報を収集しつつ、岡山弁護士会とも連携を深めていきたい。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

現在のところ、十分な数の専任教員は確保されているため、十分な数の専任教員を確保するという点では、この点に関する取り組みや工夫は喫緊の課題となっていない。ただし、既述のように、地方法科大学院特有の問題として、退職教員・他大学への移籍教員の補充には常に困難が伴う。そのため、研究者教員の情報については、法系ごとに情報を把握するように努め、実務家教員については、本研究科の実務家教員からの情報のほか、岡山弁護士会との連携を深めつつ、岡山弁護士会所属弁護士の動向を執行部として把握するように心がけている。特に定年退職が予定されている専任教員がいる分野では、数年前から人事手続きを開始している。

前回認証評価後に採用した若手の専任教員については、前任校において、すでに十分な教育経験を有していたことから、専任教員として必要な能力を得るための特別な取り組み・工夫は行わなかった。他の専任教員と同様に、様々なFD活動を通じて授業のスキルアップを図っている。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

教員確保のための継続的な取り組みとして、上記の取り組みのほか、岡山弁護士会内に設置されている「岡山弁護士会法科大学院支援委員会」に本研究科執行部が毎回オブザーバーとして出席し、情報交換を行うなどしている。

本研究科の場合、研究者を志す法科大学院生はほぼ皆無で、カリキュラムや経済的支援など、特別の取り組みや工夫は行っていない。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の採用及び昇任に際し、教員の教育能力を評価する制度として、「3-1-1-（1）」で示した選考基準及び選考委員会制度がある。また、教育力のスキルアップのために、岡山弁護士会法科大学院支援委員会と連携して行う授業参観、本研究科教員相互の授業参観、これらの授業参観を踏まえた意見交換会のほか、前期・後期にそれぞれ実施される授業評価アンケートを利用して、自身の授業運営の検証と見直しに活用している。なお、本研究科教員相互の授業参観については、2017年度より、本研究科の専任教員と外部の弁護士とが同じ授業を参観し意見交換を行うことで、より効果的な授業改善が期待

できるとの観点から、岡山弁護士会所属弁護士による授業参観の時期に合わせて実施するようにしている。

なお、教員の採用及び昇任以外の場面で教員の教育に必要な能力を評価する制度として、大学が主導して行う「教員活動評価」システムがある。これは、教員が自己の諸活動を振り返って自己点検・評価を行い、それを基に所属部局の長から評価を受けることにより、教育・研究活動等の改善・向上と意識改革を図ることを目的とする制度である。2008 年度から毎年度実施されており、教育活動、研究活動、社会貢献活動、管理運営活動のそれぞれの分野ごとに自己点検・評価を行うものであり、昇給、勤勉手当を決める際の一つの参考資料となっている。採用や昇任に関する直接的な方策ではないが、これにより、教員は教育に対する取り組みを検証する際の反省材料とすることができる。

(4) 特に力を入れている取り組み

教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取り組みとして、専任教員相互の FD 活動だけでなく、岡山弁護士会法科大学院支援委員会と連携した授業参観及びそれを踏まえた意見交換会を実施するなど、理論と実務との架橋を目指す法科大学院の教育に必要な教育能力を維持・向上させるようにしている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

教員の採用及び昇任に際しては、教員の教育に必要な能力を評価する制度を整えている。また、地方に位置する法科大学院という事情を踏まえ、適宜の教員確保が可能となるよう、地元弁護士会との連携も強化しており、継続的な教員確保に向けた工夫がなされていると評価できる（現在、本研究科の修了生 1 名が、本研究科の実務家教員として教育に従事している）。さらに、教員の教育に必要な能力を維持・向上させるための取り組みも充実している。

他方、将来研究者を目指す学生を対象とした教育については、そのための特別な科目等を配置していない。

3 自己評価

A 教員の確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制が整備され、非常に有効に機能している。

4 改善計画

本評価基準について、特に改善すべき事項は見当たらないが、適正な人事計

画に基づき準備を進めていくこととしたい。また、将来研究者を志望する学生の教育については、岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程との教育接続も含めて検討していきたい。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

本研究科における、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれの開設クラス数及び担当専任教員数等は基本データ表（11）のとおりである。

法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目について、満遍なく専任教員が配置されており、とりわけ、本研究科が教育の重点とする「医療・福祉系」、「法とビジネス系」について、それぞれ、社会保障法・労働法、経済法の専任教員を配置しており、本研究科の教育理念と教育目的に応じた専任教員が配置されている。なお、基礎法学・隣接科目については、本研究科の専任教員は置かれていないが、キャンパスを同じくする岡山大学法学部の専任教員が授業の多くを担当している。法学部の教員と本研究科の教員は同じ建物に研究室を構えており、基礎法学・隣接科目を含め、充実した教育体制を確保できるよう教員が配置されている。

（2）教育体制の充実

「理論と実務の架橋」を意識した充実した教育体制を確保するため、公法系、刑事法系において、研究者教員と実務家教員とが密接に連携しており、特に演習科目においては、研究者と実務家が協働して担当する科目を複数設けている。具体的には、「憲法演習」、「行政法演習」、「刑事法総合演習」（2023年度より「刑事法応用演習」）のように、研究者教員と実務家教員とがオムニバスで担当する科目、「刑事訴訟法演習」のように、研究者教員と実務家教員とがすべてを共同で行う演習科目に分けられる。いずれの形態についても、授業内容の全体について研究者教員と実務家教員とが相互に意見交換を行い、教材及び授業方法を決めており、全体として一つのまとまりのある科目を構成するように努めている。なお、2021年度まで民事法系においても、民法演習を、研究者と実務家が協働して担当する科目として実施していた（「民法演習Ⅰ」、「民法展開演習Ⅰ」、「民法展開演習Ⅱ」は研究者教員が担当し、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」は実務家教員が担当する）が、学生の学修効果の観点から、2022年度のカリキュラム改正により、「民法展開演習Ⅰ」、「民法展開演習Ⅱ」を廃止し、研究者教員が単独で担当する「民法演習Ⅰ」「民法演習Ⅱ」「民法演習Ⅲ」に再編した。

公法系，民事法系，刑事法系の各分野において，研究者教員が単独で担当している科目についても，教育内容・教育方法，教材の作成，定期試験問題の作成などについて科目関連性を有する実務家教員と意見交換を行うなど，授業の充実に努めている。

（３）特に力を入れている取り組み

既述のように，本研究科では，教育体制の充実に向けて，研究者教員と実務家教員との協働指導体制に力を入れているほか，研究者教員のみが担当する授業についても，科目関連性を有する実務家教員との間で教育内容・教育方法について意見交換を行うなどして，研究者教員と実務家教員とが連携して教育を行う体制が構築されている。

（４）その他

特になし。

２ 点検・評価

本研究科が教育の重点に置く「医療・福祉系」，「法とビジネス系」について専任教員を配置し，全体として，各系・科目ごとに，本研究科の教育理念と教育目的に応じた専任教員がバランスよく配置されている。基礎法学・隣接科目については，本研究科の専任教員は置かれていないが，授業の多くを，キャンパスを同じくする岡山大学社会文化科学研究科の専任教員が担当しており，充実した教育体制の観点から見て問題はない。

本研究科の教育体制及び教員組織は，法曹養成教育機関として，必要な条件を満たしている。

３ 自己評価

A 教員の科目別構成等が適切であり，非常に充実した教育体制が確保されている。

４ 改善計画

特になし。

3－4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員の年齢構成

基本データ表（12）のとおり。

（2）教員の年齢構成についての取り組み

採用人事の際、年齢構成を重要な考慮要素として人事手続を進めている。

（3）その他

採用人事の重要な考慮要素としているほか、全学の「女性教員特別昇任（ポストアップ）」制度を活用した昇任人事を実施している。

2 点検・評価

専任教員 16 名中 9 名を占める 50 代を中心に、30 代が 1 名、40 代が 2 名、60 代が 4 名となっており、全体として、非常にバランスの良い年齢構成になっている。

3 自己評価

A 年齢層のバランスが良い。

4 改善計画

引き続き、採用人事を行う場合には、全体の年齢構成や経験を踏まえて行うこととしたい。

3－5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

（評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員のジェンダーバランス

基本データ表（13）のとおり。

（2）特に力を入れている取り組み

採用人事の際、ジェンダーバランスを重要な考慮要素として人事手続を進めている。

（3）その他

採用人事の重要な考慮要素としているほか、全学の「女性教員特別昇任（ポストアップ）」制度を活用した昇任人事を実施している。

2 点検・評価

女性教員の比率は 18.8%で、前回の認証評価時から横ばいで推移しており、継続してジェンダーバランスに配慮した人事がなされていると評価できる。

3 自己評価

B 専任教員中の女性比率が 10%以上 30%未満である。

4 改善計画

本研究科に在籍する学生は女性も多いので、引き続き、女性教員を積極的に採用し、より一層、ジェンダーバランスを図っていきたい。

3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

基本データ表（14）ア⁷¹のとおりである。

（2）他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

基本データ表（14）イ⁷²のとおりである。

（3）授業以外の取り組みに要する負担

授業以外の取り組みに対する負担としては、教授会への出席のほか、法務研究科の各種委員会への出席、全学の委員会への出席、学外の各種委員会への出席などが挙げられる⁷³。なお、現在、本研究科の専任教員の中には、国立大学法人岡山大学の副理事を兼務している教員が1名いる。

教授会は、原則として月1回、第4水曜日に行っている（2022年度における教授会の開催回数は13回である）。1回あたりの開催時間は、おおよそ60分から90分である。教授会の開催には定足数を満たすことが要求されるので、本研究科の専任教員は教授会に出席する義務を負担していることになる。

本研究科の専任教員は、分担して、研究科の各委員会の委員を務めている。具体的には、教務委員会、入試委員会、学生委員会、FD委員会、OATC運営委員会、広報委員会、大学間FD運営委員会である。2022年度におけるこれらの委員会の実施回数は、教務委員会11回、入試委員会6回（通常の入試委員会の他、拡大入試委員会を3回開催している。）、学生委員会5回、FD委員会2回⁷⁴である。このうち、学生委員会の委員は入試委員の中から任命している。これは、学生委員会の所管事項には奨学金に関する件など入試の実施と密接な関係を有するものが多いためであり、学生委員会委員長も入試委員会委員長を務める副研究科長がこれを兼務している（1-3）。なお、それぞれの委員会の開催時間は、1回あたり、30分から60分程度である。

従前、部局運営上の負担として、各種の入試説明会の実施に伴う負担があったが、2020年度以降、ITツールの活用により、オンライン説明会を実施しており、この負担は減少している。

⁷¹ 【A42】教員授業担当コマ数一覧参照。

⁷² 【A42】教員授業担当コマ数一覧参照。

⁷³ 【A43】2023年度法務研究科各種委員会委員等名簿参照。

⁷⁴ 【A6】FD委員会として開催したもの。教授会においてFDに関する事項について意見交換を行ったものは含まない。

研究科内の各種委員会委員のほか、本研究科の専任教員は、全学の委員会の委員を務めている。部局長または副部局長が指定されているものを除いては、全学の委員会の数は多く、教員規模が小さいため、1人の教員が複数の委員会委員を兼務しなければならない状況がある。

学外の各種委員については、学外非常勤と同様に、研究科長が兼業の可否を判断しているが、その際、本務以外の負担が過重になっていないかどうかを確認するようにしている。

(4) オフィスアワー等の使用

オフィスアワーについては、専任教員の全員が週に1コマ設定し、これを時間割に明記している。もっとも、多くの教員が、所定のオフィスアワー以外の時間にも学生の個別の質問等に対応している。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

本研究科では、TA（ティーチング・アシスタント）の雇用を促し、学生の能力の向上を図るとともに、教員の授業負担の軽減にも役立つように配慮している。TAは、「岡山大学ティーチング・アシスタント制度に関するガイドライン」に基づいて運用され、「本学大学院在籍の優秀な学生を雇用し、大学教育の充実や指導者としてのトレーニング機会の提供を図り、これに対する給与支給により大学院学生の処遇の改善に資することを目的とする」（ガイドライン2条）ものであるが、本研究科の学生が教育補助業務に従事することにより、学生自身の能力向上に資するだけでなく、教員の授業にかかる負担を軽減させる効果も有している。

2 点検・評価

各専任教員の負担は、授業準備をするのに十分な範囲内にあるといえる。

授業については、従前からの法学部との連携に加え、2020年からの法曹養成連携協定に基づく連携が開始され、本研究科の専任教員が法学部の授業を担当する機会が増えている。法曹養成連携協定に基づき実施される岡山大学法学部法曹コース必修科目は、いずれも本研究科専任教員が担当しているものの、本研究科未修1年次必修科目との共同開講であり、1クラス学生数は50人以内で実施していることから、単純に授業負担が2倍になっているものではない。また、香川大学法学部との教育連携協定に基づき、2017年度以降継続して、香川大学法学部において授業の一部を本研究科の専任教員が担当している。このように、本研究科の授業以外の授業負担が増加する傾向にあるが、授業負担を全体とし

てみた場合、なお負担過剰という状況には至っていない。

授業以外の取り組みに要する負担も、授業準備に支障の生じるものとはなっていない。オフィスアワーが実質上補習等の目的で利用されているという実態はなく、オフィスアワーやそれ以外の学生による質問への対応等も、授業準備に支障を生じさせるものとはなっていない。

もっとも、特定の教員に授業負担、授業以外の負担が集中していないか、専任教員間で負担のバランスに偏りがいないか、常にチェックしていく必要がある。

3 自己評価

B 授業時間数が、十分な準備等を十分にすることができる程度のものである。

4 改善計画

特になし。

3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

（1）経済的支援体制

教員に対する研究面での経済的支援体制として、運営費交付金から分配される個人研究費がある。設備備品費、消耗品費、旅費などをこれにより支出する。2021年度及び2022年度は年額25万円の範囲内で配分を行っている。このほか、岡山大学法学会による出版助成が利用できる。

もっとも、国立大学運営費交付金削減が進む中、個人研究費は漸減傾向にあり、安定した研究活動を継続するために、教員に対しては科学研究費補助金ほか、外部研究費の獲得を呼びかけている。2021年度及び2022年度においては、科研費応募者には個人研究費を加算することで、外部研究費の獲得を促す取組を行っている。

（2）施設・設備面での体制

研究室は、各教員に割り当てられる。各種データベースの利用については、本研究科のデータベースとして、「TKCロー・ライブラリー」、「LLI判例秘書アカデミック版」などの各種データベースを利用できる。このほか、全学のデータベースとして、「Westlaw Next」、Beck Online Zivilrecht Plusなどを利用することもできる。さらに、学内限定ながら「D-1Law.com」が利用可能である。その他、資料室、法学部資料室内には、研究用・教育用の電子書籍、電子ジャーナルの他、書籍、雑誌等が配架されており、閲覧及び複写が可能な環境が整備されている。資料室配架の書籍、雑誌類は、基本的に学生の教育用なので貸出禁止であるが、法学部資料室の雑誌類は貸出可能である。

なお、教員研究室が集中する文法経2号館は老朽化が問題となっていたが、2023年度から全面改修工事が施されることとなっている。

（3）人的支援体制

研究活動をサポートすることを目的とした専門職員はいない。ただし、データベースなどのコンピュータ関係にかかわる事項については、情報処理担当の専任教員（助教）が、研究科全体の研究活動をサポートしている。教育活動のサポート制度として在学学生を活用するTA制度があるが、制度上、TAは教員の研究活動のサポートは行わない。研究活動における資料収集、コピー等はすべて教員自身で行っている。

(4) 在外研究制度

本研究科には、研究休暇制度、在外研究制度は設けていない。本研究科独自に設けることは制度上可能であるが、代替教員の確保の問題があり、現状では機能させることができない状況である。

(5) 紀要の発行

岡山大学法学会が発行する紀要「岡山大学法学会雑誌」とは別に、本研究科の紀要として「臨床法務研究」を定期的に発行している。「臨床法務研究」には、専任教員による個別の論説・判例研究などのほか、OATC が所管する各種研究会・研修会の研究・研修成果、活動記録などが掲載されている。2022 年度までに計 24 号を刊行している。臨床法務研究に掲載された論稿はすべて岡山大学学術成果リポジトリ (OUSAR) に登録され、オープンアクセスが確保されている。

(6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

「臨床法務研究」には、研究会会員（自治体の職員・法曹を含む）が論文や判例評釈を執筆し、研究成果を紀要に公表する貴重な機会を提供している。

2 点検・評価

研究室の確保、データベース等へのアクセス環境など、施設・設備面での整備は概ね充実しているといえる。本研究科における研究環境は、研究時間の確保等、若干の問題はあるが、概ね良好といえる。

もっとも、在学研究制度が機能していないことは、良好な研究機会や研究環境の維持という観点からみて、問題だと受けとめている。

3 自己評価

B 支援制度等の配慮が、なされている。

4 改善計画

現在のところ具体的な改善計画はない。

教員の研究活動に対する支援のうち経済的支援については、国立大学法人運営費交付金の削減に象徴されるように、国立大学を取りまく環境が年度を追うごとに厳しくなるとともに、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の継続的な実施により次年度の予算が見通せない状況が続くなど、科研費など外部資金の獲得に向けた教員個々人の努力に委ねざるを得ないのが現状である。

在外研究制度については、本研究科の国際化・グローバル化及び地域社会に有為な法曹人材の育成という本研究科の教育理念の観点からも重要であるので、法学部との連携をさらに深める中で、有効な方策を考えていきたい。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）組織体制の整備

ア 取り組み体制

法科大学院の教育課程の編成を決定する権限は教授会にある（岡山大学大学院法務研究科教授会規程第3条第4号）。教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組みについては、法務研究科発足時に「FD基本方針」⁷⁵が定められ、また、「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第8条に基づき、FD委員会が置かれている（同第9条第7項：研究科長及び2名の副研究科長の計3名で組織されている）。そして、FD委員会が主体となって、研究科の全教員を対象とした「FD協議会（教育内容・方法検討会）」を組織し、教育内容・教育方法の改善に向けた取り組みを行っている。さらに、教員相互及び岡山弁護士会所属弁護士による授業参観と意見交換会を、各年度の前期及び後期に実施している。また、教務委員会と協力して、授業評価アンケート、授業・中間アンケート⁷⁶を実施している。

このほか、定期的な個別面談も、教育内容・教育方法の改善に向けた取り組みの一貫と位置づけることができる。面談では、科目ごとに学生の満足度や授業への要望を聞いており、教育内容・教育方法の改善に向けた対応が必要と思われるものについては、適宜、教務委員長が教員との面談を行うなど、対応をしている。

また、2016年7月に九州大学法科大学院との間で、包括的な教育連携協定⁷⁷を結び、法律基本科目の相互的な改善に向けた取り組みを内容とする取り組みを行っている。九州大学法科大学院とのFDは、大学間科目間FDと共同FDからなる。「九州大学法科大学院と岡山大学法科大学院との間における教育連携に関する協定」に基づき、教育連携の具体的内容について全体の計画と調整を行うため、両法科大学院の間に連携協議会を設け、連携協議会において当該年度のFD活動の内容を協議し決定している。

イ 教員相互及び岡山弁護士会所属弁護士による授業参観・意見交換会

⁷⁵ 【A5】「FD基本方針」（平成16年4月1日教授会承認）参照。

⁷⁶ 【A5】「授業・中間アンケートの実施について」（平成25年3月18日教授会承認）参照。

⁷⁷ 【A36】「九州大学法科大学院と岡山大学法科大学院の間における教育連携に関する協定」（平成28年7月29日）参照。

研究科発足以来行われてきた教員相互の授業参観と、岡山弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得て実施している岡山弁護士会所属弁護士による授業参観を、2017年度より統合し、教員相互及び岡山弁護士会会員弁護士による授業参観と意見交換会を教育内容・教育方法の改善の取り組みとして実施してきている。毎年、前期と後期の2回、専任教員と外部の弁護士とが同じ授業を見学し、授業内容・授業方法・学生の状況等15項目と総合評価を記す授業評価シート⁷⁸を用いて参観報告を作成する。参観後は、意見交換会を開催し、授業評価シートを踏まえた議論を行い、各科目の授業内容・授業方法の改善につなげている。

このほかにも、もとより、各科目や系ごとでの教員間での意見交換や協議は頻繁に行われているが、「公法応用演習」、「民事法応用演習」、「刑事法応用演習」の実施にあたり、公法系、民事法系、刑事法系の3系のそれぞれにおいて、担当教員が協働して教育内容・教育方法について協議している。また、未修1年次必修科目については、岡山大学法学部法曹プログラム科目との共同開講としていることを契機として、前期後期ごとに、授業担当教員全員と教務委員長とで、未修1年次科目の教育方法及び教育内容、成績評価のあり方について協議している。

ウ 大学間 FD

九州大学法科大学院とのFDは、大学間科目間FDと共同FDからなる。既述のように、教育連携の具体的内容について全体の計画と調整を行うため、両法科大学院の間に「連携協議会」を設け、連携協議会において当該年度のFD活動の内容を協議し決定している。連携協議会は、それぞれの大学の執行部及び教務の責任者によって構成され、本研究科からは研究科長と2名の副研究科長が加わっている。なお、本研究科では、連携取り組みを円滑に進めるため、「大学間FD運営委員会」⁷⁹を設け、執行部と法律基本7科目の教員各1名で組織している。

(2) FD活動の内容

ア FD 協議会

FD協議会では、全教員を対象として、成績評価・プロセス評価のあり方、未修者教育のあり方、学生の状況や授業実施対応など全体にかかわる内容が協議されている。2019年度以降の具体的なテーマは、「学生の成績状況について」（2019年度第1回：参加者12名）、「学生対応について」、「法学未修者教育の改善について」（2019年度第2回：参加者15名）、「前期授

⁷⁸ 【A44】 授業評価シート

⁷⁹ 委員会という名称を用いているが、【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第8条に基づき研究科教授会及び運営会議のもとに常設される委員会ではなく、広報委員会と同様に、ワーキンググループという位置づけである。

業参観意見交換」(2019 年度第 3 回(岡山弁護士会授業参観意見交換会を兼ねる拡大 FD 協議会):参加者 8 名(他に, 岡山弁護士会会員弁護士 3 名)), 「授業を欠席している学生への指導について」(2019 年度第 4 回:参加者 15 名), 「法律基本科目の指導のあり方について」(2019 年度第 5 回:参加者 14 名), 「学生の現在の状況について」, 「今後の授業実施・履修要件等について」(2020 年度第 1 回:参加者 13 名), 「後期授業参観意見交換」(2020 年度第 2 回(岡山弁護士会授業参観意見交換会を兼ねる拡大 FD 協議会):参加者 11 名(他に, 岡山弁護士会会員弁護士 7 名)), 「法曹プログラム第 1 期生の状況について」(2021 年度第 1 回:参加者 16 名), 「2021 年司法試験受験者の成績について」(2021 年度第 2 回:参加者 14 名), 「令和 3 年司法試験受験者の論文式試験の成績について」(2021 年度第 3 回:参加者 15 名)「未修 1 年次生の面談状況について」(2022 年度第 1 回:参加者数 15 名), 「成績評価について」(2022 年度第 2 回, 参加者 15 名)となっている。FD 協議会の議事については, 議事録が作成されている。

イ 授業参観・意見交換会

毎年, 前期及び後期に行われる授業参観は, 各期毎に参観対象科目・参観時期を特定して実施される。2019年度以降の授業参観対象科目は次のとおり。2019年度前期は「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」「刑法」「憲法Ⅰ(統治)」, 2019年度後期は, 「商法演習」「刑法演習」「人権演習」「行政法演習」「民法演習Ⅲ」「民法展開演習Ⅱ」, 2020年度後期は, 「法曹倫理」「刑事訴訟実務」「民事訴訟実務」, 2021年度前期は「経済法(独禁法)Ⅰ」「会社訴訟法演習」「要件事実と事実認定の基礎」「要件事実・民事法演習」, 2021年度後期は「憲法Ⅱ(人権)」「民法Ⅲ」「商法」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」「行政法解釈の基礎」, 2022年度前期は「刑法」「民法Ⅱ」「人権演習」「民法演習Ⅰ」, 2022年度後期は「行政法演習」「民法演習Ⅲ」「商法演習」「刑法演習」である。授業参観の参加者は, 授業評価シートを作成する。意見交換会は, 参観に参加しなかった教員・弁護士も参加して行われ, 提出された授業評価シートを用いて, 参観科目に対する授業内容・授業方法に関して意見交換がされる。各回の意見交換会の議事については議事録が作成されている。

ウ 大学間 FD

九州大学法科大学院との大学間 FD は, 連携協議会により活動内容を決定した上で, 個別の科目ごとに実施している。連携協議会については, 協議内容を議事録として残し, また, 大学間 FD については, 科目ごとに活動記録を残すことにより, それぞれ, 大学間で共有している。各科目 FD では, 2018 年度には行政法分野, 刑法・刑事訴訟法分野で, 2019 年度には刑

法・刑事訴訟法分野で授業参観・意見交換が行われた。新型コロナウイルス感染症が拡大する状況にあった2020年度以降、活動が低調となったが、2020年度には、商法分野において、オンライン授業の録画を視聴したうえで意見交換するなどの活動を行い、2021年度には憲法分野で人権演習において、授業内容の共通化を試みた。2022年度は行政法分野、刑法分野で教員間の意見交換を行った。

エ 学生による授業評価

学生の視点に立った教育方法・教育内容の改善という観点から、教務委員会が主体となって、各学期に学生による「授業評価アンケート」を実施している（詳細は「4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）」参照）。授業評価アンケートの集計結果に対する授業担当教員のコメントについては、冊子として発行し、資料室に配架して学生が閲覧できるようにしている。また、既述のように、研究科長及び教務委員長を務める副研究科長が全在生を対象に定期的な個別面談を行っており、その際、受講科目ごとに学生の満足度や授業への要望を聞き、教育内容・教育方法の改善に向けた必要な対応をとっている（面談の対象は、教育内容・教育方法に限られず、学生生活全般に関する事項も対象としている）。

オ 外部研修等への参加

日弁連、法科大学院協会、司法研修所などが主催するシンポジウムや教員研修については、全教員に周知して参加を促している。2022年度には、法科大学院研究交流集会（法科大学院センター）⁸⁰、検察合同ガイダンス（司法研修所検察教官室）、未修者教育FD講演会（法科大学院協会）、司法試験シンポジウム（法科大学院センター）などに本研究科専任教員が参加・登壇している。

（3）FD活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

授業参観は、対象科目と時期を特定して実施され、専任教員と外部の弁護士とともに授業内容・授業方法・学生の状況等15項目と総合評価を記す授業評価シートを用いて参観報告を作成している。意見交換会は、全教員を対象としているのはもちろん、授業を参観していない弁護士も出席可能である。外部者の声を直接聞くことにより、当該科目の内容が法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっているかを含め、具体的な教育内容・教育方法への改善に活かせるようにしている。

また、「授業評価アンケート」の結果及び「授業評価アンケート結果に対する授業担当教員からのコメント」を全教員に配布し、個々の授業に対する評価

⁸⁰ 【A13】FD実施にかかる記録・資料199-200頁「第14回法科大学院教員研究交流集会」参照。

結果及び担当教員の対応状況を全教員が把握し、問題を共有できるようにしている。「授業・中間アンケート」については、提出があった場合、記載内容を教務委員長（必要に応じて研究科長）が確認するとともに、該当する教員に個別に連絡し、授業改善に役立ててもらおうようにしている（詳細は、4－2 参照）。

さらに、大学間 FD においては、九州大学での実践を参考に、最終学年における「公法応用演習」、「民事法応用演習」、「刑事法応用演習」の 3 科目を選択必修科目として取り設けることを中心とする、カリキュラム改正を 2022 年度に実現することができた。

（４）教員の参加度合い

FD 協議会は、法務研究科に所属する全ての専任教員（研究者教員及び実務家教員）を対象に行っている。教授会に引き続き実施していることから、出張などにより教授会を欠席した教員を除き、すべての研究者教員・実務家教員が参加している（参加状況については、（２）を参照）。

また、岡山弁護士会法科大学院支援委員会と連携して行う授業参観については、外部者の視点を踏まえた教育内容・教育方法の一層の改善を図るという観点から、参観した弁護士ほか岡山弁護士会所属の弁護士を招き、いわば拡大 FD 協議会というべき形態で、意見交換を行っている。授業参観の参観者は、2019 年度前期が専任教員 6 名・岡山弁護士会から 9 名、2019 年度後期が専任教員 5 名・岡山弁護士会から 3 名、2020 年度後期が専任教員 5 名・岡山弁護士会から 6 名、2021 年度前期が専任教員 6 名・岡山弁護士会から 8 名、2021 年度後期が専任教員 7 名・岡山弁護士会から 10 名、2022 年度前期が専任教員 9 名・岡山弁護士会から 7 名、2022 年度後期が専任教員 9 名・岡山弁護士会から 7 名となっている。また意見交換会への参加人数は、2019 年度前期が専任教員 8 名・岡山弁護士会から 3 名、2019 年度後期が専任教員 11 名・岡山弁護士会から 3 名、2020 年度後期が専任教員 12 名・岡山弁護士会から 5 名、2021 年度前期が専任教員 9 名・岡山弁護士会から 7 名、2021 年度後期が専任教員 11 名・岡山弁護士会から 7 名、2022 年度前期が専任教員 11 名・岡山弁護士会から 1 名、2022 年度後期が専任教員 7 名・岡山弁護士会から 3 名となっている。

（５）特に力を入れている取り組み

教員の教育に必要な能力を維持・向上させ、授業内容・方法の改善を促す取り組みとして、岡山弁護士会法科大学院支援委員会と連携した授業参観及びそれを踏まえた意見交換会を実施するなどして、理論と実務との架橋を目指す法科大学院の教育に必要な教育能力を維持・向上させるようにしている。

（６）その他

特になし。

２ 点検・評価

FD にかかる組織体制については、法務研究科の明文規定に基づき、FD 委員会が主体となって、組織的かつ継続的な取り組みとしてなされており、また、FD 協議会と教員相互及び岡山弁護士会所属弁護士による授業参観・意見交換会との二本立てで FD 活動に取り組んでおり、充実した実施体制となっている。さらに、九州大学法科大学院との間で、大学間 FD を組織的に実施している。

FD 協議会は、研究科発足以来、継続的に開催しており、教員の出席率も良好である。FD 委員会は、FD 協議会で審議すべき課題を取りまとめ、教務委員会でも確認するなどして連携を図っている。

授業参観・意見交換会については、専任教員と外部弁護士とがともに、同一の授業評価シートを用いて参観結果を報告し、意見交換会を実施することで、教育内容・教育方法の改善に直接結びつけている。ただ、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下にあって、岡山弁護士会会員による授業参観の参観者を 2020 年度以降、岡山弁護士会法科大学院支援委員会委員に限定することを余儀なくされていた。2023 年度以降は、より多くの参観者を確保し、多様な観点から授業を客観的に見ていただくように努めたい。

九州大学法科大学院との間で大学間 FD は、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下にあって対面での活動は減少したものの、上記のとおり、カリキュラム改正という成果をもたらし、また、教員間の意見交換を継続的に実施し、憲法分野では授業内容の共通化を試みるなど、充実した FD 活動となっている。

このほか、学生による授業評価アンケートとは別に、全在学生を対象に定期的な個別面談を実施していることも、教育内容・教育方法の改善という点で大変重要である。このような取り組みは、個々の学生の学習ニーズを踏まえた徹底した少人数教育を实践できる本研究科だからこそなし得る取り組みであり、今後も取り組みを強化していきたい。

このように、本研究科では、FD に向けた組織体制が整備され、かつ内容においても充実したものとなっていると評価できる。

３ 自己評定

A FD の取り組みが質的・量的に見て非常に充実している。

４ 改善計画

これまでの取り組みについて、恒常的に問題点をチェックしつつ、個々の学生の学修ニーズに対応したきめ細かな教育を实践すべく、引き続き、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組みを継続・強化していきたい。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

学生による授業等の評価の把握方法としては、①授業評価アンケートの実施、②意見箱の設置、③全在学生を対象とした定期的な個別面談、④授業・中間アンケート⁸¹などが挙げられる。このうち、①授業評価アンケートと④授業・中間アンケートが、アンケート調査の方法によるものである。

まず、①授業評価アンケートについては、岡山大学大学院法務研究科規程第4条第1項第1号に基づき、研究科発足以来、全学的に行われる共通アンケートとは別に、法務研究科独自の「授業評価アンケート」を実施している。実施主体は教務委員会であり、FD委員会と密接に連携しつつ、各授業の最終日もしくは期末試験終了後に担当教員により実施している。アンケートの対象は非常勤教員による科目も含め、法務研究科が開講するすべての科目である（ただし、受講者が5名未満の科目については対象外としている。なお、対象科目、実施項目及び実施方法については、毎年度、教務委員会において見直しを行っている）。

アンケートは、完全匿名式で行われる。2022年度前期まで、マークシートに記入する方法と自由記載による方法とを併用しており、その回収率は、ほとんどの科目が100%であり、100%でない科目も90%以上となっていた。2022年度後期からは、完全匿名性を確保し、かつ、事務処理上の便宜を図るため、選択式及び自由記述式ともに、WEB上(moodle)で実施している。ただ、WEB上で実施した2022年度後期のアンケート回収率が、従前より低下したため、回収率を確保するための対策を検討しているところである。

次に④「授業・中間アンケート」は、現在受講中の授業について学生からの要望等を伝える機会として、2013年度より継続して実施している。「授業評価アンケート」は、制度上、すでに受講し終えた科目についての評価であるのに対し、「授業・中間アンケート」は授業を評価するものではなく、授業に対する意見・要望を伝える機会を確保することを目的とする。アンケートの提出方法については、所定の書式⁸²に、フォント、フォントサイズを指定して記入させ（無記名）、提出期間を設けて（2022年度前期は、5月27日（金）から6月3日（金）まで、2022年度後期は、11月14日（月）から11月18日（金）

⁸¹ 【A5】「授業・中間アンケートの実施について」（平成25年3月18日教授会承認）参照。

⁸² 【A45】「授業・中間アンケート」のアンケート様式2022参照。

まで)、プリントアウトして回収ボックスに提出するようにしている。提出期間を設けている趣旨は、意見を集中的に把握した方が教員の授業改善につなげやすい、と考えるためである。なお、「授業・中間アンケート」の実施は、受講生が授業に対する意見・要望を提出する機会を制限するものではない。既に述べているように、授業に対する要望は、②意見箱のほか、③全在生を対象とした定期的な個別面談においても把握するようにしており、適宜、教務委員長により必要な対応を講じている。

(2) 評価結果の活用

「授業評価アンケート」については、結果を集計して専任教員及び当該期に授業を担当した非常勤教員に個別に配付している。授業評価の数値及び自由記載については、すべて科目名・教員名が分かるかたちでそのまま公開されている。授業担当教員からアンケート結果に対するコメントを付すようにしており、「授業評価アンケートへの教員からのコメント」として冊子として発行し、教員に配布するだけでなく、資料室に配架して学生が閲覧できるようにしている⁸³。

授業評価アンケートの集計結果は、各教員が自らの授業を振り返る貴重な資料であるにとどまらず、集計結果にコメントを付することにより教員自身が授業内容を自覚的に捉える契機となるものであり、さらに授業改善の具体的内容を学生に示し、約束することとなり、授業改善に効果を上げている。各教員が授業を振り返る契機となるという点は、授業・中間アンケートも同様である。また、数値が5に近いほど望ましい項目の数値が3を下回る授業科目については、執行部(FD委員会)と当該授業科目の教員の間で協議がなされ、具体的な授業の改善のための対応を検討することとしている。

なお、「授業・中間アンケート」については、提出されたアンケート用紙を法務研究科教務担当で取りまとめ、教務委員長(必要に応じて研究科長)が内容を確認したうえで、該当教員に対し個別に配付している。アンケート用紙の本紙は、法務研究科教務担当で保管し、必要に応じて教務委員会及び教授会で状況を報告している。

(3) アンケート調査以外の方法

アンケート調査以外に学生による授業等の評価を把握する方法としては、②意見箱の設置と③全在生を対象に定期的の実施している個別面談が挙げられる。

意見箱は、資料室に所定の用紙と回収ボックスを置き、学生が匿名で投稿できるようにしている。要望の内容は、授業に限られず、学生生活全般に関

⁸³ 【A5】「授業評価アンケート結果に対する授業担当教員からのコメントについて」(平成25年9月10日教授会承認) 参照。

する事項も対象となる。意見箱で出された声については、個別に教員に伝えるほか、必要に応じて、教員全員で情報を共有するようにしている。

③全在学生を対象とした定期的な個別面談は、前期、後期にそれぞれ実施している。面談では、教育内容や教育方法に限られず、学生生活全般に関する事項についても学生の意見を聞き、記録している。具体的には、学生が現在受講中の各科目について、総合評価、予習復習の時間、授業の難易度、授業の進行速度、要望等を尋ねる。授業以外では、課外ゼミの活用状況とその評価、生活状況、将来の進路について話を聞いている。同一の授業科目につき、複数の学生から同一内容の要望が出された場合、学生名は秘匿したうえで、教務委員長から担当教員に伝達し、事実関係の確認、必要な対応協議をおこない、是正措置を実行する。2022年度においては、予習復習の指示が不明確ないし分量が多い、授業内のグループ分けがアンバランス、授業時間の延長をやめてほしい、レジュメが分かりにくい、早口で聞き取りづらいといった要望に対し、1週間程度で対応を行い、進行中の授業における学生からの要望に即応する仕組みとして機能している。

(4) 特に力を入れている取り組み

定期的な個別面談を実施し、全在学生のその時期における授業に対する要望を聞き、適時適切な対応を取っている。また、個別面談では、課外ゼミの状況、心身の健康状態を含めた生活面の状況、将来の進路の考えなどを、前期、後期ごとに把握することに努めている。

(5) その他

学生からの要望は、定期面談以外でも、執行部に直接または事務職員等をつうじて寄せられることも多く、こうした場合も、適時適切な対応を実施している。

2 点検・評価

学生による授業等の評価の把握については、完全匿名式の授業評価アンケートのほか、授業・中間アンケート、定期的な個別面談など、多様な方法がとられている。アンケート調査の内容は適切であり、時期、回数、回収率も問題ない。調査結果のとりまとめは、筆跡等から回答者を教員が探知することのないように工夫している。学生への公表、教員への通知も適切に行われている。

評価結果の授業等の改善に向けた活用については、授業評価アンケート結果に対し授業担当教員からコメントを行う制度を導入し、各教員が授業改善に向けた取り組みを自覚できるように促している。全在学生を対象とする定期的な個別面談では、全学生からの評価、要望等を聴取し、適時適切な改善を行う体制を整えている。

3 自己評定

A 「学生による評価」を把握し活用する取り組みが非常に充実している。

4 改善計画

「授業評価アンケート」のWEB化にともない回収率が減少したため、必要な対応を行い、回収率の向上を図っていく。授業・中間アンケートの提出方法についても、WEB化するなどにより、より提出しやすい体制を整備していきたい。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

(評価基準) 授業科目が法律基本科目(基礎科目及び応用科目)、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律基本科目 48 単位以上(そのうち、基礎科目 30 単位以上、応用科目 18 単位以上)」、「法律実務基礎科目 10 単位以上」、「基礎法学・隣接科目 4 単位以上」、「展開・先端科目 12 単位以上(そのうち、選択科目 4 単位以上)」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。[設置基準第20条の3、第23条第2号]

1 現状

(1) 開設科目

開設科目は、基本データ表(15)のとおりである。法学未修者1年次から法学未修者3年次まで段階的・螺旋的な科目構成をとり、初学者でも無理なく法科大学院の課程を修了できるように配慮している。前回の認証評価(2018年度)以降、2021年度にカリキュラム改革を行い、2022年度から新カリキュラムを施行している⁸⁴。2021年度法学未修者コース入学者については、2年次以降、新カリキュラムに相当する履修ができる経過措置を設けている。前回の認証評価以降の科目の改廃・新設状況は下記のとおりである。

法律基本科目群の公法系科目について、基幹科目(AⅡ)であり、憲法の応用科目である「憲法演習」を、司法試験の在学中受験に対応するため、法学未修者3年次(法学既修者2年次)前期から法学未修者2年次(法学既修者1年次)後期に配当を改めた。法学未修者1年次に配当していた選択必修科目(AⅢ)である「行政法解釈の基礎」は、法学未修者2年次(法学既修者1年次)に配当し、行政法を法学既修者選抜試験の試験科目から外したこととの整合を明確にした。

法律基本科目群の民事法系科目のうち、基幹科目(AⅡ)である民法の演習

⁸⁴ 授業科目の開設状況については、【A3】2023年度学生便覧4-6頁、【A18】2023年度岡山大学大学院法務研究科(法科大学院)時間割参照。

科目に関して、「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」、「民法展開演習Ⅰ」、「民法展開演習Ⅱ」の5科目から3科目6単位以上の選択必修から、「民法演習Ⅰ」「民法演習Ⅱ」及び「民法演習Ⅲ」を応用科目とし、3科目6単位必修に改めた。従前のカリキュラムは、法学未修者2年次を念頭に、各自の習熟度に応じた演習科目を選択し、事案解決能力をより確実に向上させる目的があった。しかし、学修すべき内容を網羅するために、「民法演習Ⅱ」と「民法展開演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」と「民法展開演習Ⅰ」を対応させるなど、教務委員長による履修指導を行うものの、学生にとって科目選択の基準が必ずしも明確でなく、授業実施を重ねるに連れて、展開演習の到達目標が不明瞭になるくらいがあった。そこで、「民法展開演習Ⅰ」「民法展開演習Ⅱ」を廃止し、残る3科目を必修にして、民法の応用科目の到達目標を明確にした。

法律基本科目群に、「公法応用演習」、「民事法応用演習」及び「刑事法応用演習」3科目を選択必修科目(AⅢ)として新たに開設、法学未修者3年次(法学既修者2年次)前期に配当し、2023年度から実施している。いずれの科目も、応用科目として配当する基幹科目の各演習科目と比べて、論述の能力その他の専門的学識の応用能力の涵養に力点を置くものである。「公法応用演習」は新設科目である。「民事法応用演習」は、民事系の総合的演習科目の設置検討も踏まえ、「会社訴訟法演習」を廃止して、開設するものである。

実務基礎科目群(B)のうち、法学未修者3年次(法学既修者2年次)に配当する実務実習科目に関して、「ローヤリング・クリニック」3単位、「模擬裁判・エクスターンシップ」3単位から1科目選択必修から、「ローヤリング」1単位必修、「模擬裁判」2単位、「エクスターンシップ・クリニック」2単位からいずれか選択必修に改めた。「ローヤリング」は、「模擬裁判」、「エクスターンシップ・クリニック」へ展開する基礎を身につけることを目的とし、法曹として最低限修得すべき素養である法実務の基礎知識を学び、法律相談や交渉などのシミュレーション教育を担うものである。「模擬裁判」及び「エクスターンシップ・クリニック」については、模擬裁判、法律相談であるクリニック、及び、エクスターンシップという従前の実務実習を再編し、学内で実習する「模擬裁判」と、指導弁護士の下で学外の受け入れ法律事務所において実習する「エクスターンシップ・クリニック」とに区分して、それらの目的と到達目標を明確にするものである。

展開・先端科目群(D)については、第一に、司法試験選択科目に対応して従前から開設している「経済法(独禁法)Ⅰ」、「経済法(独禁法)Ⅱ」、「倒産処理法Ⅰ(破産法)」、「倒産処理法Ⅱ(民事再生法)」、「労働法Ⅰ」、「労働法Ⅱ」、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「税法」、「国際法」、「国際私法」、「環境法」を「司法試験選択科目系」(DⅠ)とし、4単位選択必修とした。併せて、一部の授業科目について、括弧書きを付することでかえって授業内容を正確に表していないくらいがあったため、科目名を改めた。内容に変更はない。第二に、

DⅠ系の新設にともない、「医療・福祉系」「法とビジネス系」「それ以外の展開・選択科目」の3系を、「医療・福祉系」(DⅡ)と「法とビジネス系」(DⅢ)の2系にして、本研究科が養成しようとする法曹像をカリキュラムへ従前よりも明確に反映させるため、それぞれの系に属する科目を再編した。「それ以外の展開・先端科目」に配置していた科目のうち、「家族法実務」「少年法」をDⅡ系へ、「情報法」「裁判外紛争解決制度論」をDⅢ系に配置し、「刑事心理学」を廃止した。

(2) 履修ルール

法律基本科目については、基礎科目(AⅠ)34単位、及び、基幹科目(AⅡ)26単位、計60単位が必修である。このうち、基礎科目が34単位(「法解釈入門」を除くAⅠ科目及び「行政法特論」)であり、応用科目が24単位である。加えて、選択必修科目(AⅢ)から2単位必修としている。

法律実務基礎科目については、実務基礎科目群(B)として開設し、「法曹倫理」、「要件事実と事実認定の基礎」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」、「ローヤリング」の9単位が必修である。法学未修者3年次(法学既修者2年次)に配当する「ローヤリング」は、在学中受験選択の学生を中心に実習に当て得る時間が制約されることを考慮し、1単位科目として内容を精選し、5月上旬に終了するようにしている。臨床法学教育を重視する観点から、「模擬裁判」「エクスターンシップ・クリニック」のいずれか2単位を選択必修としている。

基礎法学・隣接科目(C)について、4単位を選択必修としている。

展開・先端科目(D)については、12単位以上の修得を修了要件としている。このうち、司法試験選択科目系(DⅠ)から4単位、医療・福祉系(DⅡ)又は法とビジネス系(DⅢ)のいずれかから4単位を選択必修としている。後者は、本研究科が養成しようとする法曹像をカリキュラムに反映させたものである。

2021年度法学未修者コース入学者及び2022年度以降入学者が課程修了するために必要な単位要件は、基本データ表(15)のとおりである。

(3) 学生の履修状況

学生の履修状況については、基本データ表(16)のとおりである。

2022年度の修了者のうち2016年度以降入学の法学未修者に適用される課程修了のために必要な単位要件は下記のとおりである。

	法学未修者コース	法学既修者コース
「A 法律基本科目群」のうち必修科目	60 単位 (AⅠ科目及びAⅡ科目)	26 単位 (AⅡ科目)
「A 法律基本科目群」のうち選択必修科目	2 単位	2 単位

「B 実務基礎科目群」のうち必修科目	8 単位	8 単位
「B 実務基礎科目群」のうち選択必修科目	3 単位	3 単位
その他の科目	24 単位以上	24 単位以上
合計	97 単位以上	63 単位以上

ただし、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群から合計で 33 単位以上を修得しなければならない。また、基礎法学・隣接科目群から 4 単位以上を修得し、かつ、展開・先端科目群のうち、医療・福祉系科目又は法とビジネス系科目のいずれかから 4 単位以上を修得しなければならない。

2022 年度の修了者に適用される履修ルールのうち現状と異なるものは次のとおりである。①法律基本科目群について、「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」、「民法展開演習Ⅰ」、「民法展開演習Ⅱ」の 5 科目から 3 科目 6 単位以上の選択必修としていた。②実務基礎科目群について、「法曹倫理」、「要件事実と事実認定の基礎」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」8 単位を必修とし、「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」から 1 科目 3 単位を選択必修としていた。③2015 年度の入学者については、①及び②に加えて、法律基本科目群の基礎科目「行政法」2 単位、並びに実務基礎科目群の「法情報基礎」1 単位、「要件事実・民刑事法演習」2 単位を必修としていた。

(4) 科目内容の適切性

法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群にそれぞれ配置されている各科目の実質的内容が科目名及び科目群に適合しているかどうかは、シラバス、教材、定期試験問題などに加えて、研究科長及び教務委員長と在学生全員との面談を踏まえて、教務委員会及び執行部において検証している。現状、適切性に問題がある科目は見られない。

前回の認証評価において、「会社訴訟法演習」は「3 年次の民法及び民事訴訟法の学修としては十分な内容とはいえず、民事法系の総合的な演習科目としての設置の検討が求められる」との指摘を踏まえ、2021 年度のカリキュラム改革により、「民事法応用演習」を開設し、「会社訴訟法演習」を廃止した。

(5) 特に力を入れている取り組み

実務基礎科目群の必修単位を 9 単位としており、理論と実務を架橋し、司法試験に偏重した履修とならないよう配慮している。

地域のニーズに対応した多様な科目を提供するという視点から、障がい者等との共生社会を支援する法曹の養成を目的とする、「福祉リスクマネジメント論」、「リーガルソーシャルワーク演習」、「医療福祉研究（ネットワーク・セ

ミナー)」,並びに,地域における組織内弁護士の養成を目的とする「地域組織内法務(ネットワーク・セミナー)」といった他大学では例を見ないような特徴的科目を開設し,展開・先端科目群の「医療・福祉系」又は「法とビジネス系」いずれかから4単位を選択必修として,本研究科が養成しようとする法曹像をカリキュラムに反映させている。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

法律基本科目,法律実務基礎科目,基礎法学・隣接科目,展開・先端科目のすべてにわたり授業科目が開設されている。カリキュラム,履修要件及び課程修了要件のいずれも基準を満たす。配当学期や時間割の面でも学生が現実に履修可能なコマ組みになっている。法律基本科目群,実務基礎科目群,基礎法学・隣接科目群,展開・先端科目群にそれぞれ配置されている各科目の実質的内容は,総合的に判断して,科目名及び当該科目群に適合しており,適切性に問題は見られない。展開・先端科目群に配置した科目について,法律基本科目の内容を取り扱うものは見られず,司法試験の解答の作成方法に傾斜した教育などを行う科目なども見られない。個々の学生の習熟度や学修ニーズに応じたフォローアップ体制の強化に取り組んでいる。しかし,フォローアップへの参加は任意であり,継続的な補習への参加は義務づけられていない。本研究科が養成しようとする法曹像を展開・先端科目群の開設科目及び履修要件に反映しており,充実した内容になっている。

3 自己評価

A 全科目群の授業科目の開設,履修が偏らないような配慮のいずれも非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

5-2 科目構成（2）〈科目の体系性〉

（評価基準）授業科目が適切な体系で開設されていること。

（注）

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学修できるように段階的かつ体系的に配置されていることをいう〔設置基準第20条の2第1項〕。

1 現状

（1）科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方、工夫

本研究科における授業科目の体系は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、実体法と手続法の体系的法理論と専門的知識の修得を段階的に目指しつつ、これと実務基礎科目群の学修などとを有機的に結びつけ、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実践することにより、人権感覚豊かな法曹の育成を目指すことを念頭に構築されている。具体的には、初学者でも無理なく法科大学院の課程を修了できるよう、法学未修者1年次から3年次にかけて段階的・螺旋的な科目構成をとり、法律基本科目の段階的学年配置と実務基礎科目群とを有機的に結びつけている⁸⁵。

法学未修者1年次については、法律基本科目群のうち、憲法、民事法系、刑事法系の基礎科目を配置し、実体法と手続法の体系的法理論と専門的知識の修得を目指すことを目的としている。併せて、司法制度の仕組みや法的な情報処理に関する基本的知識及び技能の修得のための入門科目である「法解釈入門」を配置し、バランスのよい導入教育を行っている。

法学未修者2年次（法学既修者1年次）については、法律基本科目群のうち、行政法の基礎科目、並びに、公法系、民事法系、刑事法系の応用科目としての少人数クラスで編成される演習科目を配置し、実体法と手続法の応用力、問題発見能力及び事案解決能力を育成することを目指している。実務基礎科目群については、「法曹倫理」、実務の理論的側面を学ぶ「要件事実と事実認定の基礎」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」を必修科目として配置し、法律基本科目において修得した法的知識を実務的に活用できるように訓練することを目指している。このように法律基本科目と法律実務基礎科目を並置し、同時に履修させることにより、法律基本科目及び法律実務基礎科目をより立体的かつ多面的に把握できるよう工夫している。

法学未修者3年次（法学既修者2年次）については、法律基本科目群の選択必修科目として、「公法応用演習」「民事法応用演習」「刑事法応用演習」

⁸⁵ 【A3】2023年度学生便覧37頁「カリキュラム・マップ」、同38-39頁「教育方針」参照。

を配置し、習熟度に応じて、論述能力に力点を置きつつ、問題発見能力、事案解決能力及び総合的判断能力・批判能力の育成を目指している。

法律実務科目群に関しては、臨床法学教育を重視する観点から、実務実習科目である「ローヤリング」を必修科目とするとともに、「模擬裁判」、「エクスターンシップ・クリニック」を選択必修科目としている。実務実習科目の履修を通じて、法理論教育と理論実務教育で学んだことを体験的に学びながら、実体法・手続法の立体的・現実的理解を深めるとともに、より実践的な事案分析能力の育成を図る工夫をしている。さらに、「模擬裁判」、「エクスターンシップ・クリニック」については、受講資格を設けている。「法曹倫理」、「要件事実と事実認定の基礎」の単位、及び「民事訴訟法演習」または「刑事訴訟法演習」のいずれかの単位を修得していること、法務研究科長の書面による認証を受けることが主な資格要件である。履修要件を満たす場合でも、「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」のうち2科目の単位を修得していない場合、又は、法律基本科目群の基礎科目（AⅠ）及び基幹科目（AⅡ）のうち3科目の単位を修得していない場合には、原則として認証しないこととしている⁸⁶。

カリキュラムの面で学生が現実に偏りなく履修するため、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」の履修時期については、在学中又は修了後いずれかの司法試験受験の選択に応じて、法学未修2年次（法学既修1年次）又は法学未修3年次（法学既修2年次）いずれか後期の選択を認めている。さらに、法学未修2年次（法学既修1年次）後期について、在学中受験から修了後受験に変更した場合、司法試験選択科目系の科目から「民事訴訟実務」又は「刑事訴訟実務」へ履修登録変更することを、期間を定めて認めている。

開設科目のコマ組みについては、以下の方針に基づき、奇数年度と偶数年度の時間割パターンを作成し、固定制を原則としている。①法律基本科目群の必修科目は、1～3限、展開・先端科目は4・5限に配置することを基本とする（非常勤講師の委嘱に際しても、本研究科の時間割基本方針を伝えることとする）。②4単位科目は、月・木、火・金に配置することを基本とする。③法学未修者1年次の時間割を最優先して編成する（同じ日の同一学年次の必修科目は、1・3限、2・4限に配置することを原則とし、必修科目が連続しないようにする）。

イ 関連科目の調整等

個々の科目の内容及び関連する科目間の内容については、科目間FD及び科目内FDをとおして、調整が図られている。これとともに、学期ごとに研究科長及び教務委員長と在学生全員との個別面談も行い、教務委員会及び執行部において、授業科目全体の体系性、並びに、効率的・効果的な履修

⁸⁶ 【A3】2023年度学生便覧14-15頁、69-71頁参照。

が可能になっているかを検証している。現状、授業全体の体系性に問題は見られない。

法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、及び、展開・先端科目の配当学期については、法律基本科目の履修時期を踏まえて決定している。法律実務基礎科目については、前項で述べたとおりである。基礎法学・隣接科目については、法学未修者 1 年次以上に配当し、法学未修者 1 年次、及び、法学未修者 3 年次（法学既修者 2 年次）前期に段階的に履修できるように配慮している。展開・選択科目群については、法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）以上に配当し、履修指導を行い、学未修者 3 年次（法学既修者 2 年次）履修推奨科目を明らかにするとともに、在学中受験を選択する場合、法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）に司法試験選択科目系の授業科目を履修できるようにしている。

（２）特に力を入れている取り組み

「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」という観点から、岡山弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得ながら、地域に密着した実務教育を展開することを意識している。

（３）その他

特になし。

２ 点検・評価

本研究科が設定する法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目をバランスよく体系的に配置し、さらに、法律基本科目と法律実務基礎科目とを有機的に結びつけた段階的・螺旋的な科目構成により、基礎から応用へ、理論と実務を架橋した実践的応用力の完成へと到達できるよう配慮している。個々の科目の内容及び関連する科目相互間の内容は、科目間 FD 及び科目内 FD などとおして確認・調整をしている。科目の配当学期については、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、及び、展開・先端科目を法律基本科目の履修時期を踏まえて配当するとともに、時間割に固定制を導入して編成方法を工夫するなど、教育効果に配慮した対応がなされている。授業科目全体の体系性、並びに、開設された科目の具体的な運用や時間割編成に問題がないかなどについては、学期ごとに研究科長及び教務委員長と在学生全員との個別面談も踏まえて、教務委員会及び執行部において適切に検討、検証している。

３ 自己評価

A 授業科目の体系性が、非常に良好である。

4 改善計画 特になし。

5-3 科目構成（3）〈授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直し〉

（評価基準）授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直しが，法曹を取り巻く状況の変化を踏まえ，教育課程連携協議会の意見を勘案した上で，適切な体制を整えて実施されていること。

1 現状

（1）教育課程連携協議会の設置状況

2019 年度以降，岡山大学大学院法務研究科教育課程連携協議会設置要項を学長裁定により制定し⁸⁷，学校教育法及び専門職大学院設置基準改正の趣旨に則り，弁護士会等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項，並びに，弁護士会等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその他実施状況の評価に関する事項を審議するため（要項（以下，本項において要項の条を示すときは，名を略する）2 条），教育課程連携協議会を設置している。委員長は，教務委員長⁸⁸の任にある法務研究科副研究科長である（3 条 1 号，4 条 1 項）。委員は，弁護士として豊富な実務経験を有する者として，岡山弁護士会が推薦する者（3 条 2 号），地域の事業者による団体の関係者として，岡山経済同友会が推薦する者（3 条 3 号），その他岡山大学の教員その他の職員以外の者であって法務研究科長が必要と認める者（3 条 4 号）である。ただし，これまで 4 号委員は任命されていない。2 号及び 3 号委員はいずれも弁護士が推薦，任命されている。

（2）教育課程連携協議会の活動内容

教育課程連携協議会は年 1 回開催されている。2022 年度は 2023 年 3 月 15 日に開催された。協議会においては，入学者の状況，修了者の状況，司法試験の結果，法曹コースの状況，養成する人材像の策定，ディグリー・ポリシー，カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの改定，中央教育審議会法科大学院等特別委員会で研究科長が行った報告，香川大学法学部との法曹養成連携協定締結など，本研究科の現状を委員長及び同席する研究科長から報告した後，本研究科の教育との連携について意見交換が行われている。意見交換の内容としては，研修等を通じた岡山の経済団体との連携強化，本研究科修了者と企業のマッチング体制の構築，岡山弁護士会法科大学院支援委員会との連携の維持・強化等が挙げられる。協議会の議事メモが作成されている⁸⁸。

⁸⁷ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科教育課程連携協議会設置要項」（平成 31 年 3 月 22 日学長裁定）参照。

⁸⁸ 【A46】2022 年度第 1 回岡山大学大学院法務研究科教育課程連携協議会議事メモ参照。

(3) 授業科目及び教育課程の見直し等について

教育課程連携協議会の意見は、執行部内で共有されるとともに、教務委員会及び教授会においても必要に応じて報告される。2021 年度にカリキュラム改革を実施した際には、教務委員会内にカリキュラム改革ワーキンググループを設置し、本研究科が養成しようとする法曹像をカリキュラムに反映する授業科目の一つである「企業法務」、及び、本研究科が実施している企業等の組織内法務担当者研修は高く評価される等の協議会における意見も勘案しつつ、先端・展開科目群の授業科目を再編するなどの改革案を策定している。

(4) 特に力を入れている取り組み

「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」、「リーガルソーシャルワーク演習」及び「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」を開設し、組織内弁護士、社会福祉士など学外の多様な専門家が授業を担当するとともに、授業科目の開発に関与し、学習効果を検証している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

教育課程連携協議会の設置根拠となる要項が制定され、適切なメンバーにより構成される協議会が設置されている。協議会を定期的に開催し、協議会においては、法曹を取り巻く状況や法曹実務家の動向を踏まえて、①弁護士会等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、②弁護士会等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項が審議され、意見が述べられている。協議会の記録も残されている。執行部、教務委員会及び教授会において協議会の意見を組織的に共有し、カリキュラム改革に際しては、協議会の意見も勘案して改革案を策定したほか、学外の専門家と連携して「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」、「リーガルソーシャルワーク演習」及び「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」を開設するなど、教育課程連携協議会の意見を勘案した上で、授業科目及び教育課程の見直し等について組織的に取り組む体制が整えられている。

3 自己評価

適合 授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、教育課程連携協議会の意見を勘案した上で、適切な体制を整えて実施されている。

4 改善計画

特になし。

5-4 科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉

（評価基準）法曹倫理を必修科目として開設していること。

（注）

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解を通して裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される責任の自覚と高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

1 現状

（1）法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

法曹倫理については、独立の必修科目として「法曹倫理」という名称の科目を開設している。①弁護士倫理，②裁判官倫理，③検察官倫理を取り上げる。法学未修者2年次（法学既修者1年次）前期に配当され，2単位科目である。

「法曹倫理」の単位取得を実務実習科目である「ローヤリング」，「模擬裁判」，「エクスターンシップ・クリニック」の履修要件の一つとしている。

法曹倫理を取り扱う科目として，「民事訴訟実務」（①②を中心に），「刑事訴訟実務」（①②③）が必修科目（各2単位）として開設されている。いずれの科目も，在学中又は修了後いずれかの司法試験受験の選択に応じて，法学未修2年次（法学既修1年次）又は法学未修3年次（法学既修2年次）いずれか後期の履修を認めている。

実務実習科目である「ローヤリング」（①を中心に），「模擬裁判」（①②③）及び「エクスターンシップ・クリニック」（①を中心に）でも，法曹倫理が取り扱われる。「ローヤリング」は，法学未修者3年次（法学既修者2年次）前期に配当され，1単位の必修科目である。「模擬裁判」及び「エクスターンシップ・クリニック」は，法学未修者3年次（法学既修者2年次）に配当され，いずれか選択必修の2単位科目である。

（2）特に力を入れている取り組み

経験豊富なベテラン弁護士と中堅弁護士が自らの体験を踏まえて実践的な授業を展開しており，授業内容もいわゆる共通的到達目標に沿ったものとなっている。

（3）その他

法曹倫理を法曹となるための最も基本的な素養と位置づけ，「法曹倫理」を必修科目とするとともに，その単位修得を同じく必修科目である実務実習科目の履修要件とするなど，カリキュラム上，その重要性を明確にしている。

2 点検・評価

法曹倫理科目が必修科目として開設されており、内容も適切である。法曹倫理は、「法曹倫理」以外の法律実務基礎科目においても繰り返し取り扱われており、カリキュラム全体として法曹倫理の実質的な教育が行われている。

3 自己評価

適合 法曹倫理を必修科目として開設している。

4 改善計画

特になし。

5-5 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

本研究科においては、適切な履修選択指導とは、学生が、本研究科が養成しようとする法曹像と本研究科の教育理念・教育方針を踏まえた上で、カリキュラムの特徴を正しく理解し、必要とする履修科目を適切に選択できるように指導することと考えている。このような観点から、学生が法律基本科目や実務基礎科目のアウトラインをイメージするだけではなく、本研究科の教育理念・教育方針を踏まえたうえで各自が必要な履修科目を適切に選択することができるよう、各種オリエンテーションを実施している。また、履修登録に先立ち、本研究科が養成しようとする法曹像と本研究科のカリキュラムの特色について、学生便覧において「カリキュラム・マップ」、「教育方針」、「カリキュラムに基づく履修例」を掲載するなどして学生に明らかにしている⁸⁹。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

オリエンテーションは毎年度、4月初旬と9月中旬に2回実施している。

4月のオリエンテーション⁹⁰は、年度当初の1週間程度をオリエンテーション期間と定めて実施している（2023年度は4月3日から7日まで）。この時期に行う趣旨は、正式な授業開始に向けた助走期間を設け、とりわけ新入生については法科大学院の生活に慣れる期間を設けることである。内容は、法律基本科目の学修方法及び履修上の留意点などを伝える、憲法、民法及び刑法の学習ガイダンス、選択科目の履修選択に資することを目的とした選択科目ガイダンス、図書館ガイダンスなどである。法学未修者1年次及び法学既修者1年次に対しては、本研究科の教育方針のほか、年次ごとの履修単位数の上限や進級要件、履修要件が定められている科目と履修要件、各年次で履修できる科目、実務実習科目の履修に関する注意、演習科目のクラス数に関する方針、成績評価方法、期末試験・追試験に関する事項など履修手続上必要な事項とともに、本研究科が養成しようとする法曹像とカリキュラムに基づく履修例についても教務委員長が詳細に説明し、学生が法律基本科目や実務基礎科目のアウトラインをイメージするだけではなく、本

⁸⁹ 【A3】2023年度学生便覧 37-47 頁参照。

⁹⁰ 【A17】2023年度前期オリエンテーション日程表参照。

研究科の教育理念・教育方針を踏まえた履修科目の選択が可能になるように配慮している。さらに、法学未修者 1 年次を対象に、条文の読み方など「法解釈入門」履修の前提となる事項のガイダンスである、実務家教員による法学基礎講座も実施している。法学未修者 2 年次以上及び法学既修者 2 年次の在学生に対しては、新年度授業科目に係る準備の確認のほか、応用力の醸成に向けて、授業を担当する専任教員による応用科目のガイダンスを実施している。法学未修者 3 年次（法学既修者 2 年次）のうち実務基礎科目群の実務実習科目を履修する者を対象に、臨床心理士によるクリニック入門⁹¹を実施し、全員の受講を義務づけ、倫理的素養の涵養にも努めている。さらに、学修アドバイザーを務める弁護士の協力を得て、全学年を対象とする講演会を開催し、法曹へのモチベーションを高めている。

9 月のオリエンテーション⁹²は、後期配当の授業科目の円滑な履修を図ることを趣旨とする。法学未修者 1 年次に対しては、後期から開講する、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の学習ガイダンスを実施している。法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）に対しては、授業を担当する専任教員による応用科目のガイダンスを実施している。さらに、法律実務基礎科目のうち「刑事訴訟実務」について、履修する際の留意点等を含めたガイダンスを実施している。

入学予定者に対して、4 月のオリエンテーションに先立ち、入学前の必読文献の指定⁹³と併せて、予習事項の提示を行い、入学後の学修を円滑に行うことができるように配慮している。必読文献の指定は、入学前の自学自修を誘うことを目的とするものである。入学前に読んでおくべき文献を当該文献についてのコメントを付して指定し、それについてオリエンテーション時に簡単な確認テストを実施することを事前に周知している。必読文献に関するコメントを付す趣旨は、新入生が当該文献に向き合う意味を自覚できるよう配慮する点にある。なお、確認テストは、あくまで入学前の学修のモチベーションを高めるためのものである。確認テストの成績は、教育上の便宜に資するため、教員に知らせてはいるものの、成績評価には全く利用していない。この点については、学生に事前周知している。

このほか、入学予定者を対象とする入学前ガイダンスも、よりよい法曹への意欲を高めることを目的とする企画である。2022 年度は 10 月と 2 月の 2 回実施している。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

1 年を通じて系統的かつ計画的な学修を行わせる観点から、履修登録は、年度初めに一括して行わせており、前期・後期に分けた履修登録は認めてい

⁹¹ 【A47】 2023 年 4 月 15 日岡山大学講義レジュメ「カウンセリングについて」参照。

⁹² 【A17】 2022 年度後期オリエンテーション日程表参照。

⁹³ 【A48】 2023 年度入学予定者必読書案内文参照。

ない。履修は学生が主体的に行うことを原則としており、個別の学生に予め履修選択指導を行うことはしていない。ただし、履修登録前には、履修登録に疑問又は不安がある学生の個別相談に教務委員長が応じている。

ウ 情報提供

学生による履修選択の参考となり、本研究科が養成しようとする法曹像とカリキュラムの特色を意識させるのに役立つ情報提供として、学生便覧において、「カリキュラム・マップ」、「教育方針」、「カリキュラムに基づく履修例」を掲載している⁹⁴。「カリキュラム・マップ」は、カリキュラムの系統性を一目で理解できるよう図示したものである。「教育方針」は、年次を追って理解できるよう、各年次と各授業科目群の関連を図示している。「カリキュラムに基づく履修例」は、法学未修者及び法学既修者のコースごとに、司法試験の在学中受験又は修了後受験の選択に応じて、本研究科が養成しようとする具体的法曹像に対応するよう「医療・福祉に強いローヤーを目指す場合」、「ビジネス・ローヤーを目指す場合」を組み合わせ、年度ごとに履修する授業科目の一覧を合計 6 パターン示している。これらについては、オリエンテーションの際、補充説明を行っている。

エ その他

展開・先端科目群のうち、司法試験選択科目系（D I）科目を除く、非常勤教員が担当する授業科目については、履修登録者が 3 名以下の場合、授業展開に支障がないかどうかを確認するという観点から、担当教員に開講の可否に関する意向を聞いている。これは、受講者数が少ない場合、双方向・多方向の授業形態など、担当教員が展開しようとする授業を実施できないおそれがあることを考慮するものである。展開・先端科目群の多様性を維持する観点から、担当教員の工夫により開講していただきたいというのが本研究科のスタンスであるが、履修者数が一定のラインを下回ると個々の学生が負う予習等の負担が大きくなることも考えられることから、開講する可否かは担当教員の判断に委ねている。

（3）結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

学生便覧に示した「カリキュラム・マップ」、「教育方針」、「カリキュラムに基づく履修例」、並びに、オリエンテーションにおける履修指導などを踏まえて、学生は、履修科目の選択を適切に行っている。

イ 検証等

学生の履修科目選択の状況は、「成績表」及び「履修登録確認表」などで確認可能であり、法務研究科教務担当（事務職員）と教務委員長が確認、検

⁹⁴ 【A3】学生便覧 2023 年度版 37-47 頁参照。

証している。「履修登録確認表」を確認し、履修要件等に照らして問題があると思われる履修登録を行っている学生に対しては、教務委員長が個別に指導している。

学生が各自の履修選択について問題を抱えていないかは、定期的な個別面談でも確認している。展開・先端科目については、履修選択の誤りを訴える学生はおらず、学生は、各自の目指すべき法曹像を踏まえた履修選択を行っている認識している。

(4) 特に力を入れている取り組み

法曹という職業を具体的にイメージし、各自が志向する法曹像を構築するとともに、適切な履修選択に資するという観点から、4月のオリエンテーション時に学修アドバイザーを務める弁護士による講演会を実施している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

学生が、本研究科の教育理念及び養成しようとする法曹像を踏まえて適切な履修選択ができるよう、各授業科目の詳細なシラバスに加えて、学生便覧において、カリキュラム・マップ、教育方針、カリキュラムに基づく履修例が示され、適切に情報を提供している。また、4月及び9月に実施する充実したオリエンテーションや適宜の履修指導をとおして、学生に対する指導及び働きかけを適切に行っている。履修登録後も、学生の履修選択を個別に確認、必要に応じて指導するとともに、個別面談等でも随時確認、検証しており、学生は、各自の目指すべき法曹像を踏まえた履修選択を適切に行っていると認識している。

3 自己評価

A 履修選択指導が、非常に充実している。

4 改善計画

特になし。

5-6 履修（2）〈履修登録の上限〉

（評価基準）履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

（注）

- ① 認定法曹コースを修了して法科大学院に入学した学生，修了年度の年次に在籍する学生，その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた合理的な基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生（以下、「認定学生」という。）については，年間 44 単位を上限とすることができる。〔設置基準第 20 条の 8 第 2 項（令和 4 年 4 月 1 日から施行）〕

1 現状

（1）各学年の履修科目登録の上限単位数

1 回（コマ）あたりの授業時間数は 90 分であり，週 1 コマ 15 回の授業をもって 2 単位としている。この点は，本研究科発足以来，変更していない⁹⁵。

各学年において学生が履修科目として登録することができる単位数は，法学未修者 1 年次が 40 単位，法学未修者 2 年次が 36 単位，法学未修者 3 年次が 42 単位，法学未修者コースの学生が 3 年間で履修できる単位の上限は 118 単位であり，法学既修者 1 年次が 36 単位，法学既修者 2 年次が 42 単位，法学既修者コースの学生が 2 年間で履修できる単位の上限は 78 単位である⁹⁶。なお，学期ごとの履修科目登録の上限は設けていない。

（2）法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

法学未修者教育の充実の見地から，2010 年度から，1 年次前期に「法解釈入門」（2 単位）を新設するとともに，1 年次後期の「刑事訴訟法」を週 1 コマ 2 単位から週 2 コマ 4 単位に 2 単位分増加させた。これらのカリキュラム改革により，法学未修者 1 年次に 40 単位までの履修を認めている。

自学自修を阻害しないための工夫・配慮については，学生との個別面談を定期的に行い，予習時間が過重になっている科目がないかを確認し，対応が必要と判断した場合には，教務委員長が教員と面談するなどして改善に努めている。また，法学未修者の自学自修を支援するため，主に法律文書の作成能力を高めることを目的として，本研究科を修了した弁護士が務める学修アドバイザーによるフォローアップ体制（通称「未修者フォローアップゼミ」）を構築している。フォローアップゼミへの参加は任意であり，参加するかどうかは学生の自主性に委ねている。

⁹⁵ 岡山大学では，学士課程教育において 2016 年度より「60 分授業・4 学期制」，2021 年度より「50 分授業・4 学期制」が導入されている。

⁹⁶ 【A3】2023 年度学生便覧 8 頁参照。

(3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無
特になし。

(4) 認定学生等についての履修単位数増加の有無
修了年度の年次に在籍する学生については、42 単位までの履修を認めている。在学中受験を選択した者について、実務基礎科目群の「民事訴訟実務」「刑事訴訟実務」の法学未修者 3 年次（法学既修者 2 年次）後期の選択を認めていること、先端・展開科目群の DⅡ 又は DⅢ 科目から 4 単位選択必修としていることなどに対応するものである。

(5) その他年間 36 単位を超える履修の有無
(2) ないし (4) の場合以外には、年間 36 単位を超える履修を認めていない。

(6) 無単位科目等
単位認定されない科目等、履修単位に算入されない科目は、設けていない。

(7) 補習
2022 年度は補習を実施した科目はない。

(8) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(9) その他
特になし。

2 点検・評価

法学未修者 1 年次について履修できる単位数は年間 40 単位であり、年間 36 単位を超えているものの、これは法学未修者教育の充実を図るためのものであり、特段の合理的な理由がある。修了年度の年次に在籍する学生について履修できる単位数は年間 42 単位である。このほか、年次ごとの履修単位数の上限など履修科目登録ルールは適切であり、遵守されている。補習や補講により、予習・復習などの自学自修が阻害されている実態も存在しない。法学未修者の自学自修を支援するため、学修アドバイザーによるフォローアップ体制を構築しているが、参加を学生の自主性に委ねている。定期的な個別面談をとおして、予習時間が過重になっている科目がないかなどを確認しており、学生の自学自修を阻害しないための工夫・配慮もなされている。

3 自己評価

適合 各年次の履修単位数上限が年間 36 単位以下であるか, 36 単位を超えていても 44 単位以下であり, かつ, 修了年度の年次に在籍する学生について 44 単位までの履修を認めている, ないし, 特段の合理的な理由がある, のいずれかに該当する。

4 改善計画

特になし。

第6分野 授業

6-1-1 授業（1）〈授業計画・準備〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

（注）

- ① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

1 現状

（1）授業計画・準備

各科目の授業計画（シラバス）は、全学統一の様式にて作成し、前年度の3月に全学のシラバスシステム⁹⁷により学生に公開している。シラバスでは、法系ごとに設定されたコア・カリキュラムをはじめとする法科大学院の学生が最低限修得すべき内容、並びに、年次ごとに設定された「教育方針」⁹⁸及び「授業方法」⁹⁹を踏まえ、科目ごとに、授業の概要、学習目的、到達目標、各回の授業計画、授業形態、授業時間外の学習方法、教科書・参考書、成績評価方法、履修上の注意等を明記し、学生が授業内容を的確に把握し、授業に向けた準備が可能となるよう配慮している。すなわち、各科目の学習目的、到達目標、関連する他の開設科目との関係は、シラバスをとおして把握できるようになっている。さらに、各回に配付される授業レジュメ等において、各回の授業内容等を明示し、学生が十分な予習をして授業に臨むことができるよう配慮している。

複数の教員が分担して同一科目の異なるクラスを担当する場合には、各クラスの授業が事前の授業計画に即して行われることを担保するため、クラス間で授業内容に差異が生じないように、教員間で教育内容・教育方法を絶えず確認している。また、統一的・体系的な履修を実現するため、法律基本科目と実務基礎科目間においても、相互にシラバスを確認するようにしている。シラバスと実際の授業との乖離がないことについては、研究科長及び教務委員長と学生との定期的な個別面談、及び、学期ごとに実施する岡山弁護士会会員及び教員相互による授業参観においても確認している。

（2）教材・参考図書

現在、法律基本科目の各分野において、多くの法科大学院で採用されている

⁹⁷ <https://kyomu.adm.okayama-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>

⁹⁸ 【A3】2023年度学生便覧 38-39 頁参照。

⁹⁹ 【A3】2023年度学生便覧 9-10 頁参照。

優れた市販教材が見られることから、市販教材を用いることで高い教育効果が期待できる場合には、市販教材と独自の補助教材を組み合わせた教育内容・教育方法の向上に力点を置いている。また、既製の教科書、判例集にそのまま依拠するのではなく、本研究科の教育方針に則した授業を展開するために、授業担当教員が主体的にレジュメ等の補助教材の作成に取り組んでいる。レジュメ等の補助教材は、後述する大学の学修管理システムなどをとおして、事前に配付されている。教員が教材作成に主体的に関与することは、教員自身が教育内容と教育方法について自覚的に検討するという観点からも重要であり、また、独自教材を用いて授業を展開することは、授業を事後的に検証して今後の授業改善に役立てていくという観点からも重要であると考えている。ただし、適切な市販教材が見当たらない部分については、独自教材の開発も続けている。この例として、憲法の事例問題の解答を起案する際の基礎を解説し、岡山大学版教科書として公刊した『憲法 事例問題起案の基礎』（岡山大学出版会、2018年5月1日初版第一刷発行、ISBN：978-4-904228-90-9）がある。

（３）教育支援システム

コンピュータネットワークを利用した全学の学修管理システム（Learning Management System）である Moodle を活用している。レジュメ等の教材や課題は、Moodle を通じて、各教員が学生に提示し、学生が事前にダウンロードして授業に臨むことを基本としている。法律基本科目群については、期末試験の問題、解説・講評を Moodle にも掲載している。このほか、小テストの解答・解説、中間試験の講評、予習のみでなく復習のために資料もアップロードするなど、教員各自が工夫しながら学修管理システムを活用している。また、オンライン授業及び予復習用の動画視聴のためのシステムとして、全学が機関契約を締結している Microsoft Teams 及び Stream を活用している。

（４）予習指示等

授業で使用するレジュメ等の資料は、可能な限り、少なくとも授業日の１週間前には Moodle を通じて掲載することを目標としている。なお、各回の授業で達成すべき目標は、各回の授業内容とともに、シラバスで事前に告知されるとともに、事前配付されるレジュメ等の資料においても、各回の授業内容の詳細や予習の具体的な指示が行われている。

（５）到達目標との関係

授業の計画及び、準備は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、本研究科の「教育方針」及び「授業方法」に対応し、さらに、法律基本科目群については法系ごとに設定されたコア・カリキュラムにも対応するように行われている。授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分の選択は、

科目内 FD 及び科目間 FD をとおして、科目ごとに判断されている。各科目における自学自修すべき部分や学修方法の学生への提示については概ね、資料配付や参考文献を指示するなどして授業内で対応している。授業外の自学自修を支援する体制として、学修アドバイザーによるフォローアップ制度を設けている。これらの指導内容及び教材等については、学生との個別面談で得られた意見も勘案して、学修アドバイザーと研究科長、教務委員長との間で事前に打ち合わせている。これらの諸点が適切に機能しているかについては、適宜の科目内 FD 及び科目間 FD をとおして検証するとともに、研究科長及び教務委員長と学生との定期的な個別面談、及び、学期ごとに実施する岡山弁護士会会員及び教員相互による授業参観において検証している。

(6) 特に力を入れている取り組み

年次ごとに「教育方針」及び「授業方法」を明確化し、学生便覧においてこれを学生に示すとともに、各種 FD のほか、学生との定期的な個別面談、岡山弁護士会会員及び教員相互による授業参観をとおして、学年ごとの教育内容及び関連科目間の教育内容を常に検証している。

(7) その他

前期に開講される法律基本科目群の基礎科目及び基幹科目並びに「要件事実と事実認定の基礎」については、3月に、次年度当初の授業の事前予習用教材を在学生及び入学予定者に対して Moodle 及び入学予定者限定ホームページを通じて配付している。学生が十分に準備をした上で授業に臨むことを可能にするためであり、Moodle の年次更新作業のため、次年度の各科目コースの利用が4月初めになることに対応するものである。

2 点検・評価

授業計画は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっており、授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分も適切に選択されている。また、年次ごとの「到達目標」については、「教育方針」及び「授業方法」として学生便覧においても明記され、教員の共通認識となっている。また、各科目の段階的な到達目標とそれを前提とする教育内容についても、教員間で共通理解ができています。

シラバスは前年度の3月に公開され、受講生が次年度の授業内容を早い段階で把握できるように配慮している。シラバスには、授業の概要、学習目的、到達目標、各回の授業計画、授業形態、授業時間外の学習方法、教科書・参考書、成績評価方法、履修上の注意等が明記され、受講生は各科目における修得すべき内容を詳細に把握することができるようになっている。教員が独自に作成する、予習教材を含むレジュメ等の補助教材については、学生が十分に授業準備可能な

時期に Moodle を通じて配付されている。

授業準備及び実施については、シラバスをもとに、科目内 FD・科目間 FD を通して、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、各科目において修得すべき内容を検討し、各回の教育内容・教育方法を調整して実施されている。教員は、シラバスに沿う形で効果的な授業準備を行い、学生も事前に有効な予習を行うことが可能となっている。また、授業外の自学自修を支援する体制として、オフィスアワー制度を設けている。これらの諸点が適切に機能しているかについては、科目内 FD 及び科目間 FD に加えて、学生との定期的な個別面談、及び、岡山弁護士会会員及び教員相互による授業参観においても検証している。

3 自己評定

A 授業計画・準備・実施が、非常に充実しており、完成度が高い。

4 改善計画

特になし。

6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

- ① 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

1 現状

（1）授業の実施

ア 科目毎の教育内容の適切性

科目毎の教員の授業担当能力に関しては、別紙 1 教員調書及び別紙 2 のとおりである。

イ 授業全般の実施状況の適切性

（ア）教育内容

教育内容については、法学未修者コース、法学既修者コースともに、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容並びに学年ごとに設定された「教育方針」¹⁰⁰及び「授業方法」¹⁰¹を踏まえ、段階的・螺旋的な科目構成をとり、各年次における教育内容が決定されている¹⁰²。

法律基本科目群については、法学未修者 1 年次では、司法制度の仕組みや法情報処理に関する基礎知識と技能の修得のための入門科目を基礎として、法律基礎科目群の基礎科目を配置して、実体法と手続法のそれぞれについて基本的事項の体系的理解を目標とする教育を行う。法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）では、行政法の基礎科目を配置するほか、基本 7 法の演習科目である応用科目を通じて、問題発見能力及び事案解決能力を育成する教育を行う。法学未修者 3 年次（法学既修者 2 年次）では、論述能力の涵養に力点を置く応用演習科目を中心に、公法、民事法及び刑事法について、実体法と手続法に関する総合的判断能

¹⁰⁰ 【A3】 2023 年度学生便覧 38-39 頁参照。

¹⁰¹ 【A3】 2023 年度学生便覧 9-10 頁参照。

¹⁰² カリキュラムに基づく履修例は、学年別の科目の展開及び連携も示すものである。【A3】 2023 年度学生便覧 40-47 頁参照。

力と批判能力の育成を目指している。

実務基礎科目群については、法律基本科目群において修得した学識及び能力と有機的に連携するように、法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）から法学未修者 3 年次（法学既修者 2 年次）に段階的に教育する工夫をしている。法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）では、「法曹倫理」を基礎として、要件事実論・事実認定論などの実務理論の基礎知識修得を目標とする教育を行う。実務理論の応用力、実務の基本技能を育成する教育は、2 学年にわたり実施する。法学未修者 3 年次（法学既修者 2 年次）では、実務実習科目を通じて、法実務における基本技能を実践し、法律の実践的運用能力、適応能力を育成する教育を行う。

これらと並行して、基礎法学・隣接科目群については、職業法曹人にふさわしい倫理観や人権感覚・社会正義観念、それを支える教養と深い洞察力を育成する教育を行う。展開・先端科目群については、法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）以上に配当し、法律基本科目群、実務基礎科目群、及び、基礎法学。隣接科目群において修得した学識及び能力に基づき、専門的法分野に関する応用能力・適応能力などを育成する教育を行う。

本研究科においては、学生との個別面談、学生による授業評価アンケート、岡山弁護士会会員と教員相互の授業参観、授業参観後の意見交換会を学期ごとに年 2 回実施しており、授業内容を検証している。少なくとも専任教員が実施する授業については、適切な授業はすべての授業に浸透していると認識している。

（イ）授業の仕方

法学未修者 1 年次及び法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）に配当される基礎科目では、教員が独自に開発した教材（以下「独自教材」という。）を中心として、市販教材と組み合わせて授業を展開しているものが多い。独自教材では、予習事項、授業で扱う内容、復習事項などが詳細に指示されている。授業は、受講生と双方向の議論をしつつ進行する講義形式により行われる。

法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）並びに法学未修者 3 年次（法学既修者 2 年次）に配当される応用科目は、演習科目であり、市販教材を用いて授業を実施しているものと独自教材を用いて授業を実施しているものがある。民法演習、刑法演習は前者に該当し、人権演習、憲法演習、商法演習などは後者に該当する。もっとも、前者についても、教員が独自に作成したレジュメなどの独自教材が併用される場合が多い。授業の形態は、事例分析をもとに双方向・多方向の議論により進行する形式により展開され、学生の答案を素材とした指導に際しては、添削す

るなどにより考える機会を設けている。

(ウ) 学生の理解度の確認

法律基本科目については、いずれの科目も、中間試験のほか、課題、レポート、小テスト、起案など各担当教員の工夫により、学生の理解度の確認に努めている（各回の授業終了前の5分程度を利用して、毎回小テストを行っている科目もある）。また、質問票を用いて、学生の理解度を確認している科目も見られる。双方向・多方向の授業展開が中心となる演習科目では、課題やレポート、小テストのほか、授業時における個々の学生の発言等をとおして、その理解度が確認されている。

なお、中間試験については、2015年度より、教務委員会が各科目の中間試験の実施予定を予め把握し、過密な日程とならないように事前に調整した後、履修者に中間試験全体の実施日程を周知することにより、効率的な自学自修を支援する環境を整備するようにしている¹⁰³。このほか、定期的な学生との個別面談を通じて、授業科目の全般にわたり、学生の理解度を確認し、個別のフォローアップ体制の構築につなげている。

(エ) 授業後のフォロー

授業に対する質問について、担当教員が研究室などで個別に応じる制度として、オフィスアワーの制度を設けている¹⁰⁴。オフィスアワーの設定に際しては、例えば、法学未修者1年次の必修科目を担当する教員のオフィスアワーは他の1年次必修科目の時間を避けるなど、学生が利用しやすい時間設定を心がけている。教員は、オフィスアワーの時間以外にも、授業終了時や研究室在室時には随時対応しており、学生が授業内容について質問し、課題、レポートについて指導、助言を求める環境は整っている。このほか、Moodleを通じて質問の機会を提供したり、メールによる質問に対応する教員もいる。

レポートや小テストについては、解答・解説の公開のほか、レポートや答案を踏まえた学生への個別指導、その添削などが行われている。

定期試験については、法律基本科目群（A科目）、実務基礎科目群（B科目）、展開・先端科目群の一部について、過去3年分の問題及び講評を学生に公表し、Moodleからアクセスできるようにしている。

(オ) 出席の確認

授業回数の3分の1を超えて欠席した場合、当該授業科目の成績評

¹⁰³ 【A5】「中間試験の日程調整について」（平成26年3月17日教授会承認）参照。

¹⁰⁴ 【A3】2023年度学生便覧10頁，51頁参照。

価を「不可」としている¹⁰⁵。出欠は、授業時における点呼、出欠表への記入や小テスト等によって把握、確認している。同じ授業科目について3回連続して欠席した学生については、担当教員より法務研究科教務担当に連絡し、教務委員長が個別面談をするなどの対応をしている。

なお、2015年度から、一定の科目について座席の固定化を行っている¹⁰⁶。岡山弁護士会会員による授業参観後の意見交換会において、受講者数が少ない授業において座席を自由化することで授業全体の緊張感が失われているとの指摘があったことを踏まえたものである。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

科目の特性に応じて、新聞記事を素材にする、映像教材を利用する、板書効果を高めるためホワイトボード用の視覚教材を独自に開発するなど、教員各自が授業時に内容をわかりやすくする工夫を行っている。

対面授業と動画配信と組み合わせた工夫もなされている。法律基本科目群の基礎科目及び一部の応用科目では、対面授業を録画している。録画の取扱いは、担当教員の判断に委ねられており、学生が復習に利用できる科目がある。また、予習、復習や自学自修のための動画をMoodle等により配信して、十分な教育効果を得るための工夫をしている科目もある。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

法律基本科目群については、(ア)で述べた「教育方針」及び「授業方法」に則して、講義科目と演習科目が段階的に構成、実施されており、対象学年にふさわしいレベル設定になっている。実務基礎科目群についても、「教育方針」及び「授業方法」に則して、実務理論の基礎知識の修得、実務理論の応用力の育成、実践的運用能力の育成という段階的教育を実施しており、対象学年にふさわしいレベル設定になっている。基礎法学・隣接科目は、法学未修者1年次から履修できるように配当し、展開・先端科目についても、法学未修者2年次（法学既修者1年次）からの履修に対応できるよう、対象学年にふさわしいレベル設定になっている。実際のレベル設定に問題がないかは、学生との個別面談及び授業評価アンケートとともに、教員相互の授業参観後の意見交換会をとおしても確認しており、問題ないと認識している。

(2) 到達目標との関係

授業の実施は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、本研

¹⁰⁵ 【A3】2023年度学生便覧11頁参照。

¹⁰⁶ 【A5】「授業時の座席の固定化について」（平成26年3月17日教授会承認）参照。

究科の「教育方針」及び「授業内容」に対応するように行われている。各科目における自学自修すべき部分や学修方法の学生への提示については概ね、資料配付や参考文献を指示するなどして授業内で対応している。授業外で自学自修を支援する体制として、オフィスアワー制度のほか、法学未修者については、主に法律文書の作成能力を高めることを目的として、本研究科を修了した弁護士が務める学修アドバイザーによるフォローアップ体制（通称「未修者フォローアップゼミ」）を構築している。フォローアップゼミへの参加は任意であり、参加するかどうかは学生の自主性に委ねている。これらの諸点が適切に機能しているかについては、FD協議会のほか、学生との個別面談、岡山弁護士会会員及び教員相互による授業参観、参観後の意見交換会をとおして、検証している。

（３）特に力を入れている取り組み

学年ごとの「教育方針」及び「授業方法」を明確化し、学生便覧においてこれを学生に示すとともに、FD協議会などの各種FDに加えて、学生との個別面談、岡山弁護士会会員及び教員相互による授業参観、参観後の意見交換会をとおして、教育内容を定期的に確認、検証している。

（４）その他

特になし。

２ 点検・評価

授業はすべて、授業担当能力のある教員によって実施されており、授業内容も、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっている。授業で扱う内容と自学自修に委ねる内容との分け方に関する考え方及び自学自修の仕方についても、学生に伝えられている。

授業の方法については、法学未修者１年次に配当される法律基本科目では、実体法及び手続法に係る基本的事項の体系的理解を目標として、受講生と双方向の議論をしつつ進行する講義形式が主となる。法学未修者２年次及び３年次（法学既修者１年次及び２年次）に配当される法律基本科目では、演習科目を中心として、問題発見能力及び事案解決能力、実体法と手続法に関する総合的判断能力と批判能力の育成を目的に、事例の分析に基づく双方向・多方向の授業が展開されている。対面授業が基本であるが、これと組み合わせてオンデマンド授業動画をMoodle等により配信して、十分な教育効果を得るための工夫がされている科目もある。

授業の教材については、市販の教材を用いる場合でも、教員がレジュメ等の補助教材を積極的に作成し、当該授業の到達目標を達成できるよう、学生の理解の助けとしている。また、独自に開発された授業教材は、Moodleを通じて事前に

配付され、授業において効果的に活用している。授業回数の 3 分の 1 を超えて欠席した場合、当該授業科目の成績評価を「不可」としており、出席の確認は適切に行われている。中間試験のほか、課題、レポート、小テスト、起案などにより学生の理解度の確認に努めている。レポートや小テストについては、解答・解説の公開のほか、レポートや答案を踏まえた学生への個別指導、その添削などが行われている。定期試験については、過去 3 年分の問題及び講評を学生に公表し、Moodle からアクセスできるようにしている。

授業外の自学自修を支援するため、法学未修者を中心に学修アドバイザーによるフォローアップの体制も構築している。FD 協議会などの各種 FD に加えて、学生との個別面談、岡山弁護士会会員及び教員相互による授業参観、参観後の意見交換会をとおして、教育内容を定期的に確認、検証している。当該科目の授業時間の大半を学生の答案作成に費やしている科目は存在しない。

3 自己評定

A 授業が非常に充実しており、完成度が高い。

4 改善計画

特になし。

6－2 理論と実務の架橋（１）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

（１）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

「理論と実務の架橋を目指した授業」とは、研究者と実務専門家との協働のもとで行われ、両者の協働のもとでしか成り立たない授業と考えている。このような教育を実践することは、地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成という本研究科の教育の基本的目標の根幹でもあると位置づけている。なぜなら、現実の紛争は、法律問題だけでなくさまざまな問題が立体的に絡み合っており、それゆえ、社会紛争の解決という視点からすれば、法的解決だけでなく他の解決案も要請されており、このような認識の下では、体系的法理論と専門的知識の修得のためには、研究者と法実務専門家、さらには法律専門家以外の専門家も含めた協働が必要であると考えからである。このような認識は、研究者教員及び実務家教員の共通認識となっている。このような観点からさまざまな専門家とのネットワーク¹⁰⁷を構築し、多角的・立体的な教育を実践している。

（２）授業での展開

法律基本科目については、各科目を段階的・螺旋的に配置するとともに、それに対応した法律実務基礎科目、展開・先端科目等の段階的配置を行い、法学未修者３年次（法学既修者２年次）において実体法及び手続法の総合的理解力及び実践的運用能力を総合的に学修する機会を提供している。法学未修者１年次前期には、「法解釈入門」を配置し、法理論の体系的理解の基礎を学ぶだけではなく、法情報処理に関する基本技能の修得を目指している。これは、法実務に携わる者（実務家）としての基本的なスキルを修得させるにとどまらず、理論と実務を架橋した教育を行う上での基礎的素養を身につけさせることを目的としている。また、法律基本科目の学修においても、単に法理論を抽象的に学ぶのではなく、事例問題・判例などを素材として、事実のもつ法的意味を考えさせるよう工夫している。これにより、実務との関係を常に意識しながら法律基本科目を学修できるようにしている。さらに、法学未修者２年次（法学既修者１年次）以降に配置される演習科目について、研究者教員と実務家教員とが協働して開講する科目が複数あり、法律基本科目における理論と実務を架橋した教育を実践していることも特徴である。とりわけ「刑事訴訟法演習」については、１０回の授業を実務家教員と研究者教員が協働して実施し、５回の授業を派遣検察官が実施している。実務家教員が実務での取扱いや実務上の問題点について提示し、研究者教員が理論的な解説を行い、授業で取り扱う

¹⁰⁷ 【A2】2024年度大学院案内（ガイドブック）14頁参照。

事例問題も実務を意識した内容になっている。

法律実務基礎科目については、法律基本科目の段階的・螺旋的科目配置に対応させて、「要件事実と事実認定の基礎」、「要件事実・民事法演習」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」と実務教育科目を配置することで、理論と実務との架橋を意識しつつ実務基礎科目を学修できるようにしている。法学未修者3年次（法学既修者2年次）には、「ローヤリング」、「模擬裁判」、「エクスターンシップ・クリニック」の実務実習を通じて、法理論教育と実務理論教育において修得した学識及び能力を応用することにより、実体法・手続法の立体的、現実的理解を深めるとともに、より実践的な事案分析能力の育成を図るようにしている。理論と実務との架橋を重視した教育を実践するため、臨床法学教育を重視する観点から、「ローヤリング」を必修科目とするとともに、「模擬裁判」または「エクスターンシップ・クリニック」のいずれかを選択必修科目としており、さらに、これらの実務実習科目を受講するためには、実務基礎科目だけではなく、法律基本科目についても履修要件を課している¹⁰⁸。

展開・先端科目については、岡山弁護士会所属弁護士などの実務家が多くの特任講師として授業科目を担当しているほか、法律家以外の専門家との連携によるネットワーク・セミナー方式を活用した科目を複数配置し、多角的な視点から法的問題を解決できる能力（総合的判断能力）を修得できるようにしており、本研究科における「理論と実務の架橋」を意識した教育の大きな特徴となっている。具体的には、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」、「リーガルソーシャルワーク演習」（いずれも法学未修者2年次（法学既修者1年次）に配当、選択科目）がこれに該当する。

（3）理論と実務の架橋を意識した取り組み

「理論と実務の架橋」を意識した取り組みとして、専門家のネットワークの活用があげられる。

2005年、法律相談・法的紛争処理のワンストップサービスをめざし、法律分野と医療福祉分野に関係する各種専門職によって「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」（通称「専門家ネットワーク」）が設立され、協働して個々の案件に総合的な分析・検討を行い、学生・教員スタッフと共に理論的・実務的対処を検討していく仕組みが構築されていたところ、2012年に岡山大学法科大学院弁護士研修センター（OATC）が設置され、「専門家ネットワーク」はこれに発展的に解消された。OATCには、岡山行政法実務研究会、岡山権利擁護研究会などの研究会のほか、法務担当者養成基礎研修、英文契約基礎研修を通じて人的ネットワークが構築されており、新人・若手弁護士等のリカレント教育及びシンクタンクとしての機能を果たしている。OATCの各研究会には学生の参加も認められており、学生には、法律家の活動の多様性を学ぶ機会として、積極的に参加するよう促している。さらに、展開・先端科目群の科目として、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」、「地域組織内法務（ネットワー

¹⁰⁸ 【A3】2023年度学生便覧8頁、14-15頁参照。

ク・セミナー)」が開講されており、インハウスローヤーや企業の法務担当者らが出講している。

(4) 特に力を入れている取り組み

研究者教員と実務家教員とが協働して授業内容の検討や授業教材の開発を行い、学外専門家と構築したネットワークを背景とする実務教育の充実に努めてきており、これらは「理論と実務の架橋」を目指す本研究科の教育の大きな特色であるといえる。

このほか、法学未修者 1 年次及び法学既修者 1 年次を対象とする岡山地方検察庁主催に係る『法科大学院生体験型プログラム』が年 2 回実施されている。刑事訴訟法を担当する研究者教員と刑事系科目を担当する実務家教員が参加者の取りまとめを行い、学生に参加を促すとともに、可能な限り同プログラム当日は学生を引率している。

(5) その他

本研究科では、「理論と実務の架橋」を、単に法科大学院教育における取り組みとしてのみ捉えるのではなく、OATC の設置や、OATC が所管する岡山行政法実務研究会、岡山権利擁護研究会などの活動に見られるように、「法曹継続教育」というかたちで法科大学院が専門教育にコミットし、法科大学院が地域のシンクタンクとしての役割を果たしつつ、そこでの研究成果を、地域に還元するとともに、さらに法科大学院教育に反映・還元していくというサイクルの中で捉えている。このような理念のもと「理論と実務の架橋」を図ろうとする試みは、全国でも画期的な試みであると思われる。

2 点検・評価

1 (1) で述べた本研究科における「理論と実務の架橋」に関する理解は、専任教員の共通認識となっている。法律基本科目、法律実務基礎科目については、「理論と実務の架橋」を意識した学修が可能となるよう、法学未修者 1 年次から段階的・螺旋的に授業科目を配置し、実務との関係を常に意識しながら法律基本科目を学修できるよう、事例問題・判例などを素材として、事実のもつ法的意味を考えさせる授業も実施している。法学未修 2 年次（法学既修者 1 年次）配当の演習科目の中には、「刑事訴訟法演習」など、研究者教員と実務家教員が協働して授業を実施する科目もある。法学未修者 3 年次（法学既修者 2 年次）では、法理論教育と実務理論教育により修得した学識及び能力を応用する実務実習を通じた臨床教育を実施している。法律実務基礎科目については、2020 年度後期及び 2021 年度前期に岡山弁護士会弁護士及び教員相互による授業参観と参観後の意見交換会を実施し、理論面の検証を行っている。展開・先端科目についても、法律家以外の専門家を含む各種実務家との連携によるネットワーク・セミナー方式を活用した科目を複数実施している。さらに、OATC が所管する岡山行政法実

務研究会や岡山権利擁護研究会における活動のほか，岡山公法判例研究会や岡山民事法研究会，岡山刑事法研究会などをとおして，研究者教員が実務に触れ，他方，実務家教員が学術的研究に触れる機会，学生が法律家の活動の多様性を学ぶ機会にも恵まれている。

3 自己評定

A 理論と実務の架橋を目指した授業が，質的・量的に見て非常に充実している。

4 改善計画

法律実務基礎科目の理論的検証という観点から，研究者教員と実務家教員の連携を一層強化していきたい。

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

（1）臨床科目の目的

本研究科では、「理論と実務の架橋」を目指した授業の一環として、臨床科目（実務実習科目、ネットワーク・セミナーなど）を設置している。現実の紛争は、法律問題だけでなく様々な問題が立体的に絡み合っており、それゆえ、社会紛争の解決という視点からすれば、法的解決だけでなく他の解決案も要請されているとの認識のもと、学生を法曹として養成していくためには、そのような総合的な判断能力を育成することが不可欠であると考えており、臨床科目は、このような能力を育成するために不可欠な科目と位置づけている。

また、本研究科の教育理念である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」という観点からみれば、実務実習は、地域社会の抱える法律問題に直接接する機会を提供するものであり、「地域に根ざした法曹育成」という観点から求められる紛争解決能力を涵養する上でも不可欠であると考えている。

このような考え方のもと、本研究科では、①様々な専門家とのネットワークの構築、②ローヤリングを必修科目とし、模擬裁判またはエクスターンシップ・クリニックを選択必修科目として配置し、臨床法学教育を重視した科目運用を行っている。

（2）臨床教育科目の開設状況等

ア 開設状況

本研究科では、臨床科目として、実務基礎科目群の中に実務実習科目として、「ローヤリング」を必修科目とし、「模擬裁判」及び「エクスターンシップ・クリニック」を選択必修科目とし、合計3つの科目を設置している。さらに、ネットワーク・セミナーを活用した科目として、展開・先端科目群に、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」、「リーガルソーシャルワーク演習」（いずれも法学未修者2年次、法学既修者1年次配当、選択科目）を開設している¹⁰⁹。これらの科目は、本研究科の教育理念及び本研究科が養成しようとする法曹像を臨床科目の中に反映したものである。

本研究科における実務実習教育は、実務において必要となる面接・相談技法や交渉技術などの理論と実務を、相談や交渉の模擬体験を組み入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させたうえで、模擬裁判あるいはエクスターンシップ・クリニックへと展開していくという重層的教育体系を採用

¹⁰⁹ 【A50】臨床科目履修状況参照。

しており、シミュレーション教育と実務実習教育を連動させて教育する方法をとる点に特色がある。これは、学生にいきなり実務実習を体験させることはできないし、学生にとっても、実務の基礎的知識を学び法律相談や交渉などのシミュレーション教育を受けたうえで実務実習に入る方が、学んだことを自ら実践しやすくかつ理解も早くなる、との考え方に基づくものである。このような考え方に基づき「ローヤリング」を必修科目として配置し、その後、実務実習科目、具体的には、「模擬裁判」及び「エクスターンシップ・クリニック」を選択必修科目として設置している。「ローヤリング」は法学未修者3年次、法学既修者2年次の前期に1単位科目として、「模擬裁判」及び「エクスターンシップ・クリニック」は法学未修者3年次、法学既修者2年次に2単位科目として設置している。そして、必修科目である「ローヤリング」を履修し、選択必修科目である「模擬裁判」または「エクスターンシップ・クリニック」のいずれかの科目を履修しなければ、修了要件を充たさないことになる。また、後述するように、これらの科目を履修するためには、厳格な履修要件を充足することと適格性に関する認証を受けることが求められる。

実務実習科目の実施時期について次のとおりである。法学未修者3年次（法学既修者2年次）の前期に実施される「ローヤリング」については、7月に実施される司法試験が在学中受験を可能としたことから、2コマ連続して講義を実施し、5月上旬には終了するように配置し、2023年度は5月8日に終了する。「模擬裁判」及び「エクスターンシップ・クリニック」は法学未修者3年次、法学既修者2年次の通年開講科目であるが、これらは「ローヤリング」の受講を前提としていることから「ローヤリング」終了後に実施されることになる。通年科目である「模擬裁判」及び「エクスターンシップ・クリニック」については、「ローヤリング」終了後に実施するが、司法試験の在学中受験が実施されることから、司法試験終了後に開始する。

イ 履修要件

「ローヤリング」、「模擬裁判」、「エクスターンシップ・クリニック」には、一定の受講要件を設定している。

まず、①履修要件として、「法曹倫理」、「要件事実と事実認定の基礎」の単位、及び「民事訴訟法演習」又は「刑事訴訟法演習」のいずれかの単位を修得していることが履修要件となる。このほか、②守秘義務を遵守する旨の誓約書を岡山大学大学院法務研究科長宛に提出していること、③適格性について、岡山大学大学院法務研究科長の書面による認証があること、も受講要件である¹¹⁰。

なお、③の認証においては、履修要件の他に、(2)の要件を満たす場合

¹¹⁰ 【A5】「学生実務実習規則」第2条参照。

でも、民法演習ⅠⅡⅢの修得単位数が4単位に満たない場合、又は、法律基本科目群の基礎科目及び法学未修者2年次・法学既修者1年次配当の基幹科目のうち3科目の単位を修得していない場合には、原則として、実務実習科目の認証は認められない¹¹¹。実務認証は、「岡山大学大学院法務研究科実務実習科目履修の認証に関する内規」に基づき行われ、実務認証は、実務家専任教員全員と民事訴訟法と刑事訴訟法の研究者教員（専任）による判定によって行う。

ウ 適法性の確保、守秘義務への対策等

実務実習科目の開始にあたって実務家専任教員から「学生実務実習規則」についての説明がなされ、特に、守秘義務の厳守と、義務違反の場合は退学を含む厳重な処分が科せられるおそれのあることを告知している。このほか、毎年4月のオリエンテーション時にクリニック入門を実施している¹¹²。これはロールプレイなどを交えてカウンセリングにおいて留意すべき点などを実践的に学ぶ機会となっている。

なお、実務実習科目の受講にあたっては、学生教育研究災害傷害保険及び法科大学院生教育研究賠償責任保険への加入が義務づけられている¹¹³。

エ 成績評価・単位認定

「ローヤリング」、「模擬裁判」、「エクスターンシップ・クリニック」の成績評価は、「修了」または「不可」により行っている。

このうち、「ローヤリング」は、担当教員（ローヤリングを担当する専任教員及びクリニックを担当する指導弁護士）から提出された評価シートに基づき成績評価を行っている。他方、「模擬裁判」については、模擬裁判の成績、「エクスターンシップ・クリニック」については、受け入れ先弁護士からの成績評価書、エクスターンシップ・クリニック記録簿、エクスターンシップ・クリニック報告書に基づき成績評価を行っている。

オ 実施状況

（ア）ローヤリング

「ローヤリング」は、弁護士が基本的に修得しておくべき面接・相談・説得技法や、交渉技術についての理論と実務を、講義とそれに続く模擬体験をつうじて学び、法律実務の基礎的技能を修得させ、ひきつづき履修する「模擬裁判」あるいは「エクスターンシップ・クリニック」へと展開する基礎を身につけることを目的としている。また、現実の案件を解決に導く思考能力及び実務能力の養成をも目的として行われている。

¹¹¹ 【A5】「学生実務実習規則」第2条参照。

¹¹² 【A17】2023年度法務研究科前期オリエンテーション日程表参照。

¹¹³ 【A3】2023年度学生便覧15頁参照。

「ローヤリング」は、1単位8回である。ローヤリング総論、相談、交渉について合計3回の講義が行われる。総論講義後には、ボランティアとして長年模擬交渉を担当していた模擬相談者（SC）らによる相談者の立場からみた相談対応あり方について質疑応答をまじえた講義が1回実施される。その後、相談の講義などを踏まえて、非常勤講師であるロースクール出身の若手の指導弁護士が相談者となってロールプレイ方式による模擬相談が実施される。これにより法律相談とはどういうものかをまず実体験として学ぶことができる。相談のロールプレイ終了後は指導弁護士を交えて検討会を実施する。次に、交渉の講義をふまえて、学生同士による模擬交渉のロールプレイを行う。ロールプレイにはそれぞれ各2回をあて全員が担当するように配慮している。これらにより教科書から得た法律知識を立体化し活用できる実践的な知識となるように具体化している。

なお、2021年度入学者までは、「ローヤリング・クリニック」（3単位）として、「ローヤリング」後は、一般市民を対象とし「クリニック」を実施していた。しかし、至るところで無料法律相談の機会が増加し、相談件数そのものが大きく減少しているなかで、教育効果の高い事件の量的確保が困難な状況が生じていた。また、キャンセルが相次ぐなどにより、後期に入っても終わりが見通せない状態となり、学生の学修ペースを乱すおそれが懸念されていた。そのようななか2020年に新型コロナウイルスが発生し、対面による一般市民を対象としてクリニック（法律相談）を実施することが困難となり、また開校以来の模擬相談者が高齢者となり、新型コロナウイルスを理由に担当を辞退する者もあり、カリキュラムの抜本的見直しが必要となった。

そこで、教育効果を高めるという観点から、2021年度に実務実習科目の抜本的再検討を行い大幅な見直しが行われた。その結果、全学生が実務法律家として必要な基礎の修得をすべきであるとして「ローヤリング」を必修科目とし、「模擬裁判・エクスターンシップ」を2つに分離し、「模擬裁判」と法律相談であるクリニックを「エクスターンシップ」に組み込んだ「エクスターンシップ・クリニック」とし、これらを選択必修科目としたのである。

（イ）模擬裁判

「模擬裁判」は、模擬裁判を通じて弁護士、裁判官、検察官の役割を疑似体験させ、それを踏まえて、法曹が関与する現場を実際に体験することにより、法曹としての将来の活動内容について具体的イメージをつかむことを目的として行われている。2単位15回で実施される。模擬裁判は、刑事模擬裁判と民事模擬裁判を隔年で実施している。

刑事模擬裁判は、実務家教員が作成したオリジナルの教材を用い、公判前手続の一部及び第一審公判手続の全部の手続を学生に実演させ、指導を行っている。指導教員は、検察官経験者の実務家教員のほか、裁判官経験者の弁護士、刑事弁護実務に精通している弁護士の3名である。その他、刑事訴訟法担当の研究者教員、修了生、弁護士も訴訟関係人役として模擬裁判に参加し、充実した指導を行っている。

民事模擬裁判の教材は、PSIM（法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム）作成のものをを用い、参加学生を原告、被告、裁判官の各グループに分け、裁判官グループの訴訟指揮の下で、訴状作成から口頭弁論手続、争点整理手続、交互尋問、判決に至るまで第一審手続のすべてを体験させている。交互尋問の準備については、担当教員のほか、2名の実務家専任教員が事前指導し、また、模擬裁判の当事者役は、すべて、本研究科の修了生の協力を得ており、集中証拠調べの終了後は、参加者全員で、裁判官グループの心証形成に影響を与えない限度で反省会を実施している。なお、交互尋問は、公開であり、法廷教室外の共同研究室に映像を流せるようにしており、模擬裁判を選択しなかった学生、教員、法学部生、弁護士会等に傍聴を呼びかけている。なお、新型コロナウイルスの影響により2021年度から公開は停止している。

（ウ）エクスターンシップ・クリニック

エクスターンシップ・クリニックについては、2単位15回で実施される。指導担当弁護士はエクスターンシップ・クリニックの制度趣旨・目的を十分に理解し効果的な指導を行える資質を備えている必要があることから、本研究科では、岡山弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得て、会内でアンケートを実施し、司法修習生の指導の経験がある、概ね弁護士経験10年以上の会員に依頼している。実際には、ほとんどが司法修習生を受け入れた経験のある10年以上のベテランが多い。受け入れ先は、模擬裁判・エクスターンシップからエクスターンシップ・クリニックとなっても大きな変更はない。

指導内容については、法律事務所における実務一般の体験（法律相談、事実調査、書面の作成、資料の収集、法廷傍聴など）を重視し、各事務所の特色に応じ、弁護士の日常業務を体感させることとしている。必ずしも、難しい事件の起案等は必要ではなく、どんな小さな事件でもよく、いわゆる「生きた事件」を体感させることが重要と考えている。また、「弁護士職務基本規程」等を参考に、法曹としての義務・倫理・マナーを含めて指導するようお願いしている。

従来のエクスターンシップの内容から鑑みるに指導内容として最も多いのは、法律相談の立会いである。法律相談の同席については、もち

ろん相談者の了解をとることをお願いしている。また、単に同席するだけでなく、担当弁護士の指導の下、実際に一部対応をさせることを期待しているが、学生に相談の一部対応を認めるかについては最終的には、各指導担当弁護士に任せている。次に多いのが、法廷傍聴である。通常の口頭弁論のみならず、和解期日や弁論準備手続への参加、珍しいものでは、少額訴訟手続を傍聴した例も見られた。もちろん、簡易裁判所や家庭裁判所の調停への同席も多くみられた。公開の法廷は別として（もっとも、傍聴席からで、当事者席に座ることはない）、他の手続への参加に際しては、裁判官等の同意を得るようお願いしており、これまでのところ、トラブルはない。なお、遠隔地の裁判所に出かける例も見られるが、交通費の支給はしていない。また、破産事件における債権者集会、債務者審尋、さらには検証の立会いも報告されている。これら以外には、書面作成等の起案も多くなされている。例えば、訴状・答弁書、準備書面の作成、各種契約書の作成、また、依頼人宛文書の作成も報告されている。その他には、証人テスト、証拠の収集（現場の視察やインターネットの利用）、株主総会への同席、担当弁護士の主催するセミナーへの参加などもあった。

なお、学生には、実習終了後に「エクスターンシップ・クリニック報告書」の提出を求める。

（エ）「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」及び「リーガルソーシャルワーク演習」

「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」及び「リーガルソーシャルワーク演習」については、第一に、各授業において、教員の出題する事例に対し、法的な視点のみならず多角的な視座から問題を検証できているかを3人の教員（研究者専任教員、弁護士、社会福祉士）により確認し、アドバイスしている。第二に、一定の知識及び検討方法を修得した時点で、高齢者・障害者その他生活困難者の相談支援に陪席させ（10月または11月に実施）、学んだことが実務にどのように活かせるかを実感できるようにし、また、教員側も学生からの意見聴取により学修効果を検証している。そして第三に、年度末に提出を求める研究報告書により、最終的な効果を検証している。少なくとも、実社会の困難事例に対する多角的な視座の涵養、リーガルリサーチ能力の向上、論理的文章執筆力の向上に役立っていると評価している。なお、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」はもっぱら成年後見実務、「リーガルソーシャルワーク演習」は、ホームレス支援、更生保護、アルコール・薬物依存、虐待対応などの問題を取り扱い、科目ごとの特色としている。担当研究者は、地域の生活困窮者自立支援協議会、ひきこもり支援センタ

一、及び地域の権利擁護センターにおいて、事例検討・方針決定の実務に従事しており、また、担当弁護士及び社会福祉士は、弁護士法人岡山パブリック法律事務所において対象事案の対応に取り組んでいる。

(オ) 地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）

様々な地域組織（企業、大学法人、行政機関等）の事業内容、法務業務、法律問題、問題となる典型的テーマについて、組織内弁護士、組織内法務担当者等の法律実務家がゲストスピーカーとして報告を行い、質疑応答をも含め議論を行う。地域における組織内法務の実務を学ぶことにより、地域組織内法務の実務家になるために必要な基礎的・専門的知識及び組織内法務の実務に即した解決能力を身につけることを目的とする。

(3) 特に力を入れている取り組み

本研究科における実務実習科目の特徴としては、臨床法学教育を重視するという観点から、「ローヤリング」により実務法律家としての基礎的な理論を身につけ、「模擬裁判」と「エクスターンシップ・クリニック」で実践的に発展させるという、理論と実践とを組み合わせた科目設定を行い、これらの科目を厳格な履修要件のもとで「ローヤリング」を必修科目とし、他の2科目を選択必修科目として配置している点が挙げられる。また、このように理論と実践を連動させ機能的に実施している法科大学院は、他に例を見ないと思われる。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

実務実習科目を厳格な履修要件のもとで必修科目あるいは選択必修科目として配置していることから分かるように、本研究科では臨床法学教育を重視しており、その位置づけは本研究科の教育理念に照らして明確かつ適切であり、法科大学院教育の理念に相応しいものといえる。ローヤリング、模擬裁判、エクスターンシップ・クリニックについて、臨床教育全体の単位数も問題なく、実施時期についても、司法試験を在学中受験する学生においても履修しやすいよう配慮がなされている。これらの科目における、教員の関与のあり方、学生が取り組む内容、報告書の提出とそれに基づく検討体制なども適切である。事前のガイダンスも十分に行っており、法令遵守、依頼者利益の確保、実習先での規律維持等必要な事項について万全の措置がとられている。そして、学生、教員スタッフ等は、前記規則の精神とその遵守の必要性を十分に自覚して実習

等に臨んできており、これまでのところ、関係者、依頼者等から危惧の念が表明されたことは一度もない。

このように、本研究科における臨床科目の設置と運用は、法科大学院教育に求められる臨床法学教育として、質的・量的に見て、きわめて高い水準が維持され充実した内容になっている。もっとも、法学未修者教育の充実や法学部と法科大学院との接続教育科目の充実に向けた講義負担、さらには、志願者数の増加と入学定員の充足に向けた様々な取り組みにかかる負担など、教員全体にかかる様々な負担が増加している中で、実務教育科目への研究者教員の関与の度合いが開設当時よりも低くなっており、この点は、今後の課題としたい。

3 自己評価

A 臨床科目が、質的・量的に見て非常に充実している。

4 改善計画

実務実習教育においては、今後とも毎年講義終了後に再検討し教育効果の高い内容となるよう務めていきたい。

6－4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1 現状

(1) 国際性の涵養

国際性の涵養を目的とする科目として、「英米法」(2単位)、「国際法」(2単位)、「国際私法」(2単位)を展開している。例えば「国際私法」については、国際化の進展に伴って、人々の生活関係も日本の国内にとどまらず、さまざまな形で外国と関わりを持つようになっており、その結果として、国際結婚や国際契約など一国の枠組みを超えて形成される生活関係(渉外的生活関係)などをめぐり法律問題が急増している。このような法律問題に対しては、そもそもの国の法によってその問題を解決すべきかが問題となる。この科目では、そのような準拠法の決定の問題を中心として、国際私法に関する基本的知識を修得するとともに、国際的な法律問題の解決のために必要な問題発見能力及び分析能力を身につけることを目標としている。

(2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(3) その他

研究者教員(経済法)及び実務家教員が、2019年3月に、ベトナム・フエ大学法学部を訪問し、日本法について講演(英語)を行い、フエ大学法学部教員と地元弁護士会幹部と、わが国企業のベトナム進出における法的課題解決のためのフエ大学法学部と本研究科との連携について、意見交換を行った。このようなASEAN諸国の法制度に関する実態調査は、国際性涵養に資するものと考えるが、新型コロナウイルス感染症のため、中断した状況にある。

2 点検・評価

国際性の涵養を目的とした授業科目が開設されており、外国の実務教育について調査・研究も進めていることから、国際性の涵養に配慮した取り組みは、法科大学院に必要とされる水準を満たすものと認識している。

「英米法」の履修者数は多い(2020年度が21名、2022年度が13名)。一方、「国際法」及び「国際私法」の履修者数は必ずしも多くはない(「国際法」については、2022年度及び2023年度は履修者なし、「国際私法」については、2021年度が1名、2022年度及び2023年度は履修者なしである)。また、国際性の涵養という点では、OATCと連携しながら、地域企業等の東アジア・ASEAN進出に対応しうる法曹人材の養成とそれに向けた授業カリキュラムの構築も課題である。

と認識している。

3 自己評価

- C 国際性の涵養に配慮した取り組みが、質的・量的に見て法科大学院に必要とされる水準を満たす程度になされている。

4 改善計画

本研究科独自の「国際性の涵養」に向けた取り組みとして、OATC のリカレント教育機能を通じて実施している、修了生を対象とした英文契約基礎研修の内容を、「地域組織内法務（ネットワークセミナー）」などの授業科目内において展開する準備を進めていきたい。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人以下であること（ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない）、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることはないよう適切な努力がなされていることをいう。なお、50人以下か否かの点については◎基準、10人を下回るか否かの点については○基準とする。

1 現状

- （1） 1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）

評価実施年度を含む過去3年分の開設科目ごとの履修登録者数は、「科目別履修登録者数一覧表」のとおり。¹¹⁴

- （2） 適切な人数となるための努力

法律基本科目群の授業を含め、1クラスの人数が60人以上となる授業はこれまでない。

法律基本科目群の必修科目において、1クラスの人数が10名を下回るクラスについては、過去3年間でみれば、下記の科目が該当する。

【2021年度】

科目名	開講時期	配当年次	履修者数
民法Ⅱ	前期	未修1	9
刑法	前期	未修1	9
法解釈入門	前期	未修1	9
刑事訴訟法演習①	前期	未修2・既修1	8
刑事訴訟法演習②	前期	未修2・既修1	7
刑事訴訟法	後期	未修1	9

¹¹⁴ 【A19】科目別履修登録者数一覧表

行政法演習	後期	未修 2・既修 1	9
商法演習①	後期	未修 2・既修 1	6
商法演習②	後期	未修 2・既修 1	6

【2022 年度】

科目名	開講時期	配当年次	履修者数
刑事訴訟法演習①	前期	未修 2・既修 1	9
刑事訴訟法演習②	前期	未修 2・既修 1	8
商法演習①	後期	未修 2・既修 1	9
商法演習②	後期	未修 2・既修 1	9

【2023 年度】

科目名	開講時期	配当年次	履修者数
刑事訴訟法演習①	前期	未修 2・既修 1	9
刑事訴訟法演習②	前期	未修 2・既修 1	8
商法演習①	後期	未修 2・既修 1	9
商法演習②	後期	未修 2・既修 1	9

履修者数が 10 名を下回った理由は、2021 年度の法学未修者 1 年次配当科目及び行政法演習については、入学者数の減少によるものであり、2022 年度以降は、入学者数が前年度を上回り、10 名を下回るクラスは生じていない。

法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）配当科目については、科目によって理由は異なる。「商法演習」については、複数の担当教員がそれぞれの特長を活かした授業を実施し、学生の希望に応じたクラス分けを行うことで、学生一人一人に応じたきめ細かい指導を行うために、2 クラス開講としている。その結果、「商法演習」の 1 クラスあたりの学生数が 10 名を下回っている。これに対して、「刑事訴訟法演習」は、派遣検察官も担当する科目であり、派遣要請の時期には、入学者数や進級要件を満たす者の数が確定していない状況であることから、見込まれる最大の履修者数を想定して派遣要請を行っている。履修者数見込みと実際の履修者数に齟齬が生じた場合でも、開講クラス数を優先していることから、「刑事訴訟法演習」の 1 クラスあたりの履修者数が 10 名を下回る結果となっている。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

法律基本科目の1クラスの学生数は、概ね、10人以上50人以下である。もっとも、入学者数の減少により、法学未修者1年次の講義科目では、ほとんどの科目において10名を下回る年度もあったものの、ここ数年間は、入学者数の増加によって、10名以上の学生数となっている（なお、2020年度以降は、法律基本科目のうち、「憲法」、「刑法」、「民法Ⅰ～Ⅲ」、「商法」、「刑事訴訟法」、「民事訴訟法」については、法学部の法曹プログラムの開講科目であるため、法学部の学生も同時に受講しているが、法学部の学生を含めても、1クラスの学生数が50名を超えることがないよう調整している）。また、演習科目で1クラス10名を下回るものについては、少人数教育と双方向・多方向授業の徹底の観点から、10名以下のクラスが生じることを認識したうえで複数クラス開講とした結果であり、10名を大幅に下回るものではなく、教育に支障は生じていない。

3 自己評価

A 法律基本科目の1クラスの学生数が10人以上50人以内である。

4 改善計画

1クラスの学生数を10名以上で構成するためには、入学者の安定的な確保が不可欠である。引き続き、入学定員充足に向けて、入学者選抜に向けた取り組みを強化していきたい。

7-2 学生数（2）〈入学者数〉

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行いう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

1 現状

（1）過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

過去5年間における入学定員，入学者数，定員充足率は基本データ表（2）のとおりである。

（2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

上記（1）に示したように，本研究科では過去5年において入学者数が定員を10%以上上回った年度はない。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

過去3年間において，入学者数が入学定員を上回った年度はなく，入学者数が過剰となることで収容定員に対するバランスを失するという事態は生じていない。

3 自己評価

適合 入学者数は入学定員の110%以内である。

4 改善計画

定員を充足するために，近隣大学はもちろんのこと，志願実績のある大学を中心に，積極的に説明会を実施しているところであり，一定の効果が上がっていることから，今後もこの方針を継続する。加えて，本学独自の「岡山大学法科大学院奨学金」を給付ないしは免除要件を拡大することにより，安心して勉学に励む

ことのできる環境整備を図り，受験生にとっての魅力を高めることを計画している。

7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

1 現状

（1）収容定員に対する在籍者数の割合

収容定員に対する在籍者数の割合は、基本データ表（17）のとおりである。

（2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

上記（1）に示したように、本研究科では過去5年において在籍者数が収容定員の110%を上回った年度はない。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

過去3年間において、在籍者数が収容定員を上回った年度はなく、在籍者数が過剰となることで収容定員に対するバランスを失するという事態は生じていない。

3 自己評価

適合 在籍者数は収容定員の110%以内である。

4 改善計画

特になし。

7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

（評価基準）教育及び学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

本研究科の講義室、演習室、資料室などは、文化科学系総合研究棟（以下、「総合研究棟」という。）と呼ばれる建物に集中しており、その玄関には本研究科の看板を掲げている。ただし、総合研究棟は、本研究科専用ではなく、本研究科の他、文学部、法学部、経済学部及び大学院社会文化科学研究科の3学部1研究科と共用であり、このほか、パブリック岡山大学内支所、放送大学岡山学習センターが入居している。

①講義室として、総合研究棟2階の共同研究室を使用している。標準80人（3人掛席に2人）・最大120人（3人掛席に3人）の収容が可能で、主に1年生の講義科目で使用している。

入学者数の減少により、ここ数年、クラスの人数規模と教室面積とが対応していないきらいもある。しかし、自習室や資料室と同じ建物内にあるという利便性を活かすため、今後も共同研究室を講義室として利用し、座席の固定化¹¹⁵などにより、双方向・多方向の授業が可能な環境を維持することとしている。なお、2022年度から2023年度までの、いわゆるコロナ禍の下では、感染拡大防止の観点から、法学部の教室を講義室として利用する場合もあった（コロナ禍の初期の段階では、オンライン方式の講義を実施していた）。

②演習室は、総合研究棟2階、3階の7つの演習室を使う。講義室、演習室とも他部局との共用であるが、文学部、法学部、経済学部及び大学院社会文化科学研究科と本研究科との協議により、本研究科が優先的に使用することが承認されている。

演習室の定員は24名である。本研究科では、演習科目は10名から15名を1クラスとして構成することを原則とし、20名を超える演習科目が存在しないことから、学生は比較的ゆったりと着席することができる状況にある。机上での筆記に支障が生じるといった問題は生じていない。なお、2022年度から2023年度までの、いわゆるコロナ禍の下では、感染拡大防止の観点から、法学部の教室を講義室として利用する場合もあった（初期の段階では、オンライン方式の講義を実施していた）。

¹¹⁵ 【A5】「授業時の座席の固定化について」（平成26年3月17日教授会承認）参照。

③模擬法廷教室は、総合研究棟 2 階に 1 か所ある。裁判員裁判形式の模擬裁判に対応しておらず、また傍聴人のスペースが充分ではない（現状では狭いスペースに 9 席を確保して対応している。）。

④自習室は、総合研究棟 3, 4 階に収容人数約 110 名を用意している。修了生に対しても、「法務研修生」の身分を与え、同様の場所に自習室を与えている。在学生及び法務研修生の人員分の座席数は確保されている。無線 LAN は各自習室内に整備されており、総合研究棟 3, 4 階のオープンスペースでも利用できる。

⑤資料室は、総合研究棟 4 階に 1 室用意している。各種文献の他、判例検索などを行う端末 PC を 5 台設置している。資料室に隣接するスペースに、PC を 20 台設置し、履修登録やメールなどが行える情報実習室を設置している。

⑥法律相談などの授業で使用するクリニック室は、総合研究棟 3, 4 階に 1 室ずつ計 2 室設置している。なお、クリニック室には、安全確保のため、ブザー、防犯カメラが設置されている。

⑦教員研究室は文法経 2 号館に集中している。オフィスアワーは基本的に教員研究室で対応しており、オフィスアワーとして設定された時間以外にも、学生からの質問や種々の相談などを研究室内で行うことがある。非常勤講師室はなく、現在は、総合研究棟 1 階にある OATC 会議室を非常勤講師控室として代用している。

⑧上記の各施設の外、総合研究棟 4 階にあるオープンスペースに間仕切りをしてディスカッションルームを設置している。そのほか、教員同席の場合は、クリニック室も利用可能としている。各自習室にはロッカーが設置されている。さらに、OATC 事務局とそれに隣接する「OATC 会議室」のスペースが総合研究棟 1 階部分にある。

⑨電子ツールとしては、大学の学習管理システムである Moodle のほか、「7-5」で後述する各種データベースを整備している。Moodle では、各講義で配付する資料やレポートを掲示して学生の便宜を図っている。

イ 身体障がい者への配慮

身体障がい者（以下、「身障者」という。）への配慮として、学生総合支援

センター内に設置されている「障がい学生支援室」¹¹⁶とタイアップし、身障者が入学予定の場合は、同センター職員及び入学予定者本人らと面談の上、施設・整備上の改善点などを聴き、これに対応するようにしている。これまで、各建物出入り口にスロープ設置、専用機の配置、ノートテーカーの人員配置といった措置を採った。また、入試レベルでも、身障者に対しては別室受験や試験時間の延長、パソコン解答など、個々人の障がい特性に配慮した入試を実施している。このような配慮は、入学後の期末試験等でも継続して行っている。障がい者支援については、「7-7の1-(2)」参照のこと。

(2) 問題点及び改善状況

施設・設備についての問題点の指摘や改善要求には、適宜、執行部として対応している。指摘及び要求事項の主なものとして、備品の購入・買い換えに関するもの、エアコンの修理、網戸の改修（虫除け対策）など自習室環境の改善を求めるものが挙げられる。備品の購入・買い換えについては、研究科として設置すべきと判断したものについては購入・設置を行っている。エアコンの修理は、必要に応じて適宜業者に依頼をしている。もっとも、自習室が自然豊かなキャンパスにあるため、虫除け対策には十分な対応をできていないのも事実である。

(3) 特に力を入れている取り組み

定期的な個別面談では、学生の履修・学修上の課題の把握だけではなく、自習室の利用環境に問題がないか、施設面での改善要求がないかといった点も確認している。そのうえで、対応が必要な場合には、研究科長から自習室を所管する学生委員長（副研究科長）に状況を伝え、執行部として適宜対応するようにしている。

(4) その他

施設面での学生からの改善要求については、前述の学生との個別面談をとおして、あるいは、研究科長あるいは学生委員長に直接届けられている。施設面での改善要求だけでなく、在学生あるいは法務研修生から執行部に直接意見を届けやすい環境を整備・維持している。

2 点検・評価

授業等の教育の適切な実施や学習に必要な施設・設備については、合理的に必要な数量や広さが確保されている。講義室、演習室、資料室、自習室が同じ建物の中にまとまっており、学習の利便性はきわめて高いと言える。また、教員研究

¹¹⁶ 岡山大学 学生総合支援センター 障がい学生支援室 HP
<https://www.iess.ccsv.okayama-u.ac.jp/shien/syougai/>

室は隣の建物ということもあり、授業の疑問や自学自修において生じた疑問をいつでも容易に教員に尋ねることのできる環境が整備されていると言える（「7－8」でも述べるように、各教員は、オフィスアワーとして設定された時間以外にも随時、授業終了後あるいは研究室在室時、授業に関する学生からの質問等に応じているのが実態である）

3 自己評価

B 施設・設備は適切に整っている。

4 改善計画

教育及び学習に必要な施設・設備は適切に確保、整備されており、施設・設備について具体的な改善計画の対象となるものは現在のところ存在しない。

なお、本研究科では、文学部、法学部、経済学部のように固有の会議室や委員会室を有していない。それゆえ、法務研究科の教授会は、法学部会議室を利用して開催し、法学部の教授会と重なるときは経済学部の中会議室を利用して開催している（なお、本研究科の附属機関である OATC は固有の会議室を備えており、OATC 運営委員会は OATC 会議室で開催しているが、本研究科の教授会を開催できるスペースはない）。

研究科の業務に支障が生じるといった状態にはないものの、独立研究科として、本研究科固有の会議室があるのが望ましいと認識している。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習に必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

（1）図書・情報源の確保

図書は、大学附属図書館（中央図書館）に和洋書合わせて約 160 万冊、法科大学院資料室（総合研究棟）に約 1.1 万冊ある他、法学部資料室内（2 号館）にも法学雑誌、大学紀要が配架されている。これまでのところ、特に学生の側から図書、雑誌の不足について意見が出たことはない。判例検索は、TKC ローライブラリーと（株）LIC 判例秘書アカデミック版を利用して行うことができる。アカウントは各学生に割り振っている。同時アクセス数に制限のあるもののあるものの、アカウントは各学生に付与されている（これまでのところ、同時アクセスにより利用できないといった問題は生じていない）。

資料室の開室時間は、平日 9 時 00 分から 21 時 00 分、土曜日 10 時 00 分から 17 時 00 分である¹¹⁷。講義室及び演習室、また自習室と同じ総合研究棟内 4 階にあるため利便性は高い。資料室業務には、非常勤の職員 10 名（うち、学生アルバイト 6 名）を配置し、常に 2 名以上で勤務する態勢を組み、窓口を担当者が不在となることのないよう配慮している。

図書や判例検索システムなどの情報源は、常に学生の学修の便宜を第一義と考え整備している。図書については、職員が常時、新刊図書情報をチェックし、また、学生からの要望などを聞いて、専任教員（全学の図書委員）が選定を行い、学修に必要な基本書、判例集などを購入している。また、資料室内の図書は、原則として、教員であっても貸出禁止にし、学生の学修の便宜を阻害しないようにしている。情報検索についても、TKC 社と契約を結び、定評のあるローライブラリーで判例検索ができるようにしている。

（2）問題点及び改善状況

資料室に配架している図書は、教員及び学生とも貸し出し禁止としている。学生からは「貸出を認めて欲しい」という要望があるが、同一書籍を複数冊、購入しなければならないこと、貸出に伴う紛失の危険を避けられないこと、職員の手続の煩瑣等の理由に基づき、現在は、資料室内での閲覧と複写のみを認めている。ただし、専任教員については、研究目的の場合に限り、貸出期間を区切って、学生が頻繁に使用する可能性の低い図書の貸出しを認めている。

¹¹⁷ 【A3】2023 年度学生便覧 16-17 頁参照。

(3) 特に力を入れている取り組み

資料室業務を担当する非常勤職員の複数勤務体制を維持し、学生の利便性を確保している。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

教育及び学習の上で必要な図書・情報源は、十分に確保されている。資料室は自習室に隣接しており、また、法学部資料室は自習室のある総合研究棟と隣接した建物にあることから、学生は必要な情報に適時に容易にアクセスできる環境にある。データベースへのアクセス環境も問題はない。

図書等の購入に際しては、執行部及び運営会議において図書購入に関する予算を確定し、専任教員による選定手続を経て購入しており、また、利用環境の確保・整備は、教務委員長・学生委員長を中心に執行部において対応しており、体制は整っている。

3 自己評価

B 図書・情報源及びその利用環境は適切に整備されている。

4 改善計画

国立大学法人運営費交付金の削減により国立大学をめぐる財政状況が年々厳しくなる中で、また、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の継続的な実施により法科大学院に対する翌年度以降の予算状況が見通せないため、図書・情報源の整備は厳しい状況に置かれていることは否めないが、引き続き、教育及び学習に必要な図書・データベースを整備し、学生の学習環境の充実化を図る予定である。

7－6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

法科大学院の事務は、大学院社会文化科学研究科等事務部大学院教務学生グループ法務研究科教務担当（以下、「法務研究科教務担当」という。）の他、資料室、OATC 事務局が担当している。

法務研究科教務担当には 3 名の事務職員が配置され、時間割の作成、非常勤講師の管理、TA の管理、履修登録、定期試験の実施準備及び成績の管理、授業評価アンケートの実施及び取りまとめ等の他、教育学習支援に関する業務の全般を取り扱っている。大学院社会文化科学研究科等事務部大学院教務学生グループには、法務研究科教務担当の他、社会文化科学研究科担当 3 名が配置されており、入試業務等、必要に応じて法務研究科教務担当を支援している。

資料室には非常勤職員 3 名が配置され、このほか、学生のアルバイトを適宜採用して、主に夜間・土曜日の開室業務を補助している。既述のように、法務研究科教務担当が学生の教育学習支援にかかる事項の全般を取り扱っているが、学生のレポートの提出など、自習室に隣接する資料室の職員が対応した方が学生の利便性に資するものについては、資料室の職員が窓口となって対応している。

OATC 事務局には、非常勤職員 1 名が配置されている。OATC 事務局の職員も、適宜、資料室の職員をサポートしている。

なお、2019 年 3 月、資料室の特別契約社員が雇用期間満了により退職し、また、2022 年 10 月、法科大学院事務室の非常勤職員が定年により退職し、その所掌業務を資料室及び OATC 事務局の非常勤職員で分掌している。

(2) 教育支援体制

「3－6 教員支援体制(1)」で述べたように、本研究科では、TA による教育支援も活用している。TA を採用するかどうかは、授業担当教員の判断に委ねられており、TA として採用されるための条件（成績など）、業務内容もすべて採用する教員の判断に委ねられている。TA の活用実績は、以下のとおりである。

2019 年度	13 名 (6 科目)
2020 年度	8 名 (4 科目)
2021 年度	14 名 (7 科目)
2022 年度	13 名 (6 科目)

2023 年度前期 1 名 (1 科目)

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

資料室内に「意見箱」を設置し、学生からの要望を汲んでいる。なお、意見箱への投書は、2016 年 8 月以降はないが、これは同年以降、全ての学生に対し、定期的な個別面談を行っており、そこで学生が要望等を述べているためと思われる。また、自習室利用に関する苦情相談は学生委員会で随時対応している。

資料室及び OATC 事務局の非常勤職員と執行部が定期的に面談を行い、所掌事務に関する意見を聴き、業務内容の所掌を変更するなどの対応をしている。

2 点検・評価

法科大学院の事務取扱や、教員の教育活動及び学習支援のために、現状において、十分な数の事務職員体制が整っているといえる。また、教員の教育活動を補助するための制度としての TA も積極的に利用されている。

もっとも、国立大学法人の事務職員全般について業務が過重となっている中、法務研究科教務担当についても、法科大学院専任業務だけでなく、一般のセンター入試、学部・大学院入試への応援業務などがあり、かなりの業務負担となっている。また、資料室、法科大学院事務室、OATC 事務局については全て非常勤職員で対応している。これらの職員については本研究科の予算による雇用であり、それゆえ、国立大学法人運営費交付金の削減のみならず、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の継続実施に伴う予算の不透明性から、事務体制を継続して維持できるかどうか不安を抱えていることは否定できない。

優秀な事務職員による充実した教育・学習支援体制をいかにして今後も維持していくかは、本研究科の恒常的な課題である。

3 自己評価

B 人的支援体制は適切に整備されている。

4 改善計画

特になし。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

1 現状

（1）経済的支援

①岡山大学法科大学院奨励金

本研究科独自のものであり、本学法科大学院の支援組織である本研究科後援会及び法学部（旧法文学部法学科を含む）卒業生ならびに教職員の寄付によるもので、月額10万円または5万円（学生自身の選択）を2年間貸与するものである¹¹⁸。2024年6月現在計6名の学生が貸与を受けている。現在貸与を受けている者を含め、2009年度以降に63名が貸与を受けた。なお、本奨学金は、一定年数以上過疎地（及びそれに準ずる地域）で弁護士業務に従事する場合、返還が免除される¹¹⁹。また、病気や著しい収入減など特別な事情がある場合には、本人の申請に基づき、法科大学院奨学金運営・選考委員会の議を経て、返還猶予措置をとっている¹²⁰。日本学生支援機構奨学金や各地域・財団による奨学金の情報提供も十分に行っている。地元銀行の協力により低利の法科大学院教育ローンを設定している¹²¹。

②金光勉学奨励金

この奨励金は、教科書等を購入するための経済的支援を目的とするものである。ただし、原資には限りがあるため、在籍学生のうち、成績優秀、かつ、人物的に優れた者として認められる者から、原則として、新2年生につき2名、新3年生につき3名を年度ごとに選出し、1人につき10万円を学習支援費用として給付している¹²²。

③成績優秀学生奨学金

これは、岡山大学全体として、入試成績優秀者に対して年間授業料相当額が

¹¹⁸ 【A5】岡山大学法務研究科奨学規程第5条参照。

¹¹⁹ 【A5】岡山大学大学院法務研究科奨学規程第19条参照。

¹²⁰ 【A5】岡山大学大学院法務研究科奨学規程第16条参照。

¹²¹ 本研究科ホームページ 奨学金・授業料免除

<http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/prospective/syougaku.html>

¹²² 【A5】岡山大学大学院法務研究科金光勉学奨励金支給要項 第2条、第3条参照。

支給される給付金であり、本研究科には2名の枠が与えられている¹²³。

④その他

経済的事情により納入困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、入学料及び授業料の免除・徴収猶予等の制度があり、願い出により許可されることがある。また、近親者の介護・支援の必要がある等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる長期履修制度を設けており、本人の申請に基づき選考が行われている。これは、就学上の便宜のみならず、授業料を分割して支払うことも可能となり、経済的支援の一助となっている。

(2) 障がい者支援

法務研究科では、心身に障害がある学生から提出された医師の診断書に基づき、当該学生との面談を行い、当該学生の要望を踏まえたうえで、最も適切と考えられる措置を講じる、というような、個別的なきめ細かい支援を行っている。具体的には、交通事故の後遺症により長時間に及ぶ筆記が困難である学生に対しては、試験時間の延長（ないしPCの使用）を認め、講義中（ないし試験中）に精神的に不安定となりうることを危惧する学生に対しては、教室の出入口に近接する座席を用意する等の措置を講じた。

一般的な支援としては、施設面ではバリアフリー化を図っており、多目的トイレの設置・改修にも努めた。なお、本学では「障がい学生支援室」を設置し、障がいのある学生の就学・生活上の支援を行っている。また、教務委員長、>修学等支援事業実施担当者（教員）、教務・学生担当者（事務）、障がい学生支援室の教員によって構成される「個別支援連絡会議」を設置し、支援を必要とする学生からの申出により、当該学生の障がいの内容・程度等に配慮し、必要となる支援を行っている。

(3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

本学では、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント（以下、セクシュアル・ハラスメント等）を防止するための規則及び指針を設け、その防止に努めているが、万一、本学教職員・学生からセクシュアル・ハラスメント等の被害に遭い、あるいは学友がそのような被害に遭っているのを認めた場合には、相談及び適切な対処を求めることができる¹²⁴。相談窓口は、各部局の相談員、ホームページの相談窓口、法務・コンプライアンス対策室、学生相談室など複数が用意されており、電話、手紙、電子メール及び訪問のいずれの方法でも相談可能である。法務研究科においても1名の教員

¹²³ 【A2】2024年度大学院案内（ガイドブック）17頁参照。

¹²⁴ 【A2】2023年度学生便覧57-58頁参照。

を相談員として任命している。

なお、相談内容の性質上、利用状況を研究科が独自に把握することは適さず、また、利用状況について研究科独自に把握することはしていないが、自習室の利用をめぐる相談（騒音や机の利用に対する不満など）については、学生委員長を中心に執行部が適宜事情を聞き、対応している。

（４）カウンセリング体制

本学には学生相談室が設置されており、本研究科専任教員1名も相談室委員となっている。学生相談室は、平日10時00分から17時00分（12時00分～13時00分を除く）まで開室されており、気軽に訪問できる場所として、カウンセラーのアドバイスや、必要に応じて心理カウンセリングを受けることができる。また、学生の生活上の総合的なガイダンスや諸問題の相談ができる「学生支援コンシェルジュ」も平日8時30分から17時00分まで開室されている。その他、文法経学生・院生相談ルームで、法務研究科の学生は、様々な問題や悩みごとについて、担当のカウンセラーに相談することができる。以上については、学生便覧¹²⁵、本研究科のホームページなどでの周知がなされている。

本研究科としても保健管理センターの担当医師と密接に連絡を取り合っており、医師からアドバイスを受けるとともに、法科大学院生の状況ないし特殊性についてこちらから医師に説明するなどしている。

また、定期的な個別面談において、精神面のケアが必要と判断した場合は、上記の相談窓口での相談やカウンセリング受診を勧めるようにしている。

なお、相談内容の性質上、利用状況を研究科が独自に把握することは適さず、また、利用状況について研究科独自に把握することはしていない。

（５）問題点及び改善状況

学生生活支援体制について、学生から指摘されている問題点や改善要求は特にはない。

（６）特に力を入れている取り組み

本研究科独自の「岡山大学法科大学院奨学金」は特徴的で、経済的困難を抱える学生に重宝されている。今後は、より学生に使いやすいように知恵を絞っていききたい。

（７）その他

特になし。

２ 点検・評価

¹²⁵ 【A2】2023年度学生便覧 51 頁参照。

経済的支援については、研究科として独自の奨学金制度を設けるなど、学生を支援する体制として水準には達している。問題があるとすれば、学生寮などの設置であるが、本学では、その収容能力関係上、法科大学院に限らず、他の部局も含めた大学院生一般をその対象としておらず、特定研究科が不利益を受けているというわけではない。セクシャル・ハラスメント等についてはその相談体制は確立されており、その体制・対応について学生から特に問題点は指摘されていない。

本研究科として、独自の専門家によるカウンセリング体制はないが、医学部や心理系学科を有する総合大学という利点を生かし、学生 の精神面のカウンセリング体制は十分に整っている。また、FD協議会に保健管理センターの精神科医を講師に招き、対応に関する研修の機会を持っている。保健管理センターのカウンセリングを利用する学生の増加傾向が見られるため、これに応じて、執行部が保健管理センターの医師との連絡を密にするなど、連携を強化するようにしている。

3 自己評価

A 学生生活を支援するための体制が十分に備わっている。

4 改善計画

本研究科としては、今後、身体に重度の障がい を有する学生が入学した場合を想定し、その者を支援するためのバリアフリー設備の充実化や人的サポート体制を確立する必要があると考えられる。また、本学の学生寮(女子寮のみ)は、学部生を対象としていて、大学院生の利用実績はないが、今後、要望が出てくるようであれば、入寮できるよう働きかけていく必要も出てくると考えられる。いずれも本研究科ないし本学に配分される予算規模との関連性が強い事項である。

カウンセリングに関しては、法科大学院独自にそのような専門スタッフを揃えることができたならば、非常に充実したカウンセリング体制になるものと思われる。これも、予算上の問題であり、大学本部に対して継続して交渉していく必要がある。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

（1）アドバイス体制

①オフィスアワー

オフィスアワーとは、前期・後期の授業期間中、授業科目に関する質問について、担当教員が研究室などで個別に応じる制度である。講義や演習を補完することを目的としている。各教員のオフィスアワーは、時間割に表記されている。もっとも、各教員は、オフィスアワーとして設定された時間以外にも随時、授業終了後あるいは研究室在室時、授業に関する学生からの質問等に応じているのが実態である¹²⁶。

②研究科長及び教務委員長と在学生との個別面談

これまで随所で述べてきたように、本研究科では、研究科長及び教務委員長が、定期的に、全在学生と個別面談を行っている。個別面談では、一人あたり30分を目安に、受講中の各科目についての満足度や要望・意見、学習上の不安、自習室など学習環境に関する要望、進路に関する相談など幅広く聞き取りを行い、本研究科として対応する必要がある事項については対応を行い、保健管理センターに委ねる必要があると判断した場合には、保健管理センターと連携をとるなど、必要な対応を行っている。

③いわゆる純粋未修者に対するサポート

法学部出身ではないいわゆる純粋未修者に対していかなるサポートを講じていくかは、入学者に占める法学未修者の割合が一貫して法学既修者を上回っている本研究科においては、開設以来の課題である。本研究科では、入学前に読む本を指定し、それについてはオリエンテーション期間中に簡単な確認テストを実施することを予め示して、基本的素養の修得にインセンティブを与えている。確認テストは、入学後の成績評価等に用いるということは一切していないが、入学時における新入生とりわけ法学未修者コース入学生の準備状況を知るうえで重要な機会となっている。もっとも、法学部出身者で法学未修者コースに入学する学生も含め、法学未修者として入学する学生の抱える学習上の課題は年度によって様ではないことから、②の個別面談をとおして全体としての課題を発見し、学修アドバイザーを利用したフォローアップ体制の構築など、法学未修者の支援に向けた取り組みを強化している。例えば、

¹²⁶ 【A2】2023 年度学生便覧 51 頁参照。

個別面談を開始した2015年度前期には、個別面談をとおして、純粋未修者（法学部以外の学部出身者）が専門用語を調べるのに時間がかかりすぎ、予習を十分に行う時間が確保できないこと、法的文章の書き方を習う機会がないこと等が判明したことを承けて、予習サポート及び法的文章の作成方法の習得を目的とする純粋未修者3名に法学部出身者2名を加えた5名に対する、「フォローアップゼミ」と称する少人数の課外ゼミを実施し、結果として、純粋未修者全員が進級した。同様の取り組みは、その後も継続して行っている。2016年度以降、本年度に至るまで、法学未修者1年次生及び2年次生全員を対象を拡大し、1学年について、2名から3名の修了生によって、フォローアップゼミを実施している。

そのほか、法学未修者1年次前期の講義科目を担当する教員に対し、教務委員長が適宜、学生の学修状況、履修状況を確認している。法学未修者1年次生の学修状況については、教授会及びFD協議会、さらには、教員相互の授業参観後の意見交換会をとおして、専任教員間で情報を共有するようにしている。

科目配置としては、法の体系的理解と法情報処理に関する基本技能を修得させることを目的として、法学未修者1年次の必修科目として「法解釈入門」を配置し、無理なく法律基本科目を学修できるように配慮している。

④進路選択の支援

本研究科では、学生の進路選択の支援のために、岡山弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得て、執行部が地元企業・自治体を訪問するなど、受け皿づくりに努めている。また、組織内弁護士の養成と専門性の涵養を目的として、OATCを設置し、既存の弁護士事務所以外の選択肢を設ける取り組みをしている。

法科大学院修了生に対する進路選択支援の実施については、上記②の個別面談をとおして、学生の適性、家庭状況等を総合的に考慮し、各学生の実情に合った進路指導を行っている。法学未修者3年次生及び法学既修者2年次生を対象とする個別面談においては、法曹以外の進路希望の有無（特に、民間企業法務担当者）を確認し、OATCによる就職支援制度の存在及びOATCによる就職支援を希望する場合には、学生から申し出る旨を伝えている。

（2）学生への周知等

オフィスアワーについては、時間割に記載している。なお、活用状況については、既述のように、オフィスアワーとして設定された時間以外にも、教員が随時、授業後の教室、オープンスペース、研究室等で学生の質問に応じているのが実態である。もっとも、時間割に記載されたオフィスアワーの利用も含め、その他の活用状況を統計的に把握することはしていない。

(3) 問題点及び改善状況

アドバイス体制について、学生から指摘されている問題点や改善要求はない。オフィスアワーや普段の教員と学生の関係を通して多くの問題が解決されている。個別面談も継続実施しており、学生の需要には十分対応できていると考える。

(4) 特に力を入れている取り組み

上記に掲げた取り組み以外では特記すべき事項はない。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

オフィスアワーは、時間割に記載された時間に研究室を訪ねて授業科目等に関する質問に応じる制度であるが、実際には、教員は、オフィスアワーとして設定された時間以外にも随時授業後の教室や研究室などで質問等に応じているのが状態であり、適切にアドバイスを受けることのできる機会は、十分に付与されているといえる。また、個別面談により苦手科目克服のアドバイスや勉強方法、進路相談、さらに生活相談まで対応している。

また、TAを活用している授業では、TAによる学習アドバイスをうけることが可能であり、さらに、現在はボランティアな活動と位置付けている修了生による学習支援体制（5－2，5－5で述べた学修アドバイザーによるフォローアップゼミなど）をより組織化・高度化すべく、九州大学の取り組みを参考にしつつ、制度設計に取り組んでいるところである。

適切にアドバイスを受けることのできる体制は整備され、有効に機能していると言える。

3 自己評価

A 学生へのアドバイス体制は非常に整備されていて、有効に機能している。

4 改善計画

現状を維持していく予定である。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

本研究科の成績評価の方針は、「教育課程の編成及び実施の趣旨に照らし、法科大学院生が最低限修得すべき内容を踏まえて、各科目における学修成果について、プロセス評価 50%、期末試験 50%の評価比率による絶対評価を行い、70 点以上を合格として、厳格な成績評価を行います」である。2020 年 4 月 22 日教授会決議に基づき、カリキュラム・ポリシーに掲げている。法科大学院における成績評価は、法律専門家を育成することから学部より厳しくする必要があり、それゆえ、70 点を単位認定の下限としている。

具体的な成績評価は、①各学期終了時に行われる試験、②各回の講義における発表・討論など授業への学生の取り組み、レポート、小テスト（プロセス評価）などを総合的に評価して行う。

イ 成績評価の考慮要素

上記のとおり、成績評価は、プロセス評価 50%、期末試験 50%で行う。本研究科では、プロセス評価をいわゆる平常点とは異なり、期末試験以外の評価方法であって、各学生の到達度を測るものと位置付けている。プロセス評価の客観性を担保するため、①授業参加の積極性、レポート、小テスト、中間試験等できるだけ複数の評価方法を用い、それら評価方法の割合とともにシラバスに明示する、②授業参加の積極性など平常点は、できるだけ低い割合に設定したうえで、どのようなものが評価されるのか学生に見えるよう、できるだけ具体的にシラバスに記載するとともに、出席点ではないことを明示することとしている¹²⁷。

なお、「C 基礎法学・隣接科目群」、「D 展開・先端科目群」については、科目特性、履修人数等に応じて、教務委員長と担当教員との協議にもとづき、ある程度、柔軟に対応している。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価区分は、以下の 6 段階である。ただし、「ローヤリング」、「模擬

¹²⁷ 【A49】2023 年度法務研究科シラバス作成上の留意事項参照。

裁判」及び「エクスターンシップ・クリニック」については、その成績評価を「修了」または「不可」とする。

評語	評点	基準
A ⁺	90 点以上	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	85～89 点	到達目標を達成し、優秀な成果を収めている。
B ⁺	80～84 点	到達目標を達成し、良好な成果を収めている。
B	75～79 点	到達目標を達成し、一定の成果を収めている。
C	70～74 点	到達目標を概ね達成している。
不可	70 点未満	到達目標を達成していない。

上記のとおり、各科目における学修成果について、プロセス評価 50%、期末試験 50%の評価比率による絶対評価を行っている。ただし、高い評価区分に成績が偏ることは厳格な成績評価の観点から好ましくないとの考え方から、一部相対評価の視点を取り入れ、次のように扱っている。

「A 法律基本科目群」の中の「Ⅰ基礎科目」「Ⅱ基幹科目」については、特に厳格な成績評価を行い、同一の成績区分に評価が集中することは避けるよう努める。C以上の成績を得た者が10名以上の科目にあっては、原則として、「A⁺」及び「A」の合計が30%以内、「A⁺」、「A」及び「B」の合計が60%以内、「A⁺」、「A」、「B⁺」、「B」の合計が70%以内を目安とする¹²⁸。2021年度以前は、Cと「不可」の間を絶対評価、C以上の成績を相対評価として成績評価を行っていたが、受講者数が20人以下の授業がほとんどであることから、学生一人一人に対する厳格な成績評価を行う観点から、2022年度以降、上記のとおりに改めている。

また、本研究科では、法律基本科目群のうち、基礎科目（AⅠ科目）及び基幹科目（AⅡ科目）については、GPA（Grade Point Average）制度を参考にした成績評価制度を導入している。すなわち、本研究科では、各セメスター毎に上述の成績評価に、A⁺=5、A=4、B⁺=3、B=2、C=1、D=0のグレード・ポイントを付加し、単位あたりの平均を出している。その結果を踏まえて、学生の履修指導などを行っている。もっとも、本研究科では、進級要件や科目履修条件を独自に課すことから、アメリカ等で実施されている退学勧告や卒業認定要件としてのGPA利用はしていない。

エ 再試験

法学未修者1年次の必修科目（「A 法律基本科目群」のうちⅠ基礎科目）について行っていた再試験は、2022年度より廃止した。

¹²⁸ 【A3】2023年度学生便覧11頁参照。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

個々の科目の成績評価基準は、授業開始に先立って公開されるシラバスで明示している。なお、シラバス公開に先立って、全科目について成績評価基準の内容を教務委員長が確認し、プロセス評価の考慮要素、割合等において、プロセス評価の内容に疑念がある科目については、修正を依頼する対応をなしている。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

全ての科目に共通する全体の成績評価の基準は、学生便覧において明記するとともに¹²⁹、オリエンテーション時に説明している。成績評価基準の透明化と学生への情報開示は、厳格、適正な成績評価の基礎であるという認識の下、各科目において成績評価基準の学生への事前提示と事前説明を実施している¹³⁰。事前提示は、シラバス記載による旨を義務化し、また授業開始時における口頭説明または文書による配付を推進している。

また、厳格な成績評価をなすために、その過程がオープンにされることが必要である。学生、他の教員からのチェックが加わることは、上述の公正さの確保だけでなく、適正さの確保にもつながり、学生にとって学修の目安を提示することになる。そこで、試験講評を公開している。とくに、専任教員の担当する法律基本科目についてはその講評公開を義務づけている。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

以下のような取り組みを行っている。まず、①出題に際しては、複数の教員が担当する科目について教員間で協議を行うのはもちろんのこと、単独の教員が担当する科目についても、問題の作成や採点にあたり関係する科目の教員と協議を行うなどして、恣意性の排除に努めている。特に、未修1年次必修科目については、前期後期ごとに、各科目の担当教員による協議を行っている。次に、②試験答案の採点についても、出題と同様、協議をするほか、答案に小問ごとの点数及び合計の点数を記し、必要に応じ評価根拠となったコメント等を記すこととし、評価の厳格性・客観性を担保している。③試験実施後・採点後の説明については、試験講評を公開し、そのなかで出題の趣旨、採点基準等を明確にして、客観性を確保し、④成績評価基準の適用状況については、成績分布を講評の中で公表している。

これらを前提として、各教員は学生に対し、採点済み答案を示して、個

¹²⁹ 【A3】2023年度学生便覧11頁参照。

¹³⁰ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科規程」第12条参照。

別の講評をおこなっている。さらに、単位修得ができなかった者に対する異議申立手続を設け、適正な成績評価確保を図っている。

イ 成績評価の厳格性の検証

本研究科では、カリキュラム・ポリシーに基づいて各学年の教育目標を設定し、それを踏まえて、各学年における個々の授業科目について、その到達目標が決定され、到達度を測る定期試験及びプロセス評価における中間試験・小テスト・レポート等が実施されている。

定期試験・中間試験・小テスト・レポート等の問題、採点済答案、採点表等は各教員より法務研究科教務担当に提出され、管理されている。

成績評価の実施については、既に述べたように、科目内及び科目間FDをとおした共同評価体制によりその内容が検討されている。各期の成績分布については、執行部で情報を共有し、成績評価の厳格性について、常に検証を行っている。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

定期試験の実施に際しては、FDにおいて確認・検証された法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて行われている。また、定期試験の実施の他、レポートや小テスト等においても、出題の趣旨や講評を示して、学生が各自の到達度や理解度をチェックできるよう配慮している。定期試験の実施においては、複写式の解答用紙を用い¹³¹、採点後の講評時には、学生が保有する答案と採点済み答案が比較検討されることにより、採点後の講評をより理解しやすいものとしている。

自学自修部分を試験範囲とするかどうかについては、個々の授業担当者が適宜に判断して学生に事前に伝えている。

エ 再試験等の実施

法学未修者1年次の必修科目（「A 法律基本科目群」のうちⅠ基礎科目）について行っていた再試験は、2022年度より廃止した。

（4）特に力を入れている取り組み

本研究科では、プロセス評価を重視しているところ、その内容の客観性担保が課題である。そのため、①授業参加の積極性、レポート、小テスト、中間試験等できるだけ複数の評価方法を用い、それら評価方法の割合とともにシラバスに明示する、②授業参加の積極性は、できるだけ低い割合に設定したうえ

¹³¹ 【A5】「期末試験の答案返却について」（平成26年3月11日教授会承認）、【A5】「平成26年度以降の期末試験の解答用紙とその返却方法について」（平成26年3月11日教授会承認）参照。

で、どのようなものが評価されるのか学生に見えるよう、できるだけ具体的にシラバスに記載するとともに、出席点ではないことを明示することとし、プロセス評価における恣意性の排除に努めている。これらを徹底するため、シラバス公表前に全科目につきその内容を教務委員長が確認し、必要があれば修正を依頼している。なお、出席点は採用していない。出欠の確認は無断欠席等での学生の授業態度を評価するため、欠席の確認を中心にしている。

また、プロセス評価の重視が、中間試験や小テストの過度の負担をもたらし、学生の自学自修を阻害するものとならないようにするため、授業時間外に行われる中間試験や小テストについては、その日程を開講後すみやかに学生に示すこととしている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

定期試験及び中間試験・小テスト・レポート等は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容及び学年ごとに設定された「教育方針」¹³²を踏まえ、配当学年に相応しいものとなっており、また、成績評価基準の設定状況・事前開示の実施状況は、基本的に問題なく、厳格かつ公正な成績評価が行われていると評価することができる。

成績評価にあたっては、プロセス評価を重視したうえで、その客観性を担保するための方法を講じ、実施されている。

成績評価基準も適切に設定されており、その事前開示も問題ない。また、共同評価体制、検証可能な客観的な評価手法をとることにより、評価の恣意性の排除にも努めており、あらかじめ設定された成績評価基準に従って、厳格かつ客観性のある成績評価が実施されているといえる。

3 自己評定

A 成績評価基準は、すべての科目について厳格で適切なものであり、すべての科目について学生への事前開示が徹底し、成績評価が厳格に実施されている。

4 改善計画

プロセス評価の重視が、小テストやレポートの過度の負担をもたらし、学生の自学自修を阻害するものとならないよう、常に検証していく必要がある。

¹³² 【A3】 2023 年度学生便覧 38-39 頁参照。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切に設定され」ているとは，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて，修了認定要件が設定されていること，及び，修了認定要件としての，必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目），当該法科大学院入学後に当該大学院の授業科目において修得した単位以外の単位を当該法科大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすための条件等が，適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は 93 単位以上でなければならない，100 単位程度までで設定されることが望ましい。

1 現状

(1) 修了認定基準

修了は，必要な在学期間を満たしていることのほか，いわゆる単位積み上げ方式により，法学未修者コースの学生は計 97 単位以上，法学既修者コースの学生は計 63 単位以上の修得により認定される。それ以外に特別の修了要件は設けていない¹³³。5-1において述べたとおり，必修・選択必修科目の単位数を交えた修了要件は下記の表のとおりである¹³⁴。

	法学未修者 (3 年型)	法学既修者 (2 年型)
「A 法律基本科目群」のうち必修科目	60 単位 (AⅠ科目及び AⅡ科目)	26 単位 (AⅡ科目)
「A 法律基本科目群」のうち選択必修科目	2 単位	2 単位
「B 実務基礎科目群」のうち必修科目	9 単位	9 単位
「B 実務基礎科目群」のうち選択必修科目	2 単位	2 単位
「C 基礎法学・隣接科目群」のうち選択必修科目	4 単位	4 単位
「D 展開・先端科目群」の科目	12 単位 (選択必修科目 8 単位を含む)	12 単位 (選択必修科目 8 単位を含む)
その他の科目	8 単位以上	8 単位以上
合 計	97 単位以上	63 単位以上

¹³³ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科規程」第 19 条，「岡山大学大学院学則」第 28 条，第 36 条の 5 参照。

¹³⁴ 【A3】2023 年度学生便覧 7 頁参照。

なお、2020 年度以前入学生は以下のとおりである。

	3 年標準型	2 年短縮型
「A 法律基本科目群」のうち必修科目	60 単位 (A I 科目及び A II 科目)	26 単位 (A II 科目)
「A 法律基本科目群」のうち選択必修科目	2 単位	2 単位
「B 実務基礎科目群」のうち必修科目	8 単位	8 単位
「B 実務基礎科目群」のうち選択必修科目	3 単位	3 単位
その他の科目	24 単位以上	24 単位以上
合 計	97 単位以上	63 単位以上

※ただし、「B 実務基礎科目群」「C 基礎法学・隣接科目群」「D 展開・先端科目群」のうちから合計で 33 単位以上を修得しなければならない。また、「C 基礎法学・隣接科目群」のうちから 4 単位以上を修得し、かつ「D 展開・先端科目群」のうち、「医療・福祉系科目」又は「法とビジネス系科目」のいずれかから 4 単位以上を修得しなければならない)

進級要件は、法学未修者コースの 1 年次から 2 年次への進級についてのみ定めている。進級要件は次のとおり。

＜以下(1)及び(2)の要件を満たすときは、2 年次への進級を認める。

- (1)「1 年次に修得しなければならない必修科目 A I 科目（法律基本科目群の基礎科目）34 単位のうち 26 単位以上を修得していること」
- (2)「進級判定を受ける年度の共通到達度確認試験を受験して、その合計得点が全国平均点以上であること」

ただし、(1)の要件を満たし、かつ、(2)の要件を満たさない者が以下①又は②の要件のいずれかを満たすときは、2 年次への進級を認める。

- ①基礎科目（A I 科目）の GPA が 2.0 以上であること
- ②基礎科目（A I 科目）の GPA が 2.0 未満であるときは、進級判定時まで所定の特別プログラムを完了すること

進級できなかった者は、単位を修得できなかった科目についてのみ翌年度に再履修をする。進級要件は、単位積み上げ方式による修了要件に何らかの影響を及ぼすものではない。なお、進級の可否の判断は、本研究科教授会規程第 3 条第 1 項第 5 号に従い、教授会で行う。また、進級認定に対する異議申立手続も設けている¹³⁵。

¹³⁵ 【A5】「進級認定に対する異議申立手続に関する内規」（平成 19 年 6 月 20 日法務研究科教授会承認）参照。

なお、2019 年度以前の進級要件は、「1 年次に修得しなければならない必修科目 A I 科目群（法律基本科目の基礎科目）34 単位のうち 26 単位以上を修得していること」であった。

（2）修了認定の体制・手続

修了認定は、本研究科教授会規程第 3 条第 1 項第 1 号に従い、教授会で行う。まず、成績評価の異議申立期間の終了・成績確定後、教務委員会で修了認定案を作成する。その後、修了認定予定者の発表、修了認定に対する異議申立手続期間（「8－3 異議申立手続」参照）を経て、教授会に修了認定案が提出される。

進級認定も、本研究科教授会規程第 3 条第 1 項第 5 号に従い、教授会で行う。まず、成績評価の異議申立期間の終了・成績確定後、教務委員会で進級認定案を作成する。その後、進級認定予定者の発表、進級認定に対する異議申立手続期間（「8－3 異議申立手続」参照）を経て、教授会に進級認定案が提出される。

（3）修了認定基準の開示

修了認定基準は、学生便覧等に記載されている¹³⁶。進級認定基準も学生便覧に記載されている¹³⁷。学生便覧はホームページにも掲載しているため、それを通じてこれらの基準を知ることが可能である。

修了認定基準については、この他、ガイドブックにおいて、入学予定者に対しても開示されている¹³⁸。

（4）修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況

2022 年度前期及び 2022 年度後期の修了認定の実施状況は次のとおりである。

まず、2022 年度前期については、当該学期において修了要件を満たす単位修得ができれば修了できる学生が 3 名おり、全員の修了が認定された。

次に、2022 年度後期は、修了認定の対象者が 11 名いたが、内 2 名は修了することができなかった。なお、前期修了については、当該学期において修了要件を満たす単位修得ができれば修了できる学生のみを修了認定の対象としているが、後期については、最終学年の者全員が修了認定の対象となる。それゆえ、後期については、修了認定されなかったのは、後期開講の必修科目の単位を修得できなかったこと、前期に修得すべき単位を取得していないこと、休学中であることが理由である。

¹³⁶ 【A3】2023 年度学生便覧 7 頁参照。

¹³⁷ 【A3】2023 年度学生便覧 7 頁参照。

¹³⁸ 【A2】2024 年度大学院案内（ガイドブック）5 頁参照。

本研究科では、在学年数と単位積み上げ方式による単位修得数を充足すれば修了要件を満たすため、修了要件を満たしたにもかかわらず教授会において修了が認定されないということは、制度上あり得ない。

未修者・既修者の別で見ると、未修者は対象者数 9 名に対し 7 名が修了認定されている。他方、既修者は、対象者数 5 名全員が修了認定されている。

修了認定者の修得単位数の最多、最小、平均は以下のとおりである。

	法学未修者コース（7 名）	法学既修者コース（5 名）
最多	104	67
最小	97	63
平均	100.6	65.8

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

「法科大学院生が最低限修得すべき内容」を踏まえた段階的螺旋的なカリキュラム構成、及び各科目の到達目標に基づく厳格な成績評価を行い、修得した単位の積み上げにより、修了認定を実施している。

（5）特に力を入れている取り組み

2023 年度より、これまでの法律基本科目の学習成果を基礎として、理論と実務を架橋した実践的応用力の完成を目指すとともに、総合的判断能力及び批判能力を育成することを目的として、法学未修 3 年次生及び法学既修 2 年次生を対象に法律基本科目に「公法応用演習」、「民事法応用演習」、「刑事法応用演習」の 3 つの選択必修科目を設けて、法科大学院修了者として必要な水準への到達を支援することとしている。

（6）その他

特になし。

2 点検・評価

修了認定の体制及び手続は設定されており、また、修了認定基準についても、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた適切なものであり、その基準についても、ガイドブック、学生便覧等で適切に開示されている。修了認定基準の設定、修了認定の体制・手続の整備とその実施のいずれについても、全く問題はない。

3 自己評価

A 修了認定の基準・体制・手続の設定，修了認定基準の開示のいずれも非常に適切であり，修了認定が適切に実施されている。

4 改善計画

特になし。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

期末試験については、教員から試験問題及び採点基準を含む解説・講評を成績公表時期に開示している。教員は採点に際し、答案に小問ごとの点数及び合計の点数を記し、必要に応じ評価根拠となったコメント等を記しており、受講生全員への採点済み答案の交付が推奨されている。加えて、教員による個別の解説・講評の制度を設け、各授業担当教員から各学生へ個別講評を受けるよう周知徹底している。個別講評時には、学生の持つ複写式の答案と教員が採点した答案とを合わせ見ながら、詳細な評価理由を説明している。

本研究科では、これらを前提にして、適正な成績評価確保のために、異議申立手続を設けている。異議申立手続は、「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」により規定されている。本研究科の学生は、自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。

異議は、申立期間内に申し立てなければならない。申立期間については、教務委員会が、その都度、定め、掲示する。異議の申し立ては、所定の様式に異議理由を記載し、法務研究科教務担当に提出する。異議は、1科目につき1回のみ申し立てることができる。その際、学生は、異議を申し立てる前に、疑義がある科目の担当教員に説明を求めることができる。異議が申し立てられた場合には、教務委員長は、当該担当教員の意見を聴取し、異議が明らかな誤解などによる場合には却下できるが、却下の場合以外は、すべて異議審査手続に移行する。異議審査手続は、異議審査委員会により実施される。審査委員会は、教務委員会により選出された2名の審査委員により構成される。

異議審査は、当該教員の説明及び学生の意見を聞いたうえで、両者に対する口頭での尋問により審査する。審査期日は、1回のみとする。異議審査の結果について、審査委員は、審査報告書を作成し、研究科長及び教務委員会に提出し、研究科長及び教務委員会の承認を受けるものとする。審査結果は、研究科長及び教務委員会の承認を得た場合には、該当教員及び学生に報告書の写しを送付するものとする。異議が認容された場合には、直ちに当該教員及び法務研究科教務担当は、成績変更手続をとる。

異議の棄却に対して、学生は、再審査の請求をなすことはできない。

このように、異議申立手続は適切に整備されている。2018 年度以降に異議申立はなされていない。

イ 異議申立手続の学生への周知等

異議申立手続が存在することについては、学生便覧¹³⁹などを通して学生に周知されており、日程についても事前掲示により周知が図られている。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

修了認定は、在学期間と修得単位の積み上げによるため、成績評価に対する異議申立手続のほかに、修了認定に対する異議申立手続を独立に設ける意義に乏しい。しかし、在学期間や修得単位の計算において事務的な過誤が発生する可能性が皆無とも言えないことから、2007 年度前期より、修了認定に対する異議申立手続も設けている。「修了認定に対する異議申立手続に関する内規」（平成 19 年 6 月 20 日法務研究科教授会承認）に従う。異議の理由は、修了要件単位の集計等、事務的处理に関するものに限られる（内規第 3 条 2 号）。

異議の理由が事務处理的なものに限られることから、異議申立期日は一日で足りることとし、教務委員会での修了認定案確定・学生への発表後、修了認定の教授会までの一日をあてる。異議申立があった場合、教務委員長・法務研究科教務担当が調査し、正当な理由があった場合には教授会前に教務委員会で承認する。教授会に提出される修了認定案は修正したものとなる。なお、原因究明には時間がかかる場合も想定されるため、審査報告書は教務委員長が速やかに作成することとし、研究科長に送付した後、直近の教授会において報告することとしている。

イ 異議申立手続の学生への周知等

修了認定に対する異議申し立ては、どの学生にとっても修了間際の時期においてのみ問題となる。そこで、学生便覧への記載などではなく、事前掲示により異議申立手続・日程等を周知している。

これまでのところ、修了認定における異議申立は皆無である。

(3) 特に力を入れている取り組み

異議申立制度は学生の権利であるが、異議申立に至る前段階、すなわち、期末試験の解説や答案講評などを通して学生が成績評価に納得できるよう、きめ細かな対応をとっている。

¹³⁹ 【A3】 2023 年度学生便覧 12-13 頁参照。

(4) その他
特になし。

2 点検・評価

異議申立制度は整備されており，また，学生にも周知されている。2018 年度以降に異議申立はなされていない。

3 自己評価

A 成績評価及び修了認定の説明や異議申立手続の整備，学生への周知等いずれも非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適合認定〉

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

（注）

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

1 現状

（1）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

（ア）貴法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本研究科は、教育の基本的目標を、「法務研究科は、『地域に奉仕し、地域に根差した法曹育成』を理念に掲げ、高度専門職業人たる法曹にふさわしい倫理観や人権感覚に裏打された高度の体系的法知識と実践的法運用能力を身につけた法曹の育成を目標にしています」と定め、実践してきている。

さらに、本研究科は、この教育の基本的目標に基づき、2023年4月に「養成する人材像」を「新たな課題を発見し、専門力を活用し社会を先駆ける高度専門職業人」として規定し、「【専門力】体系的法理論と専門的知識の習得」、「【実践力】法律の実践的運用能力」、「【探究力】新しい法分野・法的課題に対する探究力」、「【教養力・洞察力】法曹にふさわしい倫理観や人権感覚を支える教養力・洞察力」、「【コミュニケーション力】課題解決に向けて多様な関係者と連携できるコミュニケーション力」の5つの力を持つ人材を養成することを示した。そして、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「卒業認定・学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）」において、この5つの力を用いて、入学時、在学中、修了時のそれぞれにおいて、この5つの力がどのように涵養されていくかを具体的に示している。

「卒業認定・学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）」における5つの力の内容は、次のとおり。

【専門力】体系的法理論と専門的知識の習得

基本的法分野についての体系的法理論と専門的知識に基づき解答を導くことができる。

【実践力】法律の実践的運用能力

具体的な紛争につき、問題を発見し、事案を実践的に解決することができる。

【探究力】新しい法分野・法的課題に対する探究力

未解決の課題を発見し、解決の道筋を探究することができる。

【教養力・洞察力】法曹にふさわしい倫理観や人権感覚を支える教養力・洞察力

教養と深い洞察力を有効に活用し、人権の擁護、社会正義の実現に寄与することができる。

【コミュニケーション力】課題解決に向けて多様な関係者と連携できるコミュニケーション力

地域社会において生起する課題解決に向けて、多様な関係者と連携し、良好な関係を築くことができる。

この「卒業認定・学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）」に示した5つの力の内容は、【教養力・洞察力】を中心にして、法曹としての使命・責任感を涵養し、また法曹としての高い倫理観を会得することにより、日弁連法務研究財団が示す「2つのマインド」と合致するものといえる。

また、この5つの力は、日弁連法務研究財団の示す「法曹に必要な7つのスキル（法律専門職能力）」と大筋において異なるところはない。すなわち、「7つのスキル」が示す、(1) 問題解決能力は、【実践力】を中心に【専門力】と【探究力】とにより涵養される。(2) 法的知識は、【専門力】を中心に、【探究力】とともに涵養される。(3) 事実調査・事実認定能力は【実践力】を中心に【コミュニケーション力】が補完する。(4) 法的分析・推論能力は【専門力】に裏打ちされた【実践力】、(5) 創造的・批判的検討能力は【探究力】、(6) 法的議論・表現・説得能力には【実践力】や【探究力】、(7) コミュニケーション能力は【コミュニケーション力】を中心として涵養される。

(イ) 貴法科大学院による検討・検証等

「法曹に必要なマインド・スキル」に関わる本研究科の「養成する人材像」及び3つのポリシーは、教務委員会、入試委員会、教授会の議論を経て決定されたものである。これらの内容は、既に本研究科の教育の基本的目標のもと実践されており、これらの基本方針に依拠してカリキュラム改訂や成績評価のあり方などが教授会及びFD協議会において議論される。

また、ホームページ、ガイドブック、学生募集要項等の改訂作業においても、これら項目が指針の役割を果たしており、そのような作業を通して、本研究科の基本方針に対する意識の共通化が図られることになる。

さらに、本研究科の特色の一つである実務実習教育への研究者教員の参加、演習科目における実務家専任教員と研究者教員との協働授業体制は、「理論と実務の架橋」を強く意識した授業運営を行うための教育体制であるが、これも「法曹に必要なマインド・スキル」修得の実質化を図るための方策といえる。

さらに、毎年3月に開催される実務実習科目履修認証判定においては、実務家教員及び訴訟法担当の研究者教員が協議し（実務実習科目履修認証判定委員会）、「法曹に必要なマインド・スキル」に依拠しながら履修認証判定を行うほか、特に法曹倫理に関して、若手法曹が注意すべき点についてベテラン実務家教員がおりにふれ指導を行い、法曹としての使命感や責任感、倫理の涵養を促している。

（ウ）科目への展開

本研究科における、「法曹に必要なマインド・スキル」の科目への展開は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）における、カリキュラム編成で以下のとおり示し、科目への展開を図っている。

卒業認定・学位授与の方針に示された5つの能力（専門力、実践力、探究力、教養力・洞察力、コミュニケーション力）を養成するため、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接法律科目群及び展開・先端科目群からなるカリキュラムを構成します。

法学未修者と法学既修者がともに無理なく体系的に学修できるよう段階的・螺旋的に科目を配置します。さらに、地域に根差し、社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹育成のため、展開・先端科目群に、医療・福祉系科目、法とビジネス系科目、地域の企業、行政及び専門家と連携して授業を実施する科目を配置します。

未修1年次

- ・入門科目により、多様な入学者が自ら学修計画を立てての主体的な学習に誘います。
- ・法律基本科目群（基礎科目）の学修により、「専門力」の基礎を固めます。
- ・基礎法学・隣接科目群の学修により、「教養力・洞察力」を養成します。

未修2年次及び既修1年次

- ・法律基本科目群（基幹科目）の学修により、「専門力」の深化と「探究力」を培います。
- ・実務基礎科目群により、「実践力」、「コミュニケーション力」を獲得し、

あわせて法曹倫理により、実践的な倫理観や社会正義観念を修得します。

- ・基礎法学・隣接法律科目群により、引き続き「教養力・洞察力」を涵養します。
- ・展開・先端科目群により、「探究力」、「コミュニケーション力」を磨きます。

未修3年次及び既修2年次

- ・法律基本科目群（基幹科目）により、「専門力」を完成させ、「探究力」を獲得します。
- ・実務基礎科目群により、「実践力」、「コミュニケーション力」を完成させます。
- ・展開・先端科目群により、「探究力」、「コミュニケーション力」を獲得します。

もとより、各科目により修得できる「力」が、上記5つの力のうちいずれかのみということではなく、「法曹に必要なマインド・スキル」は、すべての科目において達成すべき目標であると考えており、各教員は、常にこのことを意識して法曹養成教育に当たっている。例えば、コミュニケーション力については、演習科目等の通常の双方向性、多方向性の授業により、この能力の育成を図っている。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

(ア) 貴法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

本研究科が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」は、総体としては、上記「卒業認定・学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）」に示された5つの力の修得である。

各科目においては、ディグリー・ポリシー及び「教育の方針」に即し、いわゆるコア・カリキュラムを参照しながら設定されている。その内容は、シラバスにおいて、授業の概要、学習目的、到達目標、授業計画の形で毎年詳細に学生に提示されている。

(イ) 貴法科大学院による検討・検証等

科目内・科目間FDたる教員間の密な協議のほか、そして、第4分野で言及したFD協議会及び授業参観・意見交換会を通じたFDサイクルにより、教員間の認識の共通化を図るとともに、設定内容の適切性が検証されている。

(ウ) 科目への展開

(イ)で述べたような検討，検証を踏まえ，本研究科では，地域社会において生起する課題解決に向けて，多様な関係者と連携し，良好な関係を築くことができるコミュニケーション力を強く意識したカリキュラムを擁し，そのカリキュラムの実践には，研究者と実務専門家の協働はもちろん，さらに法律専門家以外の専門家にも協力を仰いでいる。なぜなら，法的紛争の解決という視点からすれば，現実の紛争は法律問題だけでなく様々な問題が立体的に絡み合っており，法的解決だけでなく，他の解決案も要請されているからである。そこで，本研究科では，シミュレーション教育，実務実習教育による法曹教育システムの構築が実施されてきた。その中核を担うのが，「ローヤリング」，「模擬裁判」，「エクスターンシップ・クリニック」である。

これらの授業では，内容に応じて研究者教員，広義の実務家（法律実務家以外の者）など，多様な講師が参加して授業を運営している。その概要をいくつかの科目を例にとって示すと以下のようなになる。

「ローヤリング」では，依頼者との面接・相談・説得の技法，交渉・調停の理論と実務を，模擬体験をも取り入れて学び法律実務の基礎的技能を修得するように構成されており，法曹としての将来の活動内容につき具体的イメージを与え，勉学のモチベーションともなり，他の科目における理解の深化にも大いに役立つということを前提にしている。そして，岡山弁護士会所属弁護士による幅広い協力を得ながら，現実の多様な事件に携わる臨床経験を持たせ，現実の案件を解決に導く思考能力及び実務能力の養成を目指している。

「模擬裁判」では，弁護士，裁判官，検察官の役割を疑似体験すること，及び法曹が関与する現場を実際に体験することにより，法曹としての将来の活動内容について具体的イメージをつかむことを目的とする。そして，民事，刑事手続に関する理論書や判例の理解はもちろん，他の科目に対する理解を深め，授業を通じて断片的に学んだ手続法の知識を，具体的な事件を通して全体的な裁判手続の流れとして認識させ，実務科目の総括とする。実務家教員のみならず，研究者教員も模擬裁判に関与する。

「エクスターンシップ・クリニック」では，法律事務所における様々な実際の事件を現場で直接的に体験することを通して，実務家法曹に求められる思考能力及び実務能力を養成する。

「要件事実・民事法演習」は，要件事実，民法，民訴法等の基礎知識を前提に，これらの知識を実際の紛争に応用し，紛争解決に導いていくのが法曹の職務であること，また演習では，要件事実論を接点として，実体法と手続法相互の有機的結びつきを考察し，これにより両法の理解をより一層深めることを目的とする。

これらは実務科目系における展開であるが，理論科目系においても，

既に述べたように、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を前提とした授業展開がなされている。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況

入学者選抜について、アドミッション・ポリシーにおいて、「求める人材像」とともに、「専門力」「実践力」「探究力」「教養力」「コミュニケーション力」の5つの「求める力」を明らかにして、一般入試（法学未修者入試）、一般入試（法学既修者入試）、法曹コース特別入試の3つの入試において、①書類審査、②小論文試験、③法律科目試験、④面接試験、⑤法曹プログラムの成績を組み合わせた入学者選抜方法を採用し、実践している。また、「面接・書類審査」において、「志望動機の明確さ及び、本学入学者受入方針にかなう人物かどうか」¹⁴⁰をみている。志望理由書には、「なぜ法曹を志望し、そのためになぜ本研究科の入学を希望するのかを、具体的に記入してください」¹⁴¹、「社会人は、特にこれまでの自己の社会的経験、社会的活動、これまでに取得した各種資格等が法曹にどのように関連し、また法曹としてそれらをどのように活かせるのかを、具体的に記入してください」¹⁴²と指示している。

「カリキュラム」については、カリキュラム・ポリシーに示すとおり、5つの能力（専門力、実践力、探究力、教養力・洞察力、コミュニケーション力）を養成する科目を段階的・螺旋的に配置している。具体的には第5分野及び本分野の（1）に記載のとおりである。とりわけ、本研究科の理念である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹の養成」に基づき、理論と実務の架橋を強く意識した教育を目指しており、その目的達成のため、とりわけ臨床法学教育の充実を特色としている。本研究科は、ローヤリング、模擬裁判及びエクスターンシップ・クリニックのすべてを開講し、その充実に努めているところである。

「授業」について、公表されているシラバスにおいて、学生に「授業の概要」、「学習目的」、「到達目標」を告知し、さらに、研究者教員と実務家教員とが協働して授業内容の検討や授業教材の開発を行い、学外専門家と構築したネットワークを背景とする科目を配置するなどして、「法曹に必要なマインド・スキル」について周知徹底を図るようにしている。また、後記のとおり、FD協議会や授業参観・意見交換会を通じたFDサイクルにより、継続的に授業内容・授業方法の検討・検証が行われている。

「成績評価・修了認定」については、第8分野に記載したとおりである。実務実習科目においては、合否判定により成績判定を行っているが、客観性を担保するため、複数の担当教員によるチェックがなされ、また、「エクスターンシップ・クリニック」において、エクスターンシップ担当の各指導担当弁護士の個別の判定を踏まえた判断を実施している。

¹⁴⁰ 【A7】 2024 年度学生募集要項 4 頁参照。

¹⁴¹ 【A7】 2024 年度学生募集要項 16 頁参照。

¹⁴² 【A7】 2024 年度学生募集要項 16 頁参照。

「教育体制」については、第3分野に記載したとおりである。とりわけ、本研究科では、「法曹に必要なマインド・スキル」の育成を重視し、5名の実務家専任教員（検察官経験者1名）、また、客員教授として裁判官経験者と司法研修所の民事弁護教官の経験者を配置し、さらに、地元岡山弁護士会等の協力の下に多数の非常勤講師を配置している。

「FD」については、第4分野に記載のとおりである。全教員を対象として、全体にかかわる内容が協議されるFD協議会と、教員相互及び岡山弁護士会所属弁護士による授業参観・意見交換会との二本立てで取り組んでおり、充実した実施体制となっている。

「学習環境」については、第7分野に記載したとおりである。本研究科において、特筆すべきは、実務科目を通して、学生が多く非常勤講師である岡山弁護士会所属の弁護士と交流でき、また、本研究科出身のOB・OG弁護士によるフォローアップ体制が整備されている。

最後に、法科大学院全体としての「自己改革」については、第1分野に記載したとおりである。本研究科では、研究科長及び2名の副研究科長で構成される執行部がFD委員会を構成し、教務委員長、入試委員長、学生委員長を副研究科長が兼務する体制をとっていることから、執行部とFD委員会、教務委員会、入試委員会、学生委員会が緊密に連携をとりながら自己改革に向けた課題に迅速に対応できる仕組みが構築されている。また、大学本部執行部とも、常に課題を共有し、解決に向けた方策を検討できる関係が構築されている。そのうえで、法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキルを学生に修得させることができているかどうかを、授業評価アンケートに代表される学生アンケートのほか、全在学生との定期的な個別面談、授業参観やそれを踏まえた意見交換などをおして随時把握し、改革に向けた課題をFD協議会や上記の委員会にフィードバックできるようにしている。

法曹養成状況の達成状況については、2018年度は合格者11名（合格率21.57%）、2019年度は合格者7名（合格率16.67%）、2020年度合格者8名（合格率26.67%）、2021年度16名（合格率48.48%）、2022年度合格者8名（合格率30.77%）で推移しており、全法科大学院平均の半分未満である年度は過去5年間に於いて一度もない。

（3）特に力を入れている取り組み

本研究科が特に力を入れている取り組みとしては、設置の理念である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹の養成」に基づき、理論と実務の架橋を強く意識した教育を目指しており、その目的達成のため、とりわけ臨床法学教育の充実を意識していることがあげられる。臨床法学教育の科目としては、ローヤリングなどの依頼人サービス型、模擬裁判などの技能シミュレーション型、エクスターン・クリニックの法律事務所での法律業務の実習などのエクスターン

シップ型などに分類されるが、本研究科では、ローヤリング、模擬裁判及びエクスターンシップ・クリニックのすべてを開講のうえ、「ローヤリング」を必修科目とし、「模擬裁判」または「エクスターンシップ・クリニック」を選択必修科目とし、その研究・充実に努めている。ローヤリング、エクスターンシップ・クリニックには、岡山弁護士会所属の弁護士が担当・指導する体制がとられている。

また、「1－2 特徴の追求」で述べたとおり、本研究科は、法学部・法科大学院教育、就職支援、継続教育を一貫して捉えた教育システムを構築し、地域社会に有為な法曹人材を輩出し、さらに継続教育を行うことで、中四国地方における国立大学による地域貢献を果たしていくことを目指しており、そのために OATC という組織を立ち上げ、運営上の工夫を施し、人材輩出機能（就職支援を含む）、リカレント教育機能、シンクタンク機能の 3 つの機能を明確化・体系化した上での活動を行っている。

（４）その他

OATC が主催する弁護士研修セミナーや研究会は、本研究科出身の弁護士の他、本研究科の学生も参加可能である。自分の先輩である OB・OG 弁護士らとの交流を通じて、本研究科の学生は、法曹として必要なマインド・スキルを修得することができる。

2 点検・評価

本研究科は、教育の基本的目標、養成する人材像及びディプロマポリシーにおいて「法曹に必要なマインド・スキル」を適切に設定しており、日弁連法務研究財団の示す「法曹に必要なマインド・スキル」と大筋において異なるところはない。また、カリキュラム・ポリシーに基づき編成されたカリキュラムを実施することにより、高度専門職業人たる法曹にふさわしい倫理観や人権感覚に裏打ちされた高度の体系的法知識と実践的法運用能力を備えた人材の育成の体制も整っており、「法曹に必要なマインド・スキル」を実現するための科目配置も適正になされている。さらに、本研究科の設定する「法曹に必要なマインド・スキル」は、上記のとおり、アドミッション・ポリシーにおいて示され、入学者選抜から成績評価・修了認定までの過程全体において組織的に適切に実施され、機能しているといえる。

本研究科は、開校時から、設置の理念である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹の養成」に基づき、多様な関係者と連携するコミュニケーション力の涵養を目指した、臨床法学教育の充実が特色となっている。これらの科目において、学生は多くの非常勤講師である岡山弁護士会所属の弁護士と交流でき、また、現在、岡山弁護士会所属の本研究科出身の OB・OG 弁護士が約 90 名おり、交流も盛んである。本研究科の学生は、弁護士をはじめ、裁判官・検察官などの実務家法曹

と現実に触れ合う環境の下で、自然と「法曹に必要なマインド・スキル」を身につけていくことが可能である。

3 自己評価

A 法曹養成教育への取り組みが、非常に良好に機能している。

4 改善計画

法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が適切に実施されているかどうかについて、今後も引き続き、学生アンケート、定期的な個別面談、FD 活動などをおして組織的に課題を把握するとともに、他大学との教育連携、地域の自治体、法曹界、産業界との連携を踏まえ、検証していきたい。